

平成27年第388回定例会

矢吹町議会会議録

平成27年6月12日 開会

平成27年6月22日 閉会

矢吹町議会

平成27年第388回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	6
議員派遣報告	7
町政報告	7
報告第4号の上程、説明、質疑	11
報告第5号の上程、説明、質疑	11
議案の上程、説明(議案第45号～議案第47号)	12
散会の宣告	13

第 2 号 (6月15日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
大木義正君	17
薄葉好弘君	26
鈴木隆司君	35

佐藤幸市君	45
加藤宏樹君	52
会議時間の延長	60
一般質問(続き)	60
安井敬博君	60
散会の宣告	70

第3号 (6月16日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
一般質問	73
青山英樹君	73
総括質疑	85
議案・請願・陳情の付託	85
散会の宣告	86

第4号 (6月22日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
欠席議員	88
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
職務のため出席した者の職氏名	88
開議の宣告	89
諸報告	89
議事日程の報告	89
議案第45号の委員長報告、質疑、討論、採決	89
議案第46号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	90
陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	91
議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決	93

日程の追加	9 6
同意第 1 号の上程、説明、採決	9 7
同意第 2 号の上程、説明、採決	9 8
同意第 3 号の上程、説明、採決	9 9
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
閉会中の継続調査の申し出について	1 0 7
議員の派遣について	1 0 7
閉会の宣告	1 0 7
署名議員	1 0 9

平成27年6月12日（金曜日）

（第 1 号）

平成27年第388回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年6月12日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第 4号 平成26年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
日程第 6 報告第 5号 出資法人の経営状況について
日程第 7 議案の上程
議案第45号・第46号・第47号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
8番	大木義正君	9番	熊田宏君
10番	栗崎千代松君	11番	角田秀明君
12番	吉田伸君	13番	柏村栄君
14番	藤井精七君	15番	鈴木一夫君
16番	諸根重男君		

欠席議員(1名)

7番 竹元孝夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画経営課長	阿 部 正 人 君	総 務 課 長	藤 田 忠 晴 君
税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君	町民生活課長	氏 家 康 孝 君
保健福祉課長	泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 久 間 一 幸 君
都市建設課長	福 田 和 也 君	上下水道課長	小 針 良 光 君
教育次長兼 学校教育課長	佐 藤 豊 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	白 坂 惠 悟 君
生涯学習課長 兼中央公民館 館 長	梅 原 喜 美 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水 戸 邦 夫	主任主査兼 次 長	角 田 哲 也
--------	---------	--------------	---------

◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第388回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、7番の竹元孝夫君より、入院加療中のため本定例会の会期中は欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 加藤 宏 樹 君

4番 佐藤 幸 市 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長 9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第388回定例町議会が、本日6月12日、招集になりました。それに先立ちまして、6月10日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をしました結果、会期を6月12日から6月22日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は5件であります。そのうち報告2件については全体審議といたします。

次に、条例の一部改正2件及び6月5日までに受理いたしました請願1件、陳情1件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、一般会計補正予算の議案については、会議運営基準に基づき、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。1日目の本日は本会議で、報告2件を全体審議とし、その報告を受けます。日程第7で議案第45号、第46号、第47号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了といたします。

2日目の13日、3日目の14日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の15日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

5日目の16日火曜日は、前日に引き続き一般質問を行い、終了後総括質疑をして、議案、請願、陳情の付託を行いまして、午後1時から常任委員会を開催いたします。

6日目の17日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

7日目の18日木曜日も、前日に引き続き、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

8日目の19日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

9日目の20日、10日目の21日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の22日月曜日は、午後1時から本会議を開き、日程第1から日程第4まで各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となります。

会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

なお、最終日6月22日、本会議終了後午後6時からホテルニュー日活において、過日、福島県町村議会議長会会長から特別及び自治功労者の表彰を受賞されました同僚議員の受賞祝賀会並びに新たに管理職となられました皆様方の歓迎会を兼ねた町執行部との懇親会を予定いたしておりますので、皆様のご参加をお願いいたします。議会運営委員会からの報告とさせていただきます。よろしくご審議方お願い申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日6月12日から6月22日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月12日から6月22日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る6月5日、福島市杉妻会館において開催されました平成27年度福島県町村議会議長会定期総会の席上、福島県町村議会議長会会長から、町村議会議員として在職20年の自治功労者として藤井精七議員が、

そして在職11年の自治功労者として大木義正議員、鈴木一夫議員がそれぞれ表彰されましたので、そのご報告をいたします。

それでは、表彰されました議員各位の伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、それぞれ演壇前にお進みください。なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（諸根重男君） それでは、ここで記念撮影のため、暫時休議いたします。

（午前10時10分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午前10時12分）

○議長（諸根重男君） 本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会、福島県町村議会議長会平成27年度定期総会における議案書等の写し及び請願、陳情文書表並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書はお手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 JAグループの自己改革の実現に向けた意見書、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書、発議第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故による営業損害賠償打ち切り素案の見直しに当たり被害の実態を講じた継続的な支援を求める意見書につきましては、それぞれ平成27年3月18日付で各関係機関に送付をいたしました。

◎監査報告

○議長（諸根重男君） これより、例月出納検査の結果について代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成26年度2月分を3月24日に、3月分を4月23日に、平成26年度及び平成27年度4月分を5月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成27年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月24日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から、関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査結果の報告といたします。

○議長（諸根重男君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（諸根重男君） 次に、私から平成27年5月25日に開催されました平成27年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についてご報告をいたします。

初めに、臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申し合わせ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に須藤博之白河市議会議長が、副議長には中野目正治泉崎村議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案についてであります。議会選出による監査委員の選任議案1件が組合管理者から提出され、星一彌鮫川村議会議長が同意されました。

議案等の内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

次に、平成27年6月5日開催されました福島県町村議会議長会平成27年度第1回定期総会の結果について報告いたします。

定期総会の議事に先立ち優良町村議会等の表彰が行われ、只見町議会以下2町村議会が、そして町村議会議員特別功労者として29名の方々が、自治功労者として59名の方々がそれぞれ表彰され、目黒会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつては、その総代にそれぞれ表彰状等が授与されました。

本定期総会での議案についてであります。報告1件、議案3件及び任期満了に伴う議長会会長以下役員の選挙3件が提出されました。

報告第4号については、2月の総会以降において異動のあった役員についてその報告がありました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として各地方町村議会議長会から提出された21件の議題についての審議がありましたが、そのうち第20号及び第21号は西白河地方町村議会議長会から提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

第20号は、道路網の整備促進についてでありまして、内容は広域農道の県道への編入を含む主要地方道及び国道並びに重要な高速交通体系へのアクセス交通網と幹線交通網の整備促進を図るものであり、いずれも地域の振興発展に不可欠の要件であり、緊急に対処しなければならない課題として要望したものであります。

第21号は、福島空港の利用拡充についてであり、福島空港は平成5年の開港以来、国内、国際便ともに定期路線を拡大し、県民の空のアクセス、首都圏に近い地方空港として、貨物輸送の促進等も図られてきましたが、平成15年に名古屋便路線が休止となり、相次ぐ航空会社の撤退や路線の廃止を受け、東日本大震災以降は、国際便までもが休止、廃止に追い込まれ、利用者数の減少から空港そのものの存続も危惧されており、福島空港利活用のためのさらなる取り組みとして、国内線の定期路線の拡充、さらに国際線定期便の再開など、県民の空のアクセスの充実について強く要望いたしました。

そのほか、各町村議長会から提出された要望についても、全件とも原案のとおり可決されました

次に、議案第5号 決議についてであります。我々地方議会人は、地域住民の代表としての使命に徹した積極的な議会活動を通じて、町村自治の振興発展のため、地方分権改革の推進を初め、町村財政基盤の確立など、10点について早期実現を期することとしたものであります。

また、震災前の緑豊かな光輝く町村の再生実現に向け、12項目に及ぶ国並びに東京電力に対する要請として、議案第6号 ふくしまの復興・再生に関する特別決議が、福島県市町村議長会会長から、それぞれ別紙のとおり提案され、いずれも原案のとおり決議されました。

さらに、議長会規約の規定に基づき、選挙第1号から第3号までの、任期満了に伴う会長以下、議長会役員選挙が行われ、6名の選考委員会による指名推選の結果、会長には、下郷町議会議長、佐藤一美氏が選任され、副会長には、泉崎村議会議長、中野目正治氏と、双葉町議会議長、佐々木清一氏の両名が選任されました。そして、監事には、会津美里町議会議長、横山義博氏、小野町議会議長、村上昭正氏、新地町議会議長、目黒静雄氏の3名の方々がそれぞれ選任されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、平成27年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（諸根重男君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第388回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様には感謝を申し上げます。

初めに、このたび町議会議員として長年にわたり町発展のためにご尽力されたご功績により、自治功労表彰の栄誉に浴されました藤井精七議員、大木義正議員、鈴木一夫議員に対し、町を代表し、心からお祝いを述べさせていただきます。このたびのご受賞、まことにおめでとうございます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第388回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。災害公営住宅整備事業につきましては、町内全体で52戸の建設を予定しております。

中畑公民館脇の中畑地区4戸については、昨年12月に工事を着手し、本年7月の完成を目指し、鋭意施工中であります。

円谷呉服店跡地の中町第一地区14戸については、本年2月に造成工事を着手し、現在、建築の基礎工事を施工中であります。

薫、商工会館跡地の中町第二地区23戸については、本年3月から造成工事を着手し、現在、本年6月の建築工事着手に向け鋭意施工中であります。

山口靴店跡地の中町第三地区11戸については、本年7月の工事発注に向け、現在、実施設計中であります。

なお、平成28年3月末までには、町内52戸全ての完成を目指し、事業を推進するとともに、進捗状況にあわせた入居説明会及び内覧会等を随時実施し、速やかな入居開始に向けた準備を進めてまいります。

屋内外運動場整備事業につきましては、東日本大震災の影響等により、本町の子供たちの運動機会の確保と、運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹駅東口の小松地内に整備いたしました。3月27日、オープニングセレモニーが福島復興局長を初め多くのご来賓の皆様、元気いっぱいの子供たち、保護者の皆様、総勢500名の出席のもと、盛大に開催することができました。

なお、施設の愛称については、矢吹町にすてきな未来が来るように、子供たちが未来に向けて頑張るようにと、「未来くるやぶき」とすばらしい愛称をつけていただき、当日は、子供たちが笑顔いっぱいの表情でフットサルコートを走り、遊び回る姿を見て大変うれしく感じました。今後も子供たちの健やかな成長を支援する取り組みを推進してまいります。

次に、除染関係についてであります。4区五本松・2区井戸尻地区等の住宅及び商業施設除染につきましては、除染対象となった218カ所の作業を3月末で完了いたしました。

また、堰の上仮置き場につきましては、接続道路舗装工事及び全12ステージのうち残る4ステージの造成工事を鋭意施工中であります。

矢吹1次地区である滝八幡、舘沢、北町、本町、中町、大町、花咲、新町地区の332カ所の住宅除染につきましては、5月上旬から現場に着手し、5月末には矢吹2次地区である大池、善郷内、小松、曙町、八幡町、東郷、一本木、田町地区の177カ所を追加発注したところであります。

さらに、中畑地区1,168カ所及び三神地区1,000カ所の放射線量詳細調査につきましては、調査がほぼ完了し、現在、結果の集計作業を実施しており、データがまとまり次第、各世帯等に結果を送付するとともに、中畑地区及び三神地区の除染業務を早期発注できるよう努めてまいります。

道路の除染につきましては、井戸尻・堰の上地区の除染作業が本年3月末に完了しており、今後、住宅等の除染状況にあわせて詳細調査を実施し、さらなる推進を図ってまいります。

公園の除染につきましては、大林児童公園、新町児童公園、赤沢児童公園、堰の上公園の4公園について、本年3月末に除染作業が完了しております。

今後は、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える箇所のホットスポット除染を行うため、詳細調査を実施し、順次、除染作業を発注してまいります。

企業及び工業団地の除染につきましては、井戸尻・堰の上・北浦地区に所在する8事業所の除染作業が、本年3月末に完了しております。現在、除染作業を実施している矢吹テクノパークの面的除染及び赤沢地区工業

団地の除染につきましても11月末までには完了する見込みであります。

次に、放射線被曝検査についてであります。放射線外部被曝検査につきましては、昨年度に引き続きガラスバッジ線量計による検査を実施しており、対象者については、これまでの中学生以下の子供及び妊婦のほか、検査を希望する高校生以上の全町民に拡大し検査を行っております。

なお、検査期間は6月から11月までの6カ月間を予定しております。

放射線内部被曝検査につきましては、平成26年度は、ホールボディカウンター車による検査を保育園児、幼稚園児、小学生、中学生を対象に1,729名、白河厚生病院では、4歳以上の子供から一般の方を対象に581名、ひらた中央病院では、生後7カ月以上の乳幼児から一般の方を対象に13名、合計2,323名が受診し、いずれの方も健康に影響がない数値でありました。

平成27年度につきましては、ひらた中央病院でのホールボディカウンター検査を18歳以下の方を対象に無料で実施するほか、白河厚生病院では、10月から11月を本町の割り当て期間として検査を実施する予定であります。さらに、今年度は保育園児、幼稚園児、小学生、中学生を対象に甲状腺検査の本格検査を実施する予定であります。

4ページをごらんください。

次に、(仮称)矢吹泉崎バスストップ利用促進協議会についてであります。本町では、町民の交通手段の確保、利便性向上のため、東北自動車道矢吹インターチェンジの南側に高速バスの停留所の建設を検討してまいりましたが、このたび国土交通省、福島県、西白河郡内市町村長、東日本高速道路株式会社、公共交通事業関係者を委員とした協議会を設立いたしました。

なお、4月24日に第1回の協議会を開催し、役員を選任、今後のスケジュールなどを決定したところであり、平成30年度の供用開始を目指し、協議を進めてまいります。

次に、行政区長委嘱状交付式及び区長会総会についてであります。4月15日、平成27年度の行政区長91名の方々に委嘱状を交付し、引き続き区長会総会が行われました。総会では、平成26年度の事業、決算報告の承認及び平成27年度の事業、予算の議決のあと、大野康統会長を初め、副会長、幹事等15名の新役員が選出され、平成27年度の各種事業がスタートいたしました。

今年度も、区長会を通して多くの皆さんの意見を町政に反映したいと考えており、区長会の皆様方には各種事業にご協力いただく予定としております。

次に、全町クリーン作戦の実施についてであります。今年度は、4月26日に、「人・モノ・自然を大切に『遺魂し』の心を生かしてごみゼロのまちを築きましょう」をスローガンに、早朝より、行政区長を初め、関係者の皆様のご協力のもと、第30回全町クリーン作戦を実施いたしました。

実施の結果、不燃ごみと可燃ごみを合わせて47トンのごみを収集、処理し、昨年度より6トンの減少となりました。多くの町民の皆様、そして建設協力を初め多くの協力団体の方々に対し、改めて心から感謝申し上げます。

次に、町民健診についてであります。本町では、平成20年度から国民健康保険の被保険者を対象とした特定健康診査を実施し、平成26年度は、受診者1,756人、受診率46.2%でありました。

平成26年度は、特定健康診査に貧血検査、心電図検査、眼底検査の3項目を追加し、さらに今年度は尿酸検

査も追加するなど魅力ある健診を目指し、受診率の向上を図ってまいります。

また、特定健康診査のほかにも人間ドック検診、PETがん検診等、各種がん検診を前年度同様に実施し、病気の早期発見、早期治療で住民の健康増進、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、花いっぱい事業についてであります。福島県と矢吹町で花の苗を約9,000本用意し、5月上旬から行政区、商店街、小学校、企業、ボランティア団体等の協力を得て、県道及び町道沿道等に植栽し、環境美化事業を実施しております。

次に、横浜DeNAベイスターズ中畑清監督後援会についてであります。後援会では、平成24年度より横浜DeNAベイスターズを応援するバスツアーを実施しております。

本年度につきましては、4月5日の対ヤクルト戦、5月10日には対巨人戦の応援バスツアーを実施し、107名の方が参加いたしました。

今後の予定につきましては、6月21日対広島戦、7月5日対阪神戦、9月23日対中日戦となっておりますので、多くの皆様のご参加をお願いいたします。

また、5月19日現在の後援会の状況につきましては、個人会員170名、家族会員86組275名であり、引き続き会員の募集をしておりますので、ご協力をお願いいたします。

今後も継続的に応援活動を実施していくことで、中畑清監督の活躍を復興への励みとしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ここまで、東日本大震災、原子力災害等に関する項目から9点について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの16項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第388回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

東京やぶき会について。

白河信用金庫からの車両寄附について。

消防団活動について。

「新・矢吹方式による」交通安全・防犯活動について。

ヘルステーション設置運営事業について。

国民健康保険事業について。

介護保険事業について。

メガソーラー施設の操業開始について。

町道整備事業について。

小中学校、幼稚園、保育園の入学式について。

放課後児童クラブについて。

幼稚園預かり保育について。

矢吹小学校大規模改修事業について。

ことぶき大学開講式について。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 以上で町政報告は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

(午前10時35分)

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午前10時46分)

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第5、報告第4号 平成26年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第4号 平成26年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成26年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました放射線対策事業、災害公営住宅整備事業、矢吹小学校大規模改修事業等を、また、平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算において計上いたしました公共下水道施設整備事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越計算書のとおり平成27年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第4号 平成26年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより、報告第5号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第5号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成27事業年度事業計画、平成26事業年度事業報告、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの損益計算書、平成27年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） 報告第5号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による提出のため、質疑を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎議案の上程、説明（議案第45号～議案第47号）

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより議案の上程を行います。

議案第45号、第46号、第47号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第45号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災の発生時に旧緊急時避難準備区域等に居住していた世帯に対する国民健康保険税の減免を、平成27年度分についても引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国の示した基準に基づき減免措置を実施した場合、減収分が国からの災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される平成26年度末までの減免としておりましたが、国の財政支援が延長されたため、財政支援の内容に合わせ、引き続き国民健康保険税の減免を実施するものであります。

次に、議案第46号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、矢吹町中央公民館料理実習室に空調設備を新設したことに伴い、矢吹町公民館条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、平成27年7月1日から他の施設と同様に、料理実習室冷暖房使用料として、1時間当たり110円を加えるものであります。

次に、議案第47号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億800万4,000円を追加し、総額を90億500万4,000円とするとともに、地方債の補正

を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金1億2,598万8,000円、繰入金1,079万4,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金966万9,000円、町債2,090万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、農林水産業費がふくしま森林再生事業等により1億2,198万6,000円の増額、土木費が都市再生整備計画事業等により1,869万円の増額、教育費が総合型地域スポーツクラブ設立準備事業等により562万円の増額、商工費が中心市街地復興・街づくり支援事業等により4,270万円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、都市再生整備計画事業債2,090万円を減額し、970万円とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、議会活性化等調査特別委員会を開催いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

(午前10時53分)

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 (月曜日)

(第 2 号)

平成27年第388回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年6月15日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
8番	大木義正君	9番	熊田宏君
10番	栗崎千代松君	11番	角田秀明君
12番	吉田伸君	13番	柏村栄君
14番	藤井精七君	15番	鈴木一夫君
16番	諸根重男君		

欠席議員(1名)

7番 竹元孝夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	氏家康孝君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君

上下水道課長 小 針 良 光 君 教育次長兼 佐 藤 豊 君
学校教育課長

会計管理者 白 坂 恵 悟 君 生涯学習課長 梅 原 喜 美 君
兼出納室長 兼中央公民館 長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫 主任主査兼 角 田 哲 也
次 長

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間、回数制限について確認させていただきます。

時間の制限については、質問、答弁、それぞれ30分以内とし、回数については、1問につき3回以内であります。また、質問、答弁の制限時間3分前には、それぞれ予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いいたします。なお、30分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（諸根重男君） 通告1番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、議会傍聴にお出でくださいました皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、町の財政についてお伺いいたします。

矢吹町の財政については、平成18年の秋に国が初めて公表した実質公債費比率で24.3%、県内ワースト3位、全国ワースト36位という衝撃的な発表であったために、町民の関心もいまだに高く、町の財政を心配してくださる町民の方も多くいます。一番多いのは、県内でのワースト順位を心配してくださる人です。私はそのたびに、「順位は気にしないでいいよ、町も議会も健全財政の基準とされる18%以下に抑えながら、町民が安心して生活するために必要な事業や政策を進めていきますから安心してください」と話をしております。我々議員の役割の一つは、町民の不安をあおるのではなく、安心して生活ができるように、正しい情報を伝えていくことではないでしょうか。

私は、町政の運営も会社の経営も、家庭のやりくりも、財政の規模は違っても同じようなものだと考えております。まず、無駄な出費を抑える、これは当然のことです。その上で、どうしても必要とされるものは借金をしてでもやらなければならないこともあります。大事なことは、きちんと借金の返済をしながらも、健全な

運営、経営、やりくりができるように計画性を持って進んでいくことです。

町は、財政を改善するために、平成19年4月から平成22年3月まで財政再建3カ年計画に取り組みました。これは、さきに述べたように、国が平成18年度から新たに導入した財政指標によって、実質公債費比率が公表され、町民の不安が高まったために、町が町民説明会を実施して、財政再建に取り組んだわけです。私の記憶の中では、実質公債費比率の数値が最も悪かった時期は、平成17年から20年ころにかけてと思われるのですが、この当時と比較して、町の実質公債費比率、将来負担比率、借金の残高及び税収はどのように変化し、改善されてきたのか、お伺いします。

財政についての2つ目の質問ですが、町の実質公債費比率は、平成24年度は16.9%、平成25年度は16%、将来負担比率は、平成24年度が155%、平成25年度は141.6%と改善されてきております。今後も実質公債費比率は健全財政の基準とされる18%を超えることはないと思いますが、必要とされる事業は数多く控えております。借金をふやしたくないから事業をやらないというわけにはいきません。これまでも、財政再建3カ年中であった平成21年度には、スクールニューデール構想での国からの臨時交付金や補助金の増額を活用して、中学校の改築を決断し、また、いち早く幼稚園、保育園、小学校の耐震化を進め、あの東日本大震災においても子供たちが無事だったことを思うと、いかに必要な事業を町民のために実行していくかが重要であると感じております。

先日、新聞で報道されました県内の公立小・中学校と幼稚園の耐震化率では、県平均が84.9%に対して、矢吹町は小・中学校、幼稚園ともに100%となっております。これを見て、町民の方、特に子供を持つ保護者の方は安心したと思います。これらの事業が仮に借金がふえるから後回しとか、実質公債費比率が悪くなると困るからといってやらなかったとしたら、大きな後悔を生んでいた可能性もあります。次に質問する防災行政無線難聴対策の整備についても同じことが言えると思います。町民の安全・安心、子供たちの安全・安心には必要とされる先行投資であると、私は考えます。

そこで、今後も町民や各行政区などから、さまざまな要望が出てくることが考えられ、また、来年度からは新たに第6次まちづくり総合計画がスタートしますが、健全財政を維持しながら、これらの要望にどのように応えていくのか、町の方針をお伺いします。

次に、防災についてお伺いします。

町は、平成26年度から防災行政無線難聴対策として、現在の60メガヘルツにかえて280メガヘルツ波送信局への整備と防災ラジオの配布事業を進めております。この事業は、防災行政無線が聞き取りにくいという苦情が以前から寄せられており、防災機能の役割を十分に果たしていないことや、近年の住宅事情により、戸締りしているときには家の中からは聞こえないことなどを考慮して、高性能の280メガヘルツの送信機器と室内防災ラジオの組み合わせで難聴を解消し、防災機能の能力を高め、災害時に備えようという事業であります。多くの町民の方は難聴の解消に期待を寄せておりますが、一部の町民からは、これだけの予算をかけて果たしてどれだけの効果があるのかといった声も聞かれます。町では、昨年の10月とことしの4月の2回の試験放送を実施したと伺っておりますが、現在の60メガヘルツの防災行政無線と比較して、どのような効果が期待できるのか、今までの難聴地域は解消できるのか、お伺いします。

防災についての2つ目の質問は、東日本大震災の教訓を生かし、町が新たに耐震性飲料水兼用貯水槽を文化

センター駐車場と矢吹小学校校庭の2カ所に設置しました。さらに、役場駐車場南側には備蓄用倉庫も完成しております。我々も現地で説明を受けておりますが、当然ながら実際に運用しているところはまだ見ておりません。災害が来て使用することがないことが一番の望みですが、災害はいつどんな形でやってくるのか、誰にもわかりません。さきの東日本大震災がそれを教えてくれました。いつやってくるかわからない災害に備えて、日ごろの訓練の必要性も感じました。特に、役場職員の多くが、これらの施設の取り扱いを熟知することで、災害時にはすぐに対応することができると思います。

そこで提案ですが、例えば貯水槽の2つのうちの1つを使って飲料水を実際に出してみたり、備蓄倉庫から毛布や食料品を避難所に運んで手順を確認するなどの防災訓練を、毎年とは言わないまでも2年に1回ぐらいは実施してみてもどうでしょうか。そうすることで、関係者は貯水槽や備蓄倉庫の取り扱いを覚え、町民の方は防災に対する意識を高め、いざというときには慌てることなく冷静に行動に移せると思いますが、町の考えをお伺いします。

次に、学校給食費問題について、お伺いします。

小・中学校の学校給食費の未納や滞納については、過去にも質問させていただいたことがあります。時々保護者の方や町民の方から聞かれることもあります。常識的に言えば、子供に弁当をつくって持たせれば、当然、御飯やおかず代はかかるわけですから、学校の給食だって負担していただくのは、保護者として当然の義務であると考えますが、未納や滞納する保護者の中には、義務教育だから給食を食べさせるのも学校や町の義務だなどと勝手なことを主張している保護者の方もいると聞いたことがあります。こういう非常識な保護者がいることによって、真面目に給食費を納めている家庭の子供たちが影響を受けてしまうと伺いました。以前に、ある校長先生と話をしたとき、給食は1食幾らで計算して頼んでいるので、未納などがあると、その不足した分を、おかずを1品、2品減らすことになるので、子供たちみんなに影響すると話しておられました。

私が5年前にこの質問をさせていただいたときは、たしか中学校と2つの小学校において未納があると答弁をいただきましたが、現在は未納や滞納は解消しているのでしょうか。問題があるとすれば、学校別の件数と未納や滞納の金額もお伺いします。また、これらを解消するための努力はしていると思うが、どのように改善し対応しているのかもあわせてお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、町の実質公債費比率、将来負担比率、借金の残高及び税収は、財政再建3カ年当時と比べ、どのように変化し改善されてきたのかのおただしであります。財政再建3カ年計画の初年度である平成19年度と比較しますと、実質公債費比率は平成19年度24.9%、平成25年度16.0%で、8.9%の減。将来負担比率は、平成19年度185.3%、平成25年度141.6%で、43.7%の減、起債の残高は平成19年度末で約81億3,500万円、平成26年度末約78億9,000万円で、2億4,500万円の減、町民税等の税収は、平成19年度で約21億2,800万円、平成

26年度約22億1,800万円で、9,000万円の増であります。

実質公債費比率、将来負担比率については、いずれにおいても早期健全化基準をクリアする数値を示しており、継続的に健全な財政運営が図られております。

特に、実質公債費比率はピークであった平成18年度の25.1%から大幅に改善され、財政再建3カ年計画後においても、償還満了による償還金の減少、繰上償還の実施等により公債費負担の軽減が図られ、年々着実な減少をたどり、健全財政へと推移しております。

起債の残高については、震災復旧、復興事業の確実な推進による事業費の拡大により、平成22年度以降、増加傾向にはあるものの、これら事業の多くは、後年度に返済金額の一部が普通交付税の基準財政需用額に算入される、いわゆる交付税措置のある有利な起債の借り入れであることから、将来的な財政状況の悪化の要因にはならないと見込んでおります。

町民税等の税収については、震災からの復旧・復興関連事業の持続や、企業の生産活動の回復等により、営業、給与所得や担税力の向上、その他税制改正等の影響により増加傾向にあります。

今後の見通しとしましては、矢吹中学校改築事業の起債償還や、国営かんがい排水事業の負担金償還等があるものの、過去の大規模事業の償還満了や財政状況を見きわめた上での繰上償還の実施、より負担の少ない金利への借りかえにより、急激な実質公債費比率等の上昇や財政運営の悪化を招くことはないものと見込んでおります。しかしながら、他自治体においても同様の健全努力を行っており、実質公債費比率を順位で見た場合には、高い位置にあることは認識しております。

今後も引き続き、財政再建3カ年計画の理念、成果を継続し、健全な財政運営を推進するため、新しい行財政改革の指針として、第6次矢吹町行財政改革大綱の策定を進め、財政指標の目標管理を行い、さらには適正課税、厳正で公平・公正な徴収、収納率の向上による自主財源の確保に努めながら、計画的な財政運営の取り組みにより、実質公債費比率を含めた健全化判断比率の改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健全財政を維持しながら、どのように要望に応じていくのかのおただしであります。人口減少、少子高齢化等がさらに進行し、地方が新しい時代に入中、厳しい財政運営においても、複雑多様化する新たな行政需要への対応、住民、行政区が真に求める行政サービスを住民主体の考えのもとに提供するという考え方が強く求められております。急激に変化する社会経済情勢や、国・県等の政策、施策の変化にも柔軟に対応し、まちづくり総合計画を着実に推進するため、行政が担うべき事務事業、現状把握、課題抽出などを行い、選択と集中による事業展開と住民に寄り添った行財政運営を行う必要があります。

財政運営といたしましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画に基づいて、復興事業を優先しながらも、第5次矢吹町行財政改革大綱に基づく徹底した行財政改革の遂行に当たり、実質公債費比率は早期健全化基準である18%を上回ることはないよう、着実な減少に向けて取り組んでいるところであります。

先ほども申し上げたとおり、実質公債費比率を順位で見た場合には高い位置にあり、依然として厳しい財政状況にはありますが、まちづくりの主役は町民でありますので、町民が安心して安全である暮らしの実現、復興を形にしていいため、将来への夢と希望に満ちあふれたまちづくりへの取り組みに全力で努めてまいります。

そのためにも、住民に最も身近な基礎的自治体として、多様化する住民要望に的確に応え、行政の多元化や

民間のノウハウを活用したPPP、PFI等に取り組むとともに、住民、行政が持っている知恵や技術、経験、情報などを十分に生かし、幅広い分野で新たな協働型社会の構築を目指して、効率的かつ効果的な行政運営、持続可能な財政基盤を確立し、健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、防災行政無線の難聴対策についてのおただしであります。平成26年度は同年8月の議会全員協議会で防災行政無線システムの整備方針等について説明をさせていただき、議員の皆様のご理解とご協力により、280メガヘルツ単位の送信局の整備及び防災ラジオを導入いたしました。防災ラジオは本年3月17日から配布を開始し、希望される町民の皆様のほか議員の皆様、行政区長、民生児童委員、消防団、公共施設に配備し、5月末現在881台が町内各地で順調に稼働しており、送信局についても3月末に完成いたしました。今後も希望される方々へ防災ラジオを配布することにより、長年の課題であった建物内での難聴問題は解決するものと考えております。さらに、今年度は280メガヘルツを利用した防災行政無線の屋外子局の整備と、高性能スピーカーの導入により、屋外における防災行政無線の難聴対策を考えております。

現在のアナログシステムは、録音した肉声を受信機で受信し、アンプで増幅しスピーカーを鳴らすものであります。280メガヘルツシステムはテキストデータを受信し、音声を合成してスピーカーを鳴らすというものであります。これら性能や特性、効果を検証するため、昨年の消防団秋季検閲に合わせて、280メガヘルツ防災行政無線の音源を利用した高性能スピーカーの音達調査を行った結果、音達距離に大きな違いがあることが確認できました。具体的には、従来のスピーカーは音達距離270メートル程度でありましたが、高性能スピーカーでは音達距離が500メートル以上であることが確認でき、高性能スピーカーを使用することにより現在より広範囲にわたり情報を伝えることができるため、屋外子局を増設することなく難聴地域の解消が図られるものと考えております。

また、本年4月には、現在使用しているアナログの防災行政無線システムと280メガヘルツシステムとの音達調査を行いました。調査方法はアナログシステムも、280メガヘルツシステムも、既存のスピーカーを使用し調査を実施し、4方向に鳴らした音を各4地点で聞き取りを行いました。いずれの地点も音の大きさにはそれほど違いはないものの、280メガヘルツシステムのほうが、音が明瞭で放送内容が聞き取りやすい結果でありました。これは、アナログが録音した音声を増幅するのに対し、280メガヘルツは各子局で音声合成をするため、音質が劣化しないためであります。

このほか、280メガヘルツシステムはインターネット回線及び衛星回線による伝達方法が利用でき、災害時のバックアップ方法が確保されていること、防災ラジオと屋外行政無線が同じシステムであることで同時期に放送できること、管理運営が容易であることなど、280メガヘルツシステムは、アナログシステムを上回るメリットがあるため、屋外子局も280メガヘルツシステムを導入し、これまで長年の課題であった難聴問題の解決が図られるとともに、復興計画の最重点課題である防災体制の再構築、災害に強いまちづくりの推進に大いに寄与するものであると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、耐震性飲料水兼用貯水槽、災害備蓄倉庫等を利用した防災訓練についてのおただしであります。耐震性飲料水兼用貯水槽は平成25年度に文化センター駐車場、平成26年度は矢吹小学校校庭に設置し、それぞれ100トンの飲料水を蓄えております。本施設は防火水槽を兼ね備えておりますので、消防団の火災防御訓練

及び自主訓練など、災害時に備えた訓練に活用しております。また、災害備蓄倉庫につきましては、平成26年度に文化センター駐車場に整備しており、備蓄備品については、応急復旧に使用する資機材及び避難所で使用する日用品、停電時に使用する発電機、投光器等を今後5年間で整備を予定しております。

委員ご指摘のように、施設や設備等を整備しても、実際の災害時に速やかに活用するためには、日ごろの訓練が必要であると考えておりますので、消防団、民生児童委員、日赤奉仕団、災害ボランティア等の関係団体との協議を深め、まずは各団体ごとの訓練を行い、できるだけ早い時期に総合防災訓練等を実施するとともに、災害時における備蓄用品等についても万全を期し、町民の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

8番、大木議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費問題についてのおただしであります。学校教育法第11条では、学校給食の運営経費のうち、施設設備費や人件費以外の食材費等については保護者が負担すべきこととされており、学校給食が適切に実施されるためには、保護者の方々に適切に負担していただくことが不可欠であります。本町では、学校給食費の徴収業務は、学校給食を実施している各小・中学校が納入義務者である各保護者の理解と協力を得ながら、給食会計として各学校単位で学校口座による管理を行っております。

各小・中学校の未納額については、中畑小学校、三神小学校にはありませんが、平成27年5月31日現在、矢吹小学校11件、約27万円、善郷小学校10件、約22万円、矢吹中学校19件、約34万円の未納額があり、3校の合計は40件、83万円であります。未納額を前年度と比較しますと、矢吹小学校は約3万円の減、善郷小学校は約26万円の減、矢吹中学校は約57万円の減であり、合わせて未納額は約50%、約86万円の減額となっております。未納額は減少してはいるものの、議員おたしのとおり、児童・生徒に気づかれないように保護者に督促するきめ細やかな対応も必要であり、さまざまな取り組みを実施しているところであります。

学校給食費未納額の改善については、平成20年度に教育委員会が学校と連携した取り組みを実施するために設置した矢吹町学校給食費未納対策委員会において、各小・中学校の未納状況の確認や未納解消等について意見交換を行い、連携した対策を図っているところであります。これまで、各小・中学校が連携し実施した取り組みとして、PTA総会時に、学校給食は保護者の皆様の学校給食費で成り立っている仕組みや現状の説明を行い、新入学児及び学年進級時には期日までの納入依頼と、納入が3カ月以上おくれた場合には給食の停止に承諾する旨の同意書を提出していただいているところであります。

未納者につきましては、督促状の送付を行い、家庭訪問や納入相談を随時実施しているところであり、PTA役員の方にも督促訪問などのご協力をいただいております。また、今年度からの新たな取り組みとして、学校給食費の過年度未納者のうち同意を得た方を対象に、通常口座振替により支給している児童手当を現金支給とし、児童手当から学校給食費を支払う対策を講じたところであります。なお、生活困窮家庭には、学校から

学校給食費や学用品費、修学旅行費などを扶助する就学援助制度をお勧めして支援を行っているところであります。今後も、各小・中学校と連携しながら、保護者の理解を得る取り組みを一層推進し、学校給食費の未納の未然防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは、再質問をさせていただきます。

町の財政については、先ほど、町長のほうから大分改善してきているというお話を伺って安心しておりますが、これからもなかなか厳しい財政運営は強いられていくんだろうと思いますけれども、やはり先ほど答弁の中であったように選択と集中という形で、結局、何でもかんでもやっていくというわけには、幾ら要望があってもなかなか財政的にも難しい部分があるんでしょうから、やはりこの第6次まちづくり総合計画では、今までよりもより町が活性化するような、活性化していくような、そういうような事業に対して、ある程度の集中投資をしていただければ、よくなっていくのかなというふうに私は考えますけれども、その辺の考えをお伺いします。

あと、防災についてなんですけれども、先ほど、2回の試験放送をして、間違いなく今回導入を予定している280メガヘルツのほうで、難聴に関して十分な役割を果たしてくれるということですが、この280メガヘルツを導入する前に、現在の60メガヘルツで、例えば支局をふやすとか、スピーカーをもっと多くつけるとかでやった場合にどうなるかという考えをしたんだかどうか。やはりそれでもなかなか難聴を完全に解消できないから、この新しい280メガヘルツの高性能のほうに進んできたんだかどうか、その辺の最初の取り組みはどうだったのかをお伺いします。

あと、防災訓練については、各団体などと協力しながらやっていきたいということですが、結局、飲料水の場合は、あれを立ち上げて、万が一、水道がだめなときは水を飲めるようにやるんでしょうけれども、実際に動かしていかないと、例えば私が言ったように2カ所あるとすると、2年に1回ずつやると、1カ所で実際に動かしてみるのが4年に1回という形になりますよね。ああいう設備というのは、私も何回か火事のとときに体験しているんですけども、あと見たりしているんですけども、例えば消火栓がありますよね、あれも全然動かさないと、いざ火事のとこになってあげようとする、さびついていてあかなかったりとか、あと冬はもう凍結していて、常備消防の方も実際に私、家の近くに火災があったとき見たんですけども、消火栓から引っ張ろうと思っても、凍っていてあかないと常備消防の方も言ったんです。

だから、そういう意味では、せっかくなので飲料水兼用貯水タンクをつくっても、今度やってみようと思ったときに、例えばパッキンが劣化していたとか、どこかのあれがさびついて動かなかったとかと、そういうこともないとは限らないので、ぜひとも何年に1回は実際に動かしてほしい、防災訓練をしてほしいと思います。

あと、やはり実際に取り扱いをするのに、今の知っている担当の職員の方がいればいいんですけども、例えばたまたまその職員の方がいなかったりとか、定年でやめてしまったりしたときに、その次の人がきちんと覚えているかどうか。やはりある程度の職員の方、多くの人が見ていて、ああ、こういうふうにしてやれば、こういうふう利用できるんだなというのを覚えていてほしいなという思いも含めて、何年かに1度はぜひや

っていただきたいというふうに思います。

あと、学校給食費の問題ですけれども、私が5年前に質問させてもらったときと比べて、今の教育長の答弁だと、大体当時と比べて半分くらいに件数も未納額も減っているということで、やはりかなり努力していただいているんだというふうに感じます。それで、5年前もやはり同じ督促状を子供にわからないように親に出すということと、あとは3カ月以上未納の場合は弁当持参を要求すると、弁当をお持ちくださいというふうな形でやりますということだったんですけれども、私が質問した5年前から現在まで、実際にそういう事例があったのかどうか、給食費を払っていただけないので、弁当をお持ちくださいというふうに通告した事例があったのかどうかを伺います。

あと、その当時、ちょうど国からの児童手当が出る時期だったんで、それから直接もらうことはできないんですかという質問をしたことがあったんですけれども、そのときはちょっと難しいということだったんですけれども、今回の答弁で、今年度からその児童手当を現金で支給してその中から払ってもらうようにしたいということなので、実際に今年度からということは、まだやっていないのでしょうか、果たしてそれで未納の保護者の方が払ってくれるのかどうか、その見通しもあわせて伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに、町の財政についてのおただしであります。改善していることについて、大木議員のほうにご理解をいただいたことにつきまして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

今、大木議員が話されたように、その話された内容については、私も全く同感であります。無駄を省き、選択と集中を重ねながら、まちづくりを進めていきたい。これについてはもう平成19年度当時から、方針、姿勢としては全く同じでございます。変わらずに、今までのように、かつて高度経済成長期にあった時代のように、住民の要望に対してあれもこれもというようなわけにはいかないと、そういうことで行財政改革大綱に基づいて、町は財政の健全化に努めてきたわけございまして、今後もあれもこれもということには対応できません。したがって、今後のまちづくりは、大木議員からも話がありましたように、第6次まちづくり総合計画並びに第6次行財政改革大綱、これらに照らし合わせながら町の事業を進めていくということに変わりはございませんのでよろしく申し上げます。

したがって、この後も選択と集中、なお、大木議員が言うように町が活性化するような、そんな方針を盛り込んでいただき、地域主権体制整備事業の中で多元化ということで事業をさらに絞って、真に住民のためになるもの、そして事業としては残しても、住民の協働の力をおかりしながら、町の資源である住民、さらには各企業、各団体も育ってきておりますので、そうした人たちの力をかりながら、なおかつ町が全部国・県を頼りにするのではなくて、民間のそういった資金も活用しながら、PPP、PFIという話になるわけですが、そうしたことも十分に考慮しながら、今後のまちづくり事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、防災行政無線の件でございますが、私の説明が一部不足なくて、少しつけ加えさせていただきますが、防災行政無線で、今現在、矢吹町は280メガヘルツということで整備を急いでいるわけですが、60メガヘルツというものは、町でどこに整備されているのかということについては、今現在は60メガヘルツについては役場と矢吹中学校のみでございます。したがって、その他、今、屋外子局についてはアナログのシステムによって運営されているということについて、ご理解をいただきたいと思っております。ですから、今回、全面的に屋外子局を280メガヘルツに入れかえるということでございますので、そうなった場合、比較をして高性能のスピーカーである280メガヘルツが最適だろうというようなことで、そうした整備を図るということで、皆さんのご理解を得ているわけでございます。

もちろん、280メガヘルツを選んだ基準というものは、先ほど説明したとおりでございますし、特に肉声による放送であると、放送される方の声の質とか、放送のうまい、下手も含めて、非常に聞き取りにくい部分もあったりする。それが音声合成の280メガヘルツになると、一定の、一番聞き取りやすい、そうした音声でもって、しかも音達距離が延びるということでございますので、そうしたことで280メガヘルツを選ばせていただいたということをご理解をいただきたいというふうに思っております。当然、そうしたことについては十分に内部で協議をし、なおかつ調査もしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3点目の、貯水槽、備蓄倉庫、これも大木議員の言われるとおりでございます。私達も十分そうしたことについては理解をしていきたいと思っておりますし、細心の注意を払っていききたい。私も消防団に加入していましたし、またいろいろな災害の現場にも行く、そうした場合に、さび、そして火事となれば、冬期間の凍結は当然考えられます。また、何もないことがいいことなんですけれども、でも何もないということは長く使っていないということで、そういった設備の劣化というのは当然考えられることでございます。常時点検していることはもちろんでございますが、ただ実際に動かしてみないと全くわからない、予見できないこともあるということも事実でございますので、こうした立派な設備が宝の持ち腐れということのないように、今後も定期的な訓練、そうしたものを実施していくということは、改めて大木議員を初め議員の皆様にもお約束をさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、大木議員の再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、大木議員の再質問にお答え申し上げます。

大木議員には5年前にもご質問をいただきまして、それで、まず1点目、3カ月未納の場合、保護者に給食をとめてもいいですかという同意書をいただいて、実施することにしていただいておりますが、そういう保護者には文書をお届けして、その実施について同意書をいただくという手続を進めようとしてきたわけですが、そのような文書を保護者に出しますと、多くの保護者はお支払いしますということで支払っていただくことがほとんどでございます。

ただし、1件だけ、いいですと、とめてくださいという例がございました。しかし、学校としては、では子供さんはどうするんですかと。実はその期間が、ちょうど学校行事等がありまして、弁当持参の日が、その10

日間の中で、10日間というのは、3日間ほど弁当持参の日がございました。そして、10日後にはお金が納まりましたので、実質は弁当を持参しないというか、そういう日は、ほんの数日でございましたが、それで、その子は前から不登校傾向がありまして、しかし学校に来ないことがはっきりしているのであれば、当然、保護者の要望も聞きまして給食はとめます。給食費は発生しないわけでございますが、しかし、学校としては来るか来ないかわからない子というか、当然来るものと想定しておりますので、給食費は学校に来ない場合でもいただくことになるわけです。その子の場合には、ちょうどいろいろな行事等が重なって、実質的には学校をその期間3日ほど休んでおりました。それで、11日目には納入されましたので、実質的にその子が弁当を持ってくるとか、給食、お昼を食べないで学校で過ごすということはありませんでした。

2つ目の児童手当のことについてでございますが、平成24年4月から、現金扱いをして、給食費等の必要経費は児童手当の中で見ておりますので、その分は給食費として現金の中からいただいていい、そういう手続を進められることになりました。それで、児童手当は原則としてといいますか、銀行等の口座振込で進められておりましたので、それを現金扱いにするということにしますと、当然、保護者の同意が必要なわけでございます。それで、保護者の同意書を得るために、すぐに同意してくださる方もいらっしゃいますが、しかし、なかなか同意を得られないことなどもありまして、矢吹町としては、今年度からそういう手続を具体的に進めることとしておまして、そして現金扱いで、現金でいただいたときに、こちらでお金を、給食費その他必要経費をいただくことを、今後、実施していく予定でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

○8番（大木義正君） ありません。

○議長（諸根重男君） 以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

(午前10時50分)

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午前11時01分)

◇ 薄葉好弘君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告2番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

2番。

[2番 薄葉好弘君登壇]

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告いたしました一般質問4項目について質問させていただきます。

まず、最初に、養鶏場の悪臭について質問させていただきます。

三神地区内の堤行政区内にある養鶏場ですが、できた当初から現在に至るまで、経営者も個人経営からグル

ープ企業の経営にかわり、20年以上になります。隣接している地区住民は悪臭に悩まされております。悪臭の対策については、町にも何度か要請し、年に1、2回ほど養鶏場の方々と協議の場を持っておりますが、実際には具体的な対策は講じられておらず、悪臭を抑えられるような技術的な施設の改善もされていないのが現状であります。

堤行政区と近隣の住民の方は、これからの季節が特に悪臭がひどく、洗濯物に悪臭がつくし、悪臭のせいで気分が悪くなる方も出るそうです。ある住民の方で、息子さんが嫁に言われたことですが「嫁に来るまでこんな養鶏場の悪臭があるとは思わなかった、悪臭がずっと続くのであれば出ていきたい」と言われたという話もお聞きしております。単に悪臭ではなく、悪臭による公害の被害に近いような気もいたします。

つきましては、堤行政区では早急に悪臭の対策を講じてほしいと要望されておりますので、町として、現在までの養鶏場の悪臭の把握と、今後、悪臭防止法も含めた対策をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、町内JAの合併について質問させていただきます。

町内の2JAも来年3月に合併することで、一昨年からは県内の4JAが県南地区JA合併推進協議会を設置し、合併基本構想による協議を進めております。合併事業計画案によりますと、合併しても、平成28年度から30年度の数年間は現状のJA組織体制のままで事業を進めるという説明がされております。県内の市町村でも、行政区内にJAが2つあるのはいわき市と矢吹町だけあります。当然、合併すれば、町内の2JAが組織体制も一本化がされると思われましたが、当分の間は一本化されないということでもあります。今後の町の農業振興と農家の営農向上にとって、合併による効果も期待しておりましたが、合併によるメリットもなく、農家が困惑する状態と思われますので、このようなJAの合併後の組織体制の対応について、町はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、ため池の除染について質問させていただきます。

ため池の除染については、農林水産省が実証試験で効果を確認したことで、放射性セシウム濃度が高いため池の除染に関する技術マニュアルを初めて策定し、ことし3月下旬に公表いたしました。これにより県では、農業環境の回復に向け、ほとんど手つかずだったため池除染を本格化させる考えで、平成27年度は8市町村が除染や実態調査などに取り組むということでございます。当町内の全ての農業用水のため池47カ所も、平成25年7月に調査を実施しており、一部のため池提出の放射性の数値で基準値8000ベクレルを超えている箇所があったようです。その後、ため池についてもモニタリングをされておりますので、どの程度把握しているのか、また農林水産省が示した実態調査をすれば、放射性セシウム濃度が高く除染しなければならないため池があるのかをお尋ねいたします。

最後に、通学路の危険箇所について質問させていただきます。

三神地区の神田から堤までの通学路脇の神田南の山林で、松くい虫の被害により倒木の危険性がある箇所があります。現状を確認して伐採していただきたいと要望があります。このように、樹木の枝や枯れた樹木で通学路に支障があった場合、安全確認も含めた対策については、どのように対応しているのかをお尋ねいたします。

以上、4項目について質問させていただきますので、ご答弁くださるよう、よろしくお願いたします。以

上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、堤行政区内にある養鶏場から発生している悪臭の把握と悪臭防止法を含めた対策についてのおただしですが、堤行政区内にある養鶏場から発生している悪臭につきましては、平成18年5月から苦情があり、町といたしましても県南家畜保健衛生所とともに、継続してしかるべき対応をとってきております。まず、悪臭の原因、これまでの悪臭対策につきましては、県南家畜保健衛生所の指導内容も含めお答えさせていただきます。

悪臭の原因につきましては、鶏ふんを発酵させて堆肥をつくる際に、適度な温度で発酵されなかった場合、また、発酵中の鶏ふんを移動させる際に悪臭が発生するものであります。そのにおいては、養鶏場がある堤地区、隣接している中野目地区や神田地区にまで広がることがあります。これまで、町では県南家畜保健衛生所とともに、排せつ物法や家畜伝染病予防法に基づく養鶏場の立ち入り調査を7度実施し、堆肥舎、施設の悪臭対策として、悪臭発生場所の密閉化、ふん尿処理施設の整備と活用方法、堆肥化発生周期の脱臭技術などの指導を継続して行ってまいりました。このことにより、養鶏場では、これまで水洗脱臭装置や密閉型発酵機等の堆肥施設の改良、制菌剤を餌に添加すること、鶏ふん及び堆肥に脱臭剤や発酵促進剤を使用すること、また使用施設の消毒洗浄をするなど、悪臭の抑制措置を実施してきております。

議員おただしの悪臭防止法につきましては、規制地域内の工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、必要により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としております。県では、平成23年度に福島県内における悪臭防止法に基づく規制についての見直しを行っており、その際には県内市町村に意向調査、ヒアリングを実施し、規制地域や規制基準を県環境審議会の答申を受けて定めております。本町を含め多くの市町村では、土地利用を反映した都市計画法における用途地域との連動を図り、用途地域内を規制している状況にあります。なお、養鶏場がある堤地区については、悪臭防止法に基づき県知事が指定する規制地域ではないため、同法の適用がされないのが現状であります。悪臭防止法以外では、畜産公害に関係する排せつ物法や家畜伝染病予防法においても養鶏場に規制をかける法令がないため、養鶏場自体のモラルの問題となってしまうのが実情であります。

しかし、県では福島県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、悪臭防止法の規制地域以外の地域の悪臭を防止することを目的に福島県悪臭防止対策指針を定めており、この指針では適用区域が県内全域とされているため、悪臭の原因であるアンモニアなどの特定悪臭物質を同指針で定めた規制基準により工場、事業場の悪臭の防止対策に努めております。町といたしましては、今後も県南家畜保健衛生所との連携を図り、福島県悪臭防止対策指針に基づき、悪臭が基準値内であるか確認を行うとともに、養鶏場が実施する悪臭防止対策について継続的に指導してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、JAの合併についてのおただしですが、平成28年3月を目標に、現在県内に17あるJAを4つに、県南地域ではJAすかがわ岩瀬、JAあぶくま、JAしらかわ、JA東西しらかわの4つのJAを一つに

再編する方向で合併に向けて取り組まれているところであります。JAの自己改革の基本は農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指し総合事業を展開し、農業者の所得拡大、地域の活性化に貢献していくことが農業協同組合の重要な役割としており、農業所得向上や食料自給率の向上、農業の復興促進等に最大限の役割を發揮すべく合併の準備が進められているところであります。

現在、本町においては、JAしらかわ及びJA東西しらかわの2つのJAがあることから、おのおのの農業施策や方針等の違いにより、農家の皆さんは同じ町内にいながら異なる農業施策に取り組まなければならない等、それぞれのJAの特色に基づいた営農活動を推進してまいりました。また、町としましては、それぞれのJAと連携を図り、営農活動の各種説明会等を開催してまいりましたが、JAが合併し営農施策や方針が一本化すれば、町全体を統一させることによるスケールメリットや、農家の皆さんにとってもわかりやすい営農活動の支援が実現できるものと期待をしております。

JA合併後の組織体制につきましては、農家の皆さんが困惑することのないよう、そして合併してよかつたと思えるよう、農業従事者や組織団体と協議を重ね、合併推進協議会へ地域の意向を十分配慮するよう要請するなど、農家の皆さんや地域にとって、合併が真にメリットのあるものとなるよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ため池の除染についてのおただしであります。農林水産省と福島県では、平成25年度と平成26年度にかけて、県内2,956カ所のため池の放射線量等のモニタリング調査を実施し、県南地区では114カ所、本町においては、ため池台帳に掲載されている全ての農業用ため池47カ所の調査を実施しました。その結果、平成25年度調査で北田池の1カ所、平成26年度調査では新たに入の沢池、子八清水池の2カ所、合計3カ所において基準値8,000ベクレルを超過しましたが、農業用水モニタリング検査においては安全性を確認し、米の放射性物質の全量・全袋検査においても、食品衛生法に定める一般食品の基準値を下回っております。

議員おただしのとおり、農林水産省では放射性物質濃度の高いため池の除染に関する技術マニュアルを初めて策定し、本年3月に公表したところであり、除染対策の必要なため池については、福島再生加速化交付金事業により、農林水産省の技術支援のもと、県や市町村が放射性物質対策を進めることとなっております。県が取りまとめた5月時点のため池の放射性物質対策に関する意向調査の結果、県内59市町村のうち42市町村の意向確認を受け、福島再生加速化交付金事業により、今年度から詳細調査等の事業に取り組んでいる自治体がAグループとして13市町村、今後取り組むこととしている自治体が、本町を含め県南地方を中心にBグループとして13市町村、その他取り組む予定がない、対策の必要がない市町村が16市町村でありました。

本町における今後のため池の除染作業を含めた放射性物質対策としましては、具体的な時期は未定であります。基準値を超過している3カ所のため池について基礎調査を行い、さらに除染の必要性について詳細な調査を実施し、その結果対策が必要であれば、ため池の立地、規模、周辺環境、放射能の汚染状況、施工条件等を踏まえ、対策を決定することとなります。しかし、施工についても、特殊な工法となるため、業者選定や汚泥等の仮置き場の選定等、課題が生じることも見込まれることから、国・県と連携し、本町に適した対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

通学路の危険箇所についてのおただしであります。松くい虫の被害により倒木の危険性がある箇所につきましては、三神小学校に確認したところ、堤地内から神田地内につながる町道神田南2号線に隣接する山林であり、児童4名の通学路と隣接している場所であることを把握いたしました。学校では、早速、通学路を利用する児童及び保護者に注意喚起を行っております。教育委員会といたしましては、早急に山林所有者に危険木の伐採を促す依頼を行う予定であります。

このほかにも、三神小学校PTA健全育成委員会及び三神小学校では、児童が安全に登下校をするため、三神小学校区の通学路の危険箇所について、合同点検を夏休み前に年1回実施しているところであり、子ども見守り隊や保護者の皆様方から、通学路における登下校の様子や交通状況について報告等をいただき、危険箇所の解消に努めているところであります。特に、大雨や台風等の際には、各小・中学校では学区内の見回りを行い、危険箇所を発見した場合、電話等による保護者連絡網を用いて、危険箇所に関する情報をお伝えしております。

また、子供たちが安全に登校できるよう、町内の通学路について、国土交通省、郡山国道事務所、福島県南建設事務所、白河警察署及び矢吹交番、交通教育専門員、都市建設課、町民生活課の皆さんにご協力いただき、矢吹町通学路安全推進会議を年3回実施しております。この会議では、町内の国道、県道、町道における通学路の危険箇所を把握し、各関係機関において情報を共有しながら改善に努めております。平成27年度は5月18日に第1回矢吹町通学路安全推進会議を開催し、前年度までの対処必要箇所の進捗状況を確認いたしました。さらに、各小学校区単位で実施している通学路安全点検結果とあわせ、7月中旬に現場合同安全点検を行い、安全確保に向け、各関係機関との調整を図ってまいります。今後も地域の皆様から情報をいただきながら、児童・生徒の通学路の安全確保に最大限の努力をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 再質問をお願いしたいと思います。

まず、養鶏場の悪臭についてでございますが、今の答弁で、悪臭防止法の適用外の地区だというふうなお話もありましたが、現在のこの養鶏場はグループ企業の傘下にあるというふうなことで、石川町にも同様の養鶏場がありまして、この鶏ふんを矢吹に持ってきて乾燥するために運んでいるというふうなことでございます。ただ、他の地区からも持ってきているというふうな状態が確認されるわけですが、特にやはりにおいが臭い原因は、鶏ふんを乾燥して肥料にするというふうなことで、におうということです。研究所のデータから言いますと、養鶏場の悪臭は10キロメートル離れた場所でも風向きでにおうということが言われておりまして、養鶏場のおいだけでなくて、そのおいで頭痛やストレス、ひいてはそれに続く精神的なものなど、体調に悪い変化を及ぼす影響も少なくないということを言われております。この養鶏場が今まで適用外だということでございますので、悪臭防止の規制の基準を超えているかどうかの調査を現実的にしたことがあるのかを、ま

ずお聞きしたいと思います。

あと、悪臭防止法もやはりいろいろ変わっておりまして、平成7年には臭気指数による規制というようなことも出ております。あと、私はこのアンモニア臭も含めて、大気汚染防止法にも関連する部分も多分にあるのかなというふうな私は認識をしているわけでございますので、今後、調査方法についても、若干の立ち入り確認調査はしているというふうなお話は聞いておりますが、それは昼間だけでございますので、夜も含めたこういうふうな状況を把握していただいて、年間を通じて調査時間帯も変えて調査をしていただけるかどうか。また、そういうふうな調査をした結果があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

続きまして、2 J Aの合併についてでございます。

合併について、町長のほうからも要請していきたいというふうなお話をいただきましたが、先ほどの町長の答弁にあるように、実質、県内の全てのJ Aが4 J Aに合併するというようなことで、ことしの10月27日に、現J Aが一斉に合併承認の臨時総代会を開催するというふうなことになっております。町として、合併が正式に27日に承認された場合、先ほど私が質問したように、2 J Aの組織体制をできれば早急に一本化して、スムーズな農政行政をしていただけるようなことを、合併協議会に要請していただけるかどうかも含めて、再度質問させていただきます。

続きまして、ため池の除染でございます。

先ほど、県南でも、矢吹はBグループで13の町村の中に入って除染を実施するというふうなお話をいただきましたが、ため池除染については今年の6月の定例議会と同僚議員も同じような質問をしておりますが、その中でため池の農業用水の安全性を確保するとともに、県・国の基準が示され、除染作業の工程等が明確になった時点で、私たちを含めて町民にお知らせするというような答弁がされておりますが、現実的に先ほどいつやるかどうかわからないというふうなことでございますが、仮にいつやれるかどうかも含めて、やるとすればどういうふうな方法を現実的にとって実施するような予定になるのか、現時点でわかる範囲でお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、通学路の危険箇所でございます。

先ほど、答弁で年に3回安全点検を行っているというふうなことでございますが、実質、私もその倒木しそうな松の樹木、約10本ほどあるようですが、確認をさせていただいたわけですが、私も見れば、ここ数年じゃないかなというふうに思って、実質ことし急になったというわけじゃないと思います。現実的に昨年なり、安全点検でここは確認されていなかったのかという部分で、なんか点検確認はしているわけでございますが、若干抜けているのかなという部分もありますので、こういうような状況を、実質、安全点検では確認されたかどうか、確認していなかったということであれば、そこら辺どうなのか、お尋ねいたしたいと思います。

以上、4項目について再質問したいと思いますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、堤行政区内にある養鶏場の悪臭の問題でございますが、今、薄葉議員の話を聞いても、私自身

も今までの調査、立ち入りも含めて、指導があった内容等についても目を通させていただきました。その現状は、まさしくひどい状況にあることに疑いはありません。においだけなら我慢できても、それが体調にまで害を及ぼしているような状況、そうしたことについても堤行政区の要請書、そして報告書の中に、そうした記載があるということで、これについては看過できないものというふうに思っております。

町としましても、今後いろいろな対応、悪臭防止法についてを、この地域をその地域にさせていただくこと。また規制地域ということであっても、より強固な規制ができるような、そんな対応がとれないかどうか。さらに要望があった夜も含めて、また年間を通じてというようなことでの調査、こうしたことについても、町自身どうことができるかということについては、先ほども答弁させていただきましたように、県南保健衛生所、県と連携をとりながら、対策を講じてまいりたいというふうに思っておりますし、また、どういうふうに対応をとっていくかという具体的なものができ次第、薄葉議員を初め、議員の皆様にもお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

2点目の合併についてでございます。

私もJA出身として非常に興味深く、注意深く、この4つのJAの一つになる合併について、見守ってきております。合併促進協議会のほうにも、何度か顔を出させていただいて、その経過等についても見させていただきました。ただ、農家の方とお話をすると、まさしく薄葉議員が言われるように、合併の効果がすぐにあらわれない、合併の効果があらわれても2年、3年、もしくはそれ以上長引くのではないかと。しからば、これらについてどういうふうに今後正していくかということについて、薄葉議員が言われるように、スムーズにしかも農家に真のメリットがある合併にしていくために、今後要請していくのかというような内容等については、今後、2つのJA、JA東西しらかわ、JAしらかわが関係するJAでありますので、私のほうからも役員のほうに、そうしたことを注意深く対応していただくように要請をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ため池については、残念ながら矢吹町47のため池のうち3つ、北田池、入の沢池、子八清水池ということで、基準値8,000ペクレルを超過してしまいました。Bグループ13の市町村ということで、今後取り組みについては対応していきたいというような、そういう考え方であります。もちろん、今時点での農業用水としての水質の安全性については基準値を超えていないということでございますが、やはりこの数値が基準値を超えてしまったということを考えれば、今後、取り組みについては、していかなければならないというふうに私自身も考えております。なお、おただしのいつ、どんな方法でということで、現時点でわかっているところがあればというところでございますが、この点については産業振興課長のほうから説明をさせますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の薄葉議員に対する再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、薄葉議員の再質問にお答え申し上げます。

これまで小学校の通学路の安全確保のために、各小学校から通学路等の危険箇所の報告を求めて、その解消

につきまして、矢吹町通学路安全推進会議において、現場確認を含め検討して、解消できるところは解消というように進めてまいりました。しかし、三神小学校を含め、これまで倒木の危険性があるというようなことでの報告は台風後に報告があって、それらの撤去等について町民生活課等と協議をして、倒木の危険のある樹木の撤去等は行ってまいりました。しかし、今回、議員ご指摘のように、松くい虫等による通学路の脇の山林等の倒木の危険性ということでは報告がちょっとございませんでしたので、私どもも、今回、薄葉議員からご指摘いただきましたので、先週、それらの危険性があるものについても報告を求め、その解消に向けてできるだけ早く対応していきたいというふうに考えております。

以上で、薄葉議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、2番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

ため池等の放射性物質の対策につきましては、福島再生加速化交付金事業におきまして実施することになっておりますが、今回、その基礎調査で基準値を超えた3つのため池の対策につきましては、まず、詳細調査を実施しまして、放射性対策の実施の必要性を含めまして、工法等につきまして検討することになっております。

時期的な問題ですが、今年度につきましては交付金事業の採択は受けておりませんが、今年度、来年度等の早い時期に、まずは採択を受けて、今後実施をするようになっております。なお、詳細、その辺が詰まりましたら、再度皆様にお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 再々質問をいたしたいと思います。

養鶏場の悪臭対策について、先ほども町長に答弁をお聞きいたしました。私もいろいろな堤の方から状況を聞いてきたわけですが、最初の経営者のときには大変ハエが多かったというふうなことで、先ほど説明がありました県南家畜保健所の指導のもとに、ハエは随分減ったというお話でございます。ただ、今回のグループ企業にかわった時点で、かなり悪臭がひどくなった。私が先ほど言いましたように、石川町もグループ傘下の養鶏場がありますから、その鶏ふんを持ってきていて、それを肥料にするのに、かなりにおいがひどくなったのかなというふうな認識はしておるわけですが。

何回か、この県南家畜保健所でも来て、指導はしておるわけですが、現実的に今の最先端の技術からすれば、においを全部抑えることは可能なわけです。企業とすれば、営利を目的に収益を上げてやっているわけですが、その反面に設備投資をしていただけないというのが現状だと思います。そのために、地区住民の方が悪臭に悩まされると。中には、やはり近くのゴルフ場なり、飲食店なり、あと事業所関係でも、悪臭で大変迷惑をこうむっているという現状がありますので、そこら辺をもうちょっと住民寄りの姿勢で、調査、対策を再度検討していただきたいなというふうに思っております。

そこで、私も養鶏場の中には入らないで、ぐるっと養鶏場の周囲を確認したんですが、養鶏場の西側に隣接しているため池があるんです。このため池も悪臭がひどいというふうなことで、私も見てきましたが、色が緑色にどんよりしております、異臭がしております。そして、そういう状況であると、この隣接地域の自然環境にも悪影響を及ぼしているんじゃないかなというふうな、私には思われるんですが、そういうふうな部分も含めて、そういうような周りの自然環境の実態調査についても、確認なり調査をしたことがあるのかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、JAの合併については、ぜひ検討していただいて、要請していただきたいというふうに思います。町内の農家の声では、これはあくまでも何軒かの声でございますが、矢吹中畑の東西地区の組合員の方で、トマトを生産している方のお話を聞きました。生産してきてから、手詰めでトマトを箱に入れていると。合併すればぜひJAしらかわの中島村の共同選果場に出したいというふうなお話をしている方もいます。三神の組合員では、極端に中央支店の直売所に出したいとか、やすらぎの杜の菜園を利用したいとか、そういう意見も出ておりますが、JAしらかわに問い合わせてみると、先ほど言ったように、現状では一本化がされないので、東西産の特に矢吹中畑のトマト生産者の物を中島の選果場でやるということは、JAしらかわとしては考えていないというふうなお話も出ています。そういうものも含めて、先ほど町長が答弁したように、町の農業振興が合併と同時にスムーズに移行できるような部分を検討していただいて、再度、合併協議会のほうに、組織体系も含めた一本化について要望していただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどの松くい虫の通学路の危険箇所の関係で、松くい虫の樹木がある所有者のほうですが、町外の方だというふうなこともお聞きしておりますが、実質、要請して伐採していただけるかどうか。あと、伐採を仮にしないでいただけない場合の対策を現時点で考えているのかどうかも含めて、再々質問をさせていただきます。よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） まず、養鶏場の悪臭についてでございますが、企業のほうで努力をすれば、悪臭については解消できると、最先端の技術を持ってすれば、においを抑えられる、そういうことについても、私も認識をさせていただいております。そうしたことも含めて、住民寄りの対策をとっていただきたいということで、この点について、十分に検討を深めながら、そうした要望活動を行っていききたいと思います。

近くのため池についても、非常に悪臭がひどく、自然環境の破壊につながるんじゃないかというようなことについてのおただしについては、現在、そうした実態調査等を含めて、対策はとっておりません。これらについても非常に大きな問題だというふうに思っておりますので、早急に実態調査を含め、今後の対策について、さらにはその会社、養鶏場に対しても、要望を含めた対策をとっていきたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

合併についてでございます。

トマトの農家の話をお聞かせいただきました。これらについては多くの課題があるんだろうというふうに思っております。その多くの課題が何であるかということも含めて、薄葉議員が知り得るその中身、また、町自

体もどういうことが問題になっているかということについても課題を抽出しながら、それらの課題解消に向けて、合併の真のメリット、さらにはスムーズな合併後の移行ができるように、合併協議会のほうに要望してまいりたいというふうに考えておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思っております。

以上で、薄葉議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、薄葉議員の再々質問にお答え申し上げます。

土地所有者への松くい虫の伐採を要請してまいります。それがかなわないような場合には、町部局と相談し、何らかの措置をお願いし、子供たちの安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、再々質問への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告3番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴の皆さん、ご苦労さまです。また、ありがとうございます。敬意を持って御礼申し上げます。

本日3番目の一般質問を通告に従ってさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初に、山林除染の問題点についてということで質問をさせていただきます。

ふくしま森林再生事業の補助金による森林再生事業、または山林除染では、その後一定期間、使用や売却等の制限がかけられることになってきます。この件につきまして、以下、3点ほど質問させていただきます。

1番、規制の内容と理由について説明を求めさせていただきます。

2番、放射能被害者である地権者に、森林再生事業または除染後に規制や制限がかけられるのはおかしいと私は思います。町当局の判断をお伺いをいたします。

3番、制限を受け入れずに、当該補助金の森林再生事業や除染を否定した人の森林再生及び山林助成は、今後どのようにやっていくのかということに関しまして、お伺いをいたしたいと思っております。また、これは町の補助金ではなく県の関連でございますが、今定例会でも、約1億ほどこの補助金を受け入れているわけですので、そうした件に関しましてのご説明を伺いたいと思っております。

2番、いまだ指針が定まらぬ旧運動公園についてお伺いをいたします。

当質問に関しましては、私は数回ほど質問をさせていただいておりますが、せんだって同じく数回質問させていただきました道の駅構想が、やっと野崎町長12年目にして日の目を見て予算がつかまりましたので、この運動公園に関しましても、私も長い間思い入れがございますので、ぜひ野崎町長の背中とお尻を押すという意味で、

質問をさせていただきたいのでよろしくお願ひいたします。

20年もの間、手つかず及び塩漬け状態が続いている広大な土地の利活用の構想案はあるのかということでございます。この件に関しまして、今まで、中学校移転構想及び町民の森構想等、さまざまな議論はあったことは重々承知でございますが、私がここで申し上げたいのは、百の議論より一つの実行が大切であるということで、ぜひ野崎町長の背中を押したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

質問は以下3点でございます。

まず、1番、当該土地にこれまで要した総額は、昨年度末現在で幾らかかっているのか。また、土地本体取得費、また、調査及び基本構想費、そしてこれまでの元金と利払いのそれぞれの内訳をお伺ひをいたします。

2番、今なお拙速と答弁が続けている町長でございますが、私は民意には大きなずれがあると感じております。なぜ、民意、町民のパブリックコメントを求めていかないのかということに関しましてお伺ひをいたします。

3番、今後できる範囲で町当局が活用していくのか、また、賃貸か売却の方向で考えていくのか。その3点の中での方向性を具体的にお伺ひいたします。

3つ目の質問でございます。

特色あるまちづくりについて、質問をさせていただきます。

現在、東京大学生産技術研究所との連携により、震災後の新たなまちづくりに取り組んでいるところでございますが、町民の皆様にお聞きしますと、ぼんやりして具体性に欠けるという声が多々聞かれております。そこで、以下3点について質問をいたします。

1つ目です。江戸時代は宿場町、明治から大正にかけては国の御猟場、昭和の時代に入っては陸軍の飛行場といった、ほかにはない特色を持った町の特徴を生かして、まちづくりをしていくべきではないかという件でございます。これは、本当に福島県の市町村の中でも、こうした特色は全く矢吹の独自性でございますので、こうしたことでまちづくりをしてはいかがかなということで、以前にも質問いたしました、再度質問するものでございます。

2番目、外部団体との連携も大事でございますが、地元の意見、地域の特色を再確認しながらの町民一体となったまちづくりを推進すべきと思ひますがいかがでしょうか。これは車座会議とか、その他多々幾つかの団体で協議しておりますが、ほとんど見る限り、商工会の会員の方々を中心に同じようなメンバーで構成されておまして、もっと広く町民の意見などを取り入れたらどうかという意味での質問でございます。

3番、交通の利便性を最大限に生かし、インターチェンジから一番近い温泉郷としての観光客誘致構想推進を提言いたしますが、町の考えを伺ひたいと思ひます。これは先ほどの宿場町、御猟場、飛行場があったという特徴と同じく、現代では、東北自動車道のインターチェンジから一番近い温泉を持っている矢吹町でございますから、これを利用してまちづくりをしない手はないのではないかとということでの質問でございます。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求める前に、ここで昼食のため、暫時休議いたします。

（午前11時53分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（諸根重男君） 一般質問に先立ち、報告いたします。

15番、鈴木一夫君より午後1時から所用のため会議を欠席する旨の届けがありました。

それでは、続きまして通告3番、5番、鈴木隆司君の一般質問の答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、山林除染の問題点についてのおたただしですが、現在、町内で実施しております森林再生事業においては、環境省が管轄する生活圏近隣以外の山林について、国が森林除染の実施を示していないことから、福島県ではいち早く放射性物質対策を行うため、除染事業の代替策として農林水産省が管轄する福島森林再生事業により取り組んでいるところであります。この事業は森林の整備が第一義的であり、放射性物質対策はあくまで付随した効果が期待できるものとして位置づけられているものであります。

当該事業につきましては、森林整備計画における町内全ての民有林を対象とし、平成26年度はモデル地区として三十三観音地区、中畑地区、三神地区、袖ヶ城地区の町内4地区8.91ヘクタールを実施し、平成27年度においては田内地区約50ヘクタールを実施する予定となっております。

県内の森林の現状は、原子力災害により森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の荒廃や山村地域の衰退が懸念されておりましたが、当該事業により森林が本来持つ多面的機能を回復させるべく、間伐等による森林整備と土砂流出防止等の放射性物質の流出防止を兼ねる対策を一体的に実施することにより、森林の有する多面的機能を維持しながら、放射性物質の低減及び拡散防止が図られ、ふるさとの森林が再生するものと考えております。

また、この事業は、重ねて申し上げますが、蓄積した落ち葉等を除去する等の除染事業ではなく、間伐や下刈り等で森林の再生を目的とした事業であるため、国・県の森林環境保全整備事業要領等では、森林を長期的に育成する観点から、森林整備後5年間は森林の全伐や林地外へ転用する行為が制限されております。ただし、特別な理由がある場合については例外的に国及び県と取り扱いを協議し、補助金返還の有無について判断をすることとなっております。

なお、議員おただしの地権者から事業の同意が得られない場合の対応につきましては、現時点では全て同意を得て事業を実施しておりますが、今後万が一同意が得られない場合については、事業の実施が困難になるため、町としましてはそのようなことがないように、森林整備等の必要性を十分に説明し、地権者からの理解を得るよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧運動公園用地の利活用構想についてのおたただしですが、当該用地につきましては、計画面積約22ヘクタールの用地買収が平成15年度に完了し、用地取得費総額で7億2,016万1,836円となっております。議員おただしのこれまでに要した費用については、総合運動公園基本計画策定委託を初め、現況測量委託、基本構想策定委託、基本設計委託等で総額3,500万円となっており、また、平成26年度末までの借入金償還状況

は元金3億3,689万5,836円、利息8,422万3,557円、合計で4億2,111万9,393円となっております。

これら用地の利活用につきましては、これまでの議会でも答弁させていただきましたが、現在策定作業を進めております平成28年度から始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画において、総合運動公園用地の利活用に関する政策・施策・事務事業を明確に位置づけし、事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

本計画への位置づけに当たっては、町民の皆さんの声やニーズを十分に反映させる必要があるため、パブリックコメントの一つの方法として、昨年7月に矢吹町の将来計画と復興に関する住民アンケートを、町内に居住する16歳以上の町民3,000名を無作為抽出し実施しており、回収数は842票、回収率28.1%となっております。

アンケートの質問項目では、総合運動公園用地の利活用についても設問として記載しており、集計の結果、運動公園が19.1%で最も多く、次いで民間施設の誘致が16.9%、森林公園が14.6%となっております。今後、これらアンケート結果、町民ニーズとともに、本町が抱える行政課題、社会情勢等を十分に見きわめながら、具体的には現在策定中の矢吹町人口ビジョン、矢吹町総合戦略等を踏まえ、利活用に関する基本方針を定め、議員の皆様はもとより、さらなる多くの方々からのパブリックコメント等も活用するなど、多くの町民の皆さんからご意見をいただき、真に町民の利益につながる事業となるよう最大限の努力を費やしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特色あるまちづくりについてのおただしであります。議員ご指摘のとおり、本町は、奥州街道都市の宿場町、明治時代から大正時代にかけての宮内省の御料場、昭和初期には福島県内で初の飛行場であった矢吹飛行場、さらには戦後開拓では日本三大開拓地と称された農地開拓など、数多くの歴史的な資産があります。現在、これらの特徴を生かしたまちづくりを進めていくため、第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定や中心市街地の再生等においては、矢吹町の特徴を前面に出すことを目指しており、東京大学生産技術研究所を初め外部の専門家の意見をいただきながら、他の市町村と差別化を図ったまちづくりを進めているところであります。

中でも、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、住民アンケートやワークショップ等のご意見等を踏まえ、日本三大開拓地を新しいまちづくりのキャッチフレーズに使用することを検討しており、戦後の開拓事業のうち最も規模が大きく最も成功した開拓地が3カ所と紹介されており、矢吹町がその1カ所であること、東日本大震災からの復興の精神と開拓の精神が重なっていること、また「さわやかな田園のまち」のフレーズとの相性がよいことや、農業が基幹産業である本町にとって、まちづくりの広がり期待されることから、町としましても日本三大開拓地を矢吹町の将来像としてその特色を鮮明に打ち出していきたいと考えております。

また、中心市街地のまちづくりにおいては、奥州街道の宿場町や大正ロマンの館を初めとした歴史的建造物、さらには矢吹駅を東から見ると、現在の駅舎は矢吹飛行場から飛び立った飛行機をイメージしたデザインになっておりますので、このような地域資源を活用することにより、他地域との差別化を図り、本町独自の特色あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画において新しいキャッチフレーズに独自性を持たせることや、協働の理念のもと、魅力あるまちづくり、誇りあるまちづくりを目指して、外部団体や各種住民団体との連携協力によりまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、外部団体との連携とともに、地元の意見や地域の特色を再確認しながら、町民一体となったまちづくりを推進すべきであるが、町民の受け入れ策をどう考えていくのかのおたただしであります。本町では東日本大震災を機に、東京大学生産技術研究所や町商工会、町商店会連合会、矢吹町中心市街地復興協議会並びに任意団体おむすびと連携し、復興に関する合同会議や矢吹にふさわしいまちづくりとは何かを考えるワークショップを実施するなど、これまでも民意の受け入れを積極的に努めてまいりました。

今年度におきましても、これまでの連携体制を継続するとともに、新たに発足した任意団体まちなび矢吹と共同で、同団体が掲げる100年後も誇れるまちづくりをキーワードに都市体制整備計画事業の一環として景観計画の策定等を予定しております。

この任意団体は、旧奥州街道を中心に、主に商業に携わる店舗の担い手が会員となり、会員以外の若い世代を牽引し、先人たちがつくり上げた町並みや取り組みを継承しながらも、団体の名称にもなっている矢吹の町なかになにがわいを導く、売り込む、呼び込むための手段を選び、活動することを目的に発足されました。今後、景観計画に関する認識を高めるための講習や、専門家による講習会の実施、住民意見の取りまとめを行うワークショップ等を東大生研と共同で数回計画しており、同時に、東邦銀行跡地に計画している複合施設の利活用についても提案をいただきたいと考えております。これらの提案は年内に受けることとしており、それらをもとに景観計画及び複合施設基本計画を今年度中に策定する予定であります。

このように、住民がみずから団体をつくり、住民から意見を収集し、取りまとめて町に提出することで方向性が示された意見を町が取り入れることが可能となり、スムーズに施策や計画に反映させられるため、民意の受け入れ策として今後も継続していきたいと考えております。

また、全国各地でまちづくりに関するさまざまな手法が取り入れられており、成功例や失敗例が紹介されておりますが、これまでのように行政が主導するのではなく、住民が行政や補助金を頼らず、みずから先頭に立って事業を行い、行政をどんどん牽引していく体制がつくられることにより、他力本願であったまちづくりが自分たちのためのまちづくりに変貌し、その小さな動きで町が注目されるようになり、そこへ人が集まることで商店街が活気づき、潤う、その潤いから新たな投資が起こり、それがまた人・店を呼び込むというように好循環が生まれ、結果としてまちづくりに成功することにつながるようになります。このような取り組みが矢吹でもなされるよう、住民や団体が活動しやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、温泉郷としての観光客誘致構想策についてのおたただしであります。本町には、あゆり温泉を初め民間の宿泊施設や食堂、ゴルフ場と、温泉に入浴することのできる施設が多数ございます。加えて、これらは矢吹インターチェンジあるいは矢吹中央インターチェンジからのアクセスも良好であり、ナトリウム成分を多く含む美人の湯という別名で親しまれているとおり、極上の泉質であることは皆様ご案内のとおりであります。こうした泉質のよさから、あゆり温泉については年間約10万人が訪れ、平成24年には累計来場者数300万人を記録するなど、まさに議員ご指摘のとおりインターチェンジから一番近い温泉郷というキャッチフレーズにたがわぬ条件を満たしていると認識しております。折しもかねてより開設が期待されていた矢吹町観光案内所が今月25日にオープンするに当たり、当該案内所を受託運営するまちづくり団体ホームページや観光物産振興の大きな担い手である町商工会と連携を密接にとりながら、これら温泉施設とともに大池公園や三十三観音史跡

公園等の四季折々の見どころを情報発信していくことにより、議員ご提案の町外の多くの皆様が矢吹町を訪れていただけるような観光客誘致策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず、1番のふくしま森林再生事業についてでございますが、ただいまの答弁ですと、町内の山林くまなく対応したいということでございますが、確かにこの補助金は使い勝手はいいのでございますが、本当に森林再生を目的としてやるのか、除染をするためにやるのかということところがちょっとグレーゾーンというか微妙なところがございまして、私は先ほど申し上げたとおり、ある日突然放射能が降り注いで自分の山林が汚染されたという被害者にとって、こういう規制や制限がかけられる補助金というのはいかがなものかという気がするんです。例えば、交通事故に遭った人が、入院費とか通院費は払っていただけるけれども、退院してからこれはだめだ、こういうことをやっちゃだめだというようなことを言われているような、そんなふうなぐあいだと思います。

それで、先ほど来、同僚議員から、ため池の除染なんかもありましたとおり、当町も山林の除染、それから今言ったため池の除染、あるいは道路側溝の除染ということで、まだまだ除染の余地はたくさんあると思うんです。面的除染は矢吹町は順調に進んできたと思います。ただ、例えばことしの近隣市町村の当初予算の除染の費用を見ますと、申し上げます、白河市が126億円、西郷村42億6,000万円、天栄村37億円、隣の泉崎村が28億円、そして当町の矢吹が約6億1,000万ということで、大幅に近隣町村と比べて除染費用が極端に少ないということです。面的住宅除染は順調に進んではいるものの、山林、道路側溝、ため池とまだまだ課題がある中で、今後こうしたふくしま森林再生事業、こういった補助金などを導入していろいろやるんでしょうが、町長のこれからのこういった残された除染に対する考えをお伺いをいたします。

それから、2番目です。

旧運動公園の利活用の件でございますが、まさしくこの3点の中の答えがちょっとなかったのかなという気がします。私が申し上げたのは、1点は、自分のできる範囲内で自己活用をしていくのか、当然、矢吹の財政は決していいとはいえない状況の中で、できる範囲でやれることがあるのではないかとということが1点。それから、もし自己活用ができないのであれば、賃貸あるいは売買ということです。この3点のうち、指針を示してくださいという質問でございましたが、この自己活用に関しましては、例えば、町民のニーズを聞きますと、以前、文化センターをつくるときに、あそこをサブグラウンド的な要素で使っていた人たちから、文化センターをつくるときに別なところに運動場をつくるということでこの運動公園構想などが生まれたと聞いております。ただ、確かに今この財政を考えると、そんなことも言っていられないことは重々承知です。

そこで私は、一番道路に面したところ、取りつけ道路もなしのところ、ある程度の粗造成というんですか、以前そういう提案をしましたが、億単位の予算がかかるんだという答弁でございましたが、例えば、縦150メートル横150メートルの多目的広場を簡易造成をするということを考えて場合に、道路に面していた比較的緩やかな土地の場所を特定して、そうすると取りつけ道路も要らないわけです。それから、工法としてはいわゆ

る請負、簡単に言うと請負と言うんですか、例えば重機をチャーターできるわけですね、オペレーターをつけて機械をチャーターしてなおかつ燃料代を含んでD8の比較的大きなブルドーザーが1日8万円から10万円、それからコンマ7のバックホーというんですか、これも1日オペレーターつき燃料代込みでチャーターすると8万円から10万円と聞いております。10万円としまして、これを5日間でこの大型のブルドーザーとバックホーでチャーターのオペレーターつきで粗造成した場合に、5日間としまして10万、10万ですから、20万掛ける5日間で100万円ですよ。それから最終日にある程度大型のローラーも来てもらって、これも1日オペレーターつきのチャーターで10万円としますと、110万円ほどで簡単な机上の計算はできるわけです。当然、回送費であるとか当然、現場の管理費とか、もろもろが出てくるんでしょうけれども、ある程度数百万ほどでこのような150メートル掛ける150メートルの多目的広場をつくることによって、こういった広場が例えばイベント時の臨時駐車場であるとか、災害時の避難場所であるとか、あるいはドクターヘリの離発着場であるとか、あるいは今、町民の皆さんが望んでいる野球、ソフト、そういった陸上を含めてスポーツの練習場ですか、試合場まではいきませんから、簡易造成ですから、練習場になるとか、さまざま使用用途が生じてくるわけです。ですから、自己でできる範囲内で予算をかけずにやろうと思えば、こういった方法も一つはあるんです。

それから、以前、町民の森構想ということをご提案した議員がいましたが、そのまま自然を生かしてさまざまな用途に使用することも可能なんです。ですから私は、多額な予算は当然今かけるべきではないと。そういう意味で町長は拙速であると、言っていることは決して間違いではないんだけど、予算をかけずに自分でできる範囲でできることがあるのではないかと、いわゆる100の議論より1つの実行じゃないかと申し上げたところはその辺でございますので、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから3番目、特色あるまちづくりについてでございますが、町長の答弁、まさしくそのとおりだと思います。さまざまなことをやって町の活性化、発展につなげていくということでは私も一致しております。その中でどうするのかということでございますが、例えば、矢吹の特色、先ほど私、申し上げましたが、いろんなことがあるんです。

例えば、申し上げます。町の部、何でもかんでもランキングナンバーワンということで、私の独自性が入っておりますが、矢吹の特色はたくさんあるんです。例えば、インターチェンジが2つある。病院、歯科医院を含めて医療機関が多い。それからコンビニエンスストア、それからホームセンターが町の部ナンバーワン。パチンコ店の数、町の部ナンバーワン。プロ野球の監督の出身地、ベイスターズのファンの数ナンバーワン。おいしいラーメン店が多数ある。ギョーザがうまい。それから再三申し上げているように、インターチェンジから一番近い温泉が複数ある。こういったことです。こういったことを、私は前面に出してまちづくりをすると、先ほど町長が答弁されたような活気ある経済的なまちづくりができるのではないかと思います。

そこで、温泉を利用した、せっかくインターチェンジから近い温泉がありまして、町長が申し上げたとおり、すべすべつるつるの美人の湯、あゆみ温泉もたくさん近隣から来場しているということでございますが、これを私はぜひ宿泊施設をつくっていただきたい。これには相当お金がかかるんでしょうが、先ほど町長が申し上げたPPP、PFI、そういった手法によって、ぜひ宿泊施設をつくるべきだと思うんです。なぜなら、宿泊施設をつくることによって、泊まるお客さんがいることによって、例えば八百屋さんであるとか肉屋さんであるとか、酒屋さんであるとか、多数の食品店がそこに食材関係を卸せる。リネンでクリーニング屋さんである

とか、周りの飲食店であるとか、例えば泊まったお客さんが夜、街に出かけるためにタクシーであるとか代行さんであるとか、さまざまな広範囲の産業の活性化につながってくるんです。このすばらしい温泉ですから、ただ入って帰っていただくというのではなく、ぜひ宿泊してもらって、幅広い経済効果を生むんだというような、そういった考えを持って今後取り組んではいかかかなというような気がします。こういったことで、まず町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、山林除染でございます。先ほども答弁させていただきました。森林再生事業については、第一義的に森林の整備、森林の多面的な機能を維持する長期的かつ山林を維持していくという観点から、この事業は大切な事業であろうというふうに思っております。また、その中で、矢吹町の除染費用が管内の市町村より少ないのではないかとございまして、これも別な見方からすれば、矢吹町は非常に線量が低い地域、従いまして除染をする必要がないと、裏返しで除染をする必要がないということで、お金がかからないということは安全・安心でいい町だというようなことで言えることではないかなというふうに思っております。町にとっても、町民にとってもいいことではないかなというふうに思っておりますし、ただ、必要なところについては森林再生事業、ため池等々を含めて除染作業については万全を期しながら、森林再生事業、そしてため池を除いて宅地建物、さらには生活空間の線量については、平成27年度までに終わらせていきたいという考え方には変わりはないので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらに、総合運動公園の活用についてのおただしでありますけれども、自己活用、他者利用ということで、いろいろな方法がある。これらについては先ほども答弁させていただきましたように、町自身もそう考えておりましたし、また昨年度実施した住民アンケート調査でも同様の考え方が打ち出されております。その中であって自己活用ということで、お金をかけないでできることがあるのではないかなというおただしについても、そのとおりだというふうに思っております。全く予算をかけないでというわけにはいきませんが、多少、町の財政状況等を考えながら、できることはやっていきたいということでありますが、これについては先ほど答弁させていただいたとおり、平成27年度、十分に検討して平成28年度の第6次のまちづくり総合計画の中で方向性を明確にしていきたいということでございまして、本年度中には皆さんにどうしたことが今できるかということについての方向性、さらにはスケジュール等もお示しできるのではないかなというふうに思っております。

粗造成について鈴木隆司議員の考え方をお聞かせいただきました。この後、スケジュール、整備の手法について決まり次第、また貴重なご意見をご教授いただきたいというふうに考えております。いずれにしても、この大型の事業等については大木議員にも答弁させていただきましたように、選択と集中、優先順序を考えながら、町の財政の判断基準、この数値を見ながら実施していかなくてはいけない、したがって、あれもこれもというわけにはいかない中であって、位置づけをきちっと決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

特色あるまちづくり、町の部何でもかんでもランキングというような、またすばらしいアイデアをご提案いただきましてありがとうございます。その中であって、またインターチェンジについて、インターチェンジに一番近い温泉郷ということで宿泊施設をつくっていただきたいということでございますが、これも答弁が重なりますが、町の財政の状況等を勘案しながら、何でもかんでもというわけにはいかないところもありますが、何が一番特色あるまちづくりにつながるかということについては、さまざまなアイデアをいただきましたので、それらについて十分協議を深めながら考えていきたい、そして町にふさわしい内容を出し示すような形で特色あるまちづくりを進めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願い申し上げて、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問をさせていただきます。

まず、1番の除染関係の話でございますが、矢吹は線量が低くて安全・安心であるというようなことで、私も、そうであれば大変すばらしいことだと思います。ただ、我々に入ってくる情報ですと、例えば、矢吹には隈戸川と阿武隈川が、2つの川が流れていますが、いわゆる隈戸川の魚はだめだとか、新聞などによると阿武隈川のコイは出荷してはならぬという記事が載っていたり、あと山菜とかキノコの一部はだめだとかというような話が聞こえてくる中で、本当に我々は安全な線量の低いところで生活しているのだろうかという疑問が生じてくるわけで、特に隣の、矢吹とそうそう変わらない地続きの隣の泉崎村が28億円の除染費用を組んでいる。また言うようですけれども、矢吹は6億1,000万。また地続きの天栄村が37億円の除染費用を組んでいる。本当に矢吹だけがホットスポット的に低くて安心な町なのか。そういうところに疑問があるわけで、例えば、ため池の除染にしろ、これから考えていくという先ほどの答弁でございましたが、やはり我々は原発の事故で突然放射能が降り注いだ被害者でありますから、念には念を込めて、できる除染は、できるものはどんどん取り組んでいただきたいということでございます。その件に関しまして、町長のご答弁を願いたいと思います。

それから、運動公園の件でございますが、町長も民間のJAの金融課におられたということで、取得から20年といいますが、もう設備投資としてはもう償却が完全に終わっていい年月なんですね。それを買って何も、形とは何もしてこなかったということで、これからぜひこれを何とかしましょうよということで、決して私は町長が拙速だとおっしゃるのは、矢吹の財政とかさまざまな環境や優先順位を考えると、わかります、その理由は。ただ、私の言っていることも理解していただきたいのは、先ほどから言っている、町長も民間の出身ですから、設備投資で20年、本当はもう償却が終わってなければ、終わっているんですね、償却が終わったのに何も手がつけられていないというのもこれまたおかしな話で、例えば賃貸とか売買という話も出しましたが、例えば皆さんよくご存じの会社で世界的な会社ソニーがありますね。ソニーは皆さんご存じのとおり液晶パネルとかスマートフォンとか、その液晶分野でかなりのおくれをとったためにすごく業績が悪い。株価も低迷していた。そのソニーが起死回生として打ち出したのが、日本経済新聞にも大きく載りましたが、これから美容部門、健康部門の家電に力を入れていくということで、今年度1,000億を投資して国内に3カ所のそういった工場をつくるということで、その1つが山形県に決まったと。なぜ山形なのか。私も知る由はありませんが、例えばこの矢吹町で賃貸として出していた、売り物として出していたら、もしかしたらこれだけの利便性の土

地でございますから、ソニーが新たな健康部門、美容部門の家電の日本3つの工場のうち、ここが候補に挙げられたかもしれない。そういうことで、自分でできないのだったらそういう方法もあるんじゃないかという面で申し上げた次第です。

ぜひ、やっと道の駅が動き出したと同じく、ぜひこれも、私、町長の背中とお尻を押しますので、ぜひともみんなで力を合わせて、実現を何とか形にしていましようということで、再度、町長の決断の答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、除染の絡みでございますが、繰り返しになります。泉崎、天栄がなぜ多額で矢吹が少ないのか、さまざまな要因があるかと思えます。面積的なものも含めていろんな要因が重なって、泉崎やさらには天栄村の除染費用が多くなっているのかなというふうに思っております。

ただ、矢吹町はできるものという、万全を尽くしたいというそういう鈴木隆司議員のお話ですが、そういう考え方に基づいて除染を実施していることについては、間違いのないことでございます。詳細な線量調査、これをしております。矢吹町は調査をするたびに除染の必要なし、したがって除染の必要のないところをその各家庭の方にそれぞれの皆さんに除染をする必要がございませんよと、それでよろしいですよという、そういう同意書をいただきながら除染をしていないということ、したがってそういう家庭が多い、つまり線量が低くて除染の必要がない面積がどんどん各家庭がふえておりますので、金額は少なくなってしまう。除染が必要なのに金額は上げようということ自体がしょせん難しい話でございますが、私はそういう意味では、いい方向に矢吹町は置かれているのかなというふうに思っております。鈴木隆司議員がおっしゃるように、事業には万全を尽くして平成27年度までに完全に終えるようなそんな段取りで今、鋭意努力をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

さらに、総合運動公園、非常に矢吹町にとっては大切で、そして有効で、将来性も含めて期待のできる土地だという認識は、鈴木隆司議員と何ら変わるものではございません。そういう中であって、私も大いに期待していた土地であるということについては、皆さんにも話をして、ただ、まず、矢吹町が非常に財政的に厳しい状況、このまま借金を重ねて事業をやることについては、矢吹町の財政の健全度の判断基準からしてもこれは無理なこと、議会においてこの辺についてはしばらく凍結せざるを得ない、住民の方にも説明をしながらご同意をいただいて、鈴木隆司議員の言葉をかりれば塩漬け状態ということでございますが、決して塩漬け状態にしているのではなくて、そういう状況に矢吹町があったと。しかも、その後この東日本大震災、こういう状況の中で手のつけられるところからやったらどうだというような、そんな短い期間で中途半端な考え方のもとで実施することは果たして住民の皆さんが理解していただけたらどうかということについても、鈴木隆司議員については十分ご考慮いただければというふうに思っております。

これは、何もしない、これからも何もしないのではなくて、先ほども冒頭で話しましたが、大切な財産です。

矢吹町にとって最も、そして住民に必要とする、必要とされる、喜んでいただける、そんな財産でありますので、利活用については、この後、先ほどから答弁を繰り返しておりますように、27年度、十分に議員の皆様のご意見、住民の皆様のアンケート調査、さらにはパブリックコメントを取り入れて、矢吹町にとって悔いのないそんな財産、そんな施設整備を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

ソニーの1,000億の投資の話がございましたが、もしもとか仮にの話についてのコメントは控えさせていただきたいと思います。いずれにしても、企業誘致については全力を傾ける、これは私もそうですし、議員の皆様にもいろんなネットワーク、アンテナをご利用していただいて、町のほうに情報をもたらして、一緒になって豊かなまちづくり、所得がいっぱい入ってくる、生活に満足できる、そんなまちづくりをつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、5番、鈴木隆司議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 以上で、5番、鈴木隆司議員の一般質問は打ち切ります。

◇ 佐藤幸市君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告4番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆さん、こんにちは。

それと、傍聴席の方、大変お忙しいところありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、道路や農業用水路の整備についてお伺ひいたします。

議会報告会での報告、意見交換会において、道路及び農水路の整備に関する要望が多々ありました。生活道路においては、車や歩行者の通行機能とともに消防車等緊急車両の通行等重要な役割を持っております。また、圃場整備や用排水路の整備を実施し、生産性の高い優良農地を確保する必要があります。そのためにも、全町における整備要望箇所を調査し、行政による整備の可否を住民に知らせる必要があると思います。その意向があるかどうか、お聞きたいします。各整備箇所の優先順位に対する疑問が町民にはあります。行政の考え方はいかなるものか、町長の考えをお尋ねいたします。

次に、放課後児童クラブについてお伺ひいたします。

改正版放課後児童クラブガイドラインによりますと、放課後児童クラブが生活の場として成り立つためには、子供が安心して通うことができ、過ごせる場であることが必要であります。そのためには、指導員との関係や子供同士の安定した人間関係が構築されるとともに、子供一人一人が自分の居場所を持てるように環境への配慮が必要かと思われまます。そこで、次の2点についてお伺ひいたします。

1つ、対象年齢が小学6年生までと拡大された児童クラブにおいて、以前に使用していた1ないし3年生を対象としていた教室において、満たされた対応ができるのかどうかをお尋ねいたします。

2つ目、児童クラブが遊びや生活の場を提供する場所となっておりますが、宿題等学習への対応はどのよう

になっているのかお尋ねいたします。

3つ目です。矢吹小学校改修工事についてですが、1期工事も10月末で終了となり、2期工事に入ります。2期工事の東校舎、体育館、太陽光発電設置のスケジュールについて、また、関連施設整備事業としての給食棟のスケジュールをお伺いいたします。

また、給食のあり方検討も課題となっておりますが、自校方式か、新たにセンター方式にするのか、方向性はどうなっているのかお尋ねいたします。給食のあり方検討の基本的な考えをご説明いただきたいと思います。

答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

道路や農業用水路の整備についてのおただしであります。道路につきましては、整備要望があった場合、担当課において随時要望箇所の確認、調査を行っております。

整備の可否につきましては、回答可能なものは整備の可否、整備可能な場合は時期も含めて回答をいたしておりますが、予算化が必要なものにつきましては、実施時期を含め、優先順位をつけ、事業化に向けた準備を進める旨を説明しております。

また、整備順位についてであります。社会資本整備総合交付金事業いわゆる国庫補助事業などの改良、拡幅を伴う道路につきましては、都市の骨格を形成する道路網の整備により、地域の活性化や産業の振興を図るとともに、主要道路へのアクセスを容易にし、安全・安心な歩行空間を確保しながら生活環境の向上を図ることを目的に、計画的に事業を進めております。道路拡幅を行わない生活道路整備事業の現道舗装工事につきましては、砂利道の解消、環境改善に努め、道路利用者の利便性の向上を図るため、計画的に事業を進めております。整備順位につきましては、隣接戸数、利用者数、要望年度、緊急性等を重視し、総合的な判断により、地区ごとに偏りが出ないように決定しております。

ため池や農業用排水路等の農業用施設につきましては、通常の維持管理、さらには改修整備についても、その所有者である改良区や水利組合、受益者、公共の施設であれば町が行うことが原則であります。

このほか、想定を超える災害、例えば台風や水害等での激甚災害や、県の災害等に指定された場合においては、町が関係機関と連携し、国・県等の助成を受けながら災害復旧事業を実施しておりますが、この際であっても一部受益者の負担を受けて事業を実施することとなっております。ただし、さきの東日本大震災においては、農地や農業用施設の被害が甚大で、町内一円に広範囲であったことから、受益者負担額を町が負担し、災害復旧を実施した特例もございます。

また現在、町内各地域は農家の皆さんや住民の皆さんで組織化をしていただき、多面的機能支払交付金の補助金を活用し、農道に砂利を敷き、軽微な補修を行ったり、農業用水路の補修作業等を実施している例もあり、当該補助金を活用し、農業用施設等の維持管理を推進しているところであります。

いずれにせよ、通常の農業用施設の維持管理及び改修等につきましては、管理者である各改良区や団体組織で実施することを原則としながらも、前述のように状況や必要性に応じ、補助金や助成制度等の利活用を判断

して町が事業を進めてまいります。

以上のように、道路及び農業用施設の整備、維持管理につきましては、現状の確認や優先順位の検討等を行いながら、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブにおける対象年齢が小学6年生まで拡大されたことに関してでございますが、以前と同じ教室で満たされているのかのおただしであります。放課後児童クラブについては、平成24年8月に子ども・子育て関連三法の成立を受け、先般の第382回定例会において、矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について可決いただき、本年4月より本条例に基づき実施しているところであります。

対象年齢拡大による教室の確保の状況については、学校の協力のもと、善郷小学校はこれまでの家庭科室や図工教室と新たに図書室、中畑小学校は校舎内のこれまでの専用教室と新たに図書室、三神小学校については三神公民館のこれまでの1階和室と新たに2階視聴覚室を確保して運営しております。また、矢吹小学校は大規模改修事業の施工中であることから、年齢拡大の開始時期は2期工事が完了する平成28年10月ごろからスタートしたいと考えております。

また、5月1日現在における小学校ごとの放課後児童クラブ児童数であります。矢吹小学校は定員45名に対し入所児童数は45名、善郷小学校は定員120名に対して入所児童数は87名、中畑小学校は定員50名に対して入所児童数は42名、三神小学校は定員50名に対して入所児童数は31名が利用しております。

なお、3小学校の4年生以上の入所児童数は14名であり、学校のクラブ活動やスポーツ少年団等の活動の影響から、申し込みが少ない状況にあります。

矢吹小学校を除く中畑小学校及び三神小学校では、ニーズ量に対する供給量を確保しておりますが、善郷小学校では低学年の利用者が多く、対応している教室が授業で使用している教室を利用していることから、今後の改善策としては、放課後の時間帯に利用しない特別教室の一時利用や余裕教室の使用について検討し、放課後児童支援員の人員確保とともに、子供たちの生活全体を安定的に維持できる環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童クラブにおける宿題等や学習指導の対応についてのおただしであります。放課後児童クラブについては、保護者の就労等により日中保護者が家庭にいない子供たちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っているものであります。

議員ご指摘の宿題や学習指導の対応としましては、放課後児童支援員の役割が示されている厚生労働省の通知による放課後児童クラブ運営指針の中で、宿題や学習の対応については、子供の宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこととしております。こうした国の指導を受け、本町では、放

課後児童クラブの活動時間の中に学習や宿題の時間を位置づけ、約1時間程度実施しております。しかし、放課後児童支援員は学校の先生ではないため、学校の授業を補完することや、塾のような授業をする等本格的な学習指導等は実施できないのが現状であります。また、放課後児童支援員が援助できるのは、遊ぶ前に宿題をするという習慣づけや、わからない宿題に対してアドバイスをを行うことでもあります。そして、家に帰って保護者の方と一緒に宿題の確かめをすることなどを進めております。今後とも、放課後児童支援員の資質向上を図りながら、保護者との信頼構築に努めてまいります。

また、本町の多くの子供たちの大切な居場所となっている放課後児童クラブ活動の安全確保や衛生管理、防災・防犯対策、帰宅時の安全確保などとともに、望ましい生活習慣の指導に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹小学校大規模改修2期工事のスケジュールについてのおただしであります。議員ご承知のとおり、矢吹小学校大規模改修事業につきましては、安心な学習環境の整備を図るため、スーパーエコスクール実証事業及び長寿命化改良事業による学校施設環境改善交付金等を活用し、平成26年10月より工事に着手しております。

現在、昭和44年に建築された鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積3,098平方メートルの西校舎部分を1期工事として改修工事を鋭意施工中であります。平成27年6月11日現在、進捗率は約56%であり、工程どおりに順調に進んでおります。具体的には、2階、3階部分の天井及び壁仕上げ材を張る内装改修工事、外壁改修工事等を施工しているところであり、平成27年10月末の完成を目指しております。

今年度発注を予定している2期工事につきましては、昭和57年に建築された東校舎部分の改修工事を初め、体育館改修工事、太陽光発電設置工事を合わせて行う予定であります。東校舎は鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積1,485平方メートルを改修するものであり、内装改修を初め、外周断熱改修、給排水施設更新、電気設備更新等の大規模改修を行うものであります。体育館改修は、平成元年に建築された鉄骨づくり平屋延べ床面積1,306平方メートルについて内装改修を初め、給排水施設更新、電気設備更新等の改修を行うものであります。太陽光発電については、東校舎の改修後、校舎屋上にソーラーパネル390枚、70キロワットアワーの設備を設置し、20キロワットアワーの蓄電池1基を設置するものであります。

2期工事の入札については、いずれも指名競争入札により業者を選定し、工期は平成27年9月から平成28年9月までの1年間を予定しております。

また、これまで矢吹小学校及び施工業者との綿密な連絡体制を図るため、定期的な工程会議を現在まで10回開催しております。工程会議では、工事の施工内容の確認とともに、進捗状況や学校行事の日程等の確認、授業に配慮した工事工程や安全対策について協議し、調整を図っております。

2期工事につきましても、1期工事と同様に既存教室等を使用しながらの改修工事となるため、土曜日や日曜日、さらには冬休みや春休み等の長期休暇を最大限に利用し、児童の安全確保及び授業環境への配慮を最優先に施工してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、給食のあり方についてのおただしであります。本町の小・中学校におきましては、それぞれに給食調理室を備え各校で調理する自校方式により学校給食を提供しております。

このうち、中学校を除く4小学校の給食施設につきましては、完全給食開始時の昭和40年代後半からの稼働

後30年から40年が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。完全給食を開始した当時、給食センターの設置についての議論もありましたが、子供たちにできたての食事を提供できるよう、また給食にかかわる人々への感謝の気持ちを醸成する等、食育の観点から、あえて自校方式を選択した経緯があることは議員ご承知のとおりであります。一方、調理コスト削減、各学校間で統一された献立による給食の提供等を考慮すると、センター方式により給食を提供したほうがよいとの意見があることも承知しております。

そのような状況の中で、センター方式、自校方式それぞれのメリット、デメリット等について検討しております。センター方式については、現在増加傾向にある働きながら子育てをする世代を応援する少子化対策として、学校給食を実施している小・中学校だけでなく、幼稚園給食の導入についても検討してまいります。また、今後は、PPP、PFI等の民間のノウハウを活用した給食センターの建設運営の可能性も事例等の調査を行い、検討してまいります。一方、自校方式のよさは、つくり手の姿が見え、食べる子供たちの姿が見え、そしてできたての温かい物は温かく、冷たい物は冷たいうちに食べられるというよさ、そしておいしさの声が届くよさがあります。

矢吹小学校の給食調理室は、今回の長寿命化改良事業において補助事業の対象外となっております。そこで、これを機会に、矢吹小学校だけでなく、全小・中学校も含めセンター方式にすべきか、矢吹小学校の単独給食施設の新設か、これらに対する国の補助事業の支援の動向を見きわめながら、総合的かつ慎重に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 再質問をさせていただきます。

道路整備についての質問です。

議会報告会の柿之内地区の質問があったんですが、爆弾騒ぎがありまして、柿之内は道路閉鎖により車の回り道がなく、大変不便であった。柿之内から久来石へ抜ける大きな道路を整備してほしいということです。これに関しまして、道路閉鎖または事故、災害等により通行が不能になる可能性はあるのではないのでしょうか。町民の安全・安心の生活を守るためにも、緊急車両の通行可能な道路整備は必要です。柿之内地区に限らず、当町にはまだまだ同状態の地区が多数あります。町長の考え方を伺います。

また、児童クラブの再質問ですが、生活スペースの問題ですが、子供が体調の悪いときなど休息できる静養スペースはあるのか。

また、子供の生活スペースとは区別された指導員の作業スペース及び更衣室の整備などはどうなっているのか。

また、あわせて指導員の勤務体制、勤務時間についての現状をお伺いいたします。

小学校改修工事の再質問です。

善郷、中畑、三神小学校の長寿化計画の検討、そして町内小学校全体の統合に対する問題を検討されたと思いますが、結果は統合はしない、長寿化計画のほうへ進んでおります。給食棟の考え方も、矢小においては整備年度28年度事業費1億円の財源内訳が上げられております。ほか3校合わせると、給食棟建設事業費だけで

単純に4億円は必要ということになります。センター方式事業費と比較検討はなされたのでしょうか。教育長にお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

議会報告会の中で、柿之内の地区のほうから要望が上がったと。特に、柿之内では先般、爆弾騒ぎがあって迂回する道路がなくて不便を来したと。ついては、柿之内から久来石へ抜ける道を含め、そうした避難道路、さらにはそればかりではなくて緊急車両の通行できる道路等も含めて、町内の道路整備については急ぐべきだと、そのようなご意見の趣旨だったというふうに思っております。

町としましても、先ほどから話をさせていただいており、優先順序、費用対効果、そうしたものも含めて十分に計画を立てながら整備を急いでいるわけですが、矢吹町、ご案内のとおり県道、町道含めて網の目のように道路網が敷き詰められております。したがって、それに応じて要望の数も相当数に上っている。もう何年も前から要望が上がっているにもかかわらず整備が進んでいないと、非常に心苦しく思っておることも事実でございます。これらについては冒頭で話をさせていただきましたように、十分に道路をどこから先に整備すべきかということを含めて、整備を、方向性、計画を出しまして、それに基づきまして計画的に整備を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この内容等については、議会報告会のほうの中身についても報告書ということで後日正式に上がってくるものと考えておりますので、それを受けた段階で、町のほうも要望箇所ということで位置づけをしながら整備計画の中に上げていくことについてもお約束をさせていただきます。

以上をもちまして、4番、佐藤幸市議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 佐藤議員への再質問にお答えいたします。

放課後児童クラブについてでございますが、指導員の勤務時間としましては、午後1時半から6時半までということになっております。

また、指導員の作業スペース等については、矢吹小学校で一部そのような部屋が、準備室のようなところがございますが、ほかのところは特にそういう部屋等はございません。

それから、体調が悪いときに子供たち等が休む場所ということにつきましては、学校があいているときには学校の保健室を利用したり、あるいは養護教諭に来てもらって見てもらうというようなことは学校と連携しながら日常行っております。しかし、そういう放課後児童クラブを利用する児童が休む場所というのは特に設けていないものですから、原則としましては、保護者に連絡をして病院に連れて行ってもらうとか、そのような

ことで対応をしております。

次に、矢吹小学校の給食室についてでございますが、当初、新築をしなければならないということで1億円を見込んでおりました。これについては以前にもご説明してあるかと思いますが、長寿命化の対象にならないということで、1億円のうちのどのくらい補助があるかと、補助が非常に少ないということから、将来的に給食センターも検討しながらということで検討してきたわけでございますが、給食センターの場合の国の補助率とか、単独給食調理室の補助率等の見通しが、なかなかいいものが見つからないので、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいということで、3月議会の全協のときにもう少し検討させていただきたいという要望を申し上げたところでございます。

そこで、給食センターをつくった場合については、詳しいいわゆる見積もりというものは業者等から取ってはございません。でも、食数とか条件とかということから、関係の業者から仮試算ということで伺いましたところ、詳しい内容は今ちょっと手元にないんですが、総額で約7億円という仮試算というものをいただいております。そのように、単独調理室であれば約1億円、給食センターなら7億円というようなことがございます。

以上で再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 再々質問をさせていただきます。

放課後児童クラブの問題ですが、障害者の受け入れなんですけれども、障害者については、希望がある場合は受け入れる必要があるということになっています。当町において障害児受け入れに対する考え、また現状はどうなっているのかをお伺いいたします。

それと、給食センターの再々質問なんですけれども、国・県の補助金は当てにできませんが、日本版C C R Cとして地方創生が叫ばれています。センター方式をとり、幼稚園、中学校に限らず、老人福祉施設に対しても供給すれば、補助金が出る可能性があると思われませんが、これらについて検討するつもりがあるのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、佐藤議員の再々質問にお答え申し上げます。

放課後児童クラブにおける障害者の受け入れということでございますが、各小学校においても軽度発達障害あるいはその他の障害を持っている子供たちも小学校に当然、通学しております。それらの子供たちも放課後児童クラブを希望すれば、当然、受け入れるわけでございますし、現在も受け入れております。

そして、指導員は例えば45名1クラスの中で2人ないし3人の支援員がおりますが、障害者を受け入れると、2人ではとても見られないというような場合には、特別にその子をよく見守るといいますか指導できる支援員を配置しなければならないという状況になると思いますが、そうであっても受け入れていきたいというふうに考えております。

それから、地方創生にかかわって、給食センター等について幼稚園、小学生、中学生さらに老人福祉を含めた給食提供、そうすると国の支援等も手厚いというようなことをただいまお伺いしましたので、申しわけありませんが、私ども不勉強でございました。そういう可能性についても今後検討して、そして、できるだけ子供たちのためにも、町民のためにも有効に活用できる給食センター、そして町の財政負担の少ないそういう給食施設の設置について、今後十分検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

(午後 2時17分)

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午後 2時29分)

◇ 加藤宏樹君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告5番、3番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

3番。

[3番 加藤宏樹君登壇]

○3番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、こんにちは。大分眠いと思いますけれども、もう少し頑張ってください。早速ですが、通告によりまして質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、農振地域の設定についてお尋ねをいたします。

農振地域の見直しの目安としておおむね10年というふうなことがあります。今年度あたりが見直しの時期かなというふうに思われます。農振地区が指定されているがために、土地所有者にとっては土地の運用や利活用を自由にできないという制限を受けております。またこの農振地域の解除や除外の申請に当たっては、相当の時間と手間がかかるのが現状であります。思いますに、随時見直しや変更も可能ではないかと多くの農地所有者からの希望もあります。今後の町の取り組み方はどのようにしていくのかをお伺いいたします。

2点目ですが、防災無線のデジタル改修工事等についてお尋ねをいたします。

屋内での難聴対策は防災ラジオの導入で解決が図られたと認識をしております。問題は屋外での難聴対策にあります。そして焦点は既存の60メガヘルツではなく、屋外子局を200メガヘルツありきを前提に進めていることにあります。本来、設計が行われる際には、基本設計をなし、それに基づいて積算内訳書を作成するなどを経た上で本設計となるものと考えています。しかし、同僚議員の情報開示請求に対し、たった4行の説明とメモ書きで4億8,000万円もの予算計上はいかがなものでしょうか。このまま実施設計や工事管理委託に突き進んでいってしまうのかどうかお尋ねします。

また屋外での難聴対策において、60メガヘルツと280メガヘルツの両者の特性、メリット、デメリットを精査し、当然ながら費用対効果も含めて決定すべきと考えます。何せ4億8,000万円にも及ぶ大きな事業です。このような見積もりや資料を取得し、町民に提示し、理解を求めることが大事であると思いがいかでしょうか。

3点目の質問となります。

先日行われました議会報告会において、意見交換会の席上、参加した町民の方から幾つか質問がありました。1つは、総合運動公園予定地を分譲地として売ったらどうかというお尋ねがありました。その後の計画で、運動公園にはしないというふうに、いつなったのかをお伺いします。

また災害公営住宅に関しても採算はとれるのかという質問がありましたが、それについてもお尋ねします。

最後に、町の維持管理費が増大しているのではとの質問もございました。町の認識をお聞かせ願います。

以上、答弁のほどよろしく願います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業振興地域の設定についてのおただしであります。農業振興地域の基本的な考え方は、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、農業振興地域の設定は国による農用地等の確保等に関する基本方針の策定、都道府県による農業振興地域整備基本方針の策定及び農業振興地域の指定並びに市町村による農業振興地域整備計画の策定を中心として、国内の農業生産の基盤である農用地等の確保を図るための基本となる制度であります。土地所有者の土地の運用や利活用が制限されるのではないかとのおただしであります。農業振興地域指定及び市町村の整備計画の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項についてはおおむね10年を見通して定めるものとなっておりますが、確保すべき農用地等の面積の目標については、各都道府県の目標の合計が国の目標値を下回らないよう調整が行われることとなります。

町としましては、農業振興の進展を図るために必要な農地を確保することが前提となりますので、農業振興地域の変更が行われ農用地が減った場合、基本的には新たな農地、または県の基本方針にうたわれているとおり農用地として利用可能な森林については、地域指定することが可能であることから、これらを含めて町の目標面積を確保し設定してきたところであります。

現在、準備を進めている農業振興地域の見直しについては、農業の後継者不足や耕作放棄地の増加等、現在の厳しい農業情勢を鑑み、また平成28年度を初年度として始まる第6次まちづくり総合計画に位置づけられる新たな主要施策を十分に勘案し、必ず守らなければならない地域は農業振興地域として保持することを基本路線としつつも、指定から除外し開発することにより人口増加、雇用確保等が確実に見込め、ひいては町の振興発展につながると判断した地域が多く見込まれる場合は、農業振興地域の総面積減少について国や県と協議をしてみたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、防災無線を280メガヘルツに限定する理由についてのおただしであります。280メガヘルツ防災行政無線システムによる屋外子局の整備については、大木議員への答弁と重複いたしますが、まず1つ目には、280メガヘルツ防災行政無線システムは、各子局で音声合成し放送するため、音質の劣化がなく聞き取りやすいこと。2つ目には、衛星回線によるバックアップ機能があり災害時に地上回線が寸断されても放送ができること。3つ目には、送信局からの電波が町内全域に到達していることが電波調査及び町内全域の家庭に配布さ

れている防災ラジオにより明確になっていること。4つ目としては、防災ラジオ、屋外子局が同一システムであることで、管理運営が容易である等の理由により280メガヘルツ防災行政無線システムによる屋外子局整備を計画しているところであります。

基本設計については、今回の事業が既に確立しているシステム機器の導入、及び既存の場所に設置工事を行うという内容であり、高性能スピーカーの設置場所、設置個数等が決定していれば、実施設計は比較的容易なため、基本設計の委託は必要ないものと考えており、実施設計及び工事管理委託をするものであります。

280メガヘルツ防災行政無線の導入に当たりましては、昨年8月の全員協議会で60メガヘルツデジタル防災行政無線システムやアナログシステムとの経費比較や、高性能スピーカーの導入と屋外子局の増設との比較、今後の整備方針等を説明させていただきました。それぞれのシステムの屋外子局にかかる経費についてはそれほど差がありませんが、高性能スピーカーの数や屋外子局の増設数により大きく変わってまいります。このため、屋外子局の増設ではなく、必要最小限の高性能スピーカーの設置により屋外の難聴対策を考えております。また実施設計時には機器及び高性能スピーカーなどの見積もり聴取による単価設定を行い、実施設計書を作成いたします。さきにご説明したとおり、既存のポールを利用して280メガヘルツシステムの受信機、アンプ及び高性能スピーカーを設置する予定であり、音達調査の結果をもとに全町をカバーできるだけの最小限のスピーカー数で整備したいと考えております。

なお今年度は、矢吹町のほか長崎県大村市で280メガヘルツ防災無線屋外子局の整備が行われ、その他、岐阜県や栃木県の自治体でも60メガヘルツデジタル防災無線の整備計画から、280メガヘルツシステムへの整備に計画を変更しているとの情報を得ており、全国的に280メガヘルツシステムを導入する自治体が増加傾向にあるとのことであります。この280メガヘルツ防災行政無線システムの整備により、これまで長年の課題であった難聴問題は解決するとともに、復興計画の最重点課題であります防災体制の再構築、災害に強いまちづくりの推進に大いに寄与するものであると考えており、今後も議員の皆様、町民の皆様の理解を得ながら事業を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、総合運動公園予定地についてのおたただしであります。鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、当該用地の利活用につきましては、現在策定作業を進めております平成28年度から始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画において、総合運動公園用地の利活用に関する政策、施策、事務事業を明確に位置づけし、事業の実施を図ってまいりたいと考えております。本計画への位置づけに当たっては、町民の皆さんの声やニーズを十分に反映させる必要があるため、これまで実施したアンケート結果、町民ニーズとともに本町が抱える行政課題、社会情勢等を十分に見きわめながら、具体的には現在策定中の矢吹町人口ビジョン、矢吹町総合戦略等を踏まえ、利活用に関する基本方針を定め、議員の皆様はもとよりパブリックコメントも活用するなど多くの町民の皆さんからご意見をいただき、真に町民の利益につながる事業となるよう最大限の努力を費やしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害公営住宅建設事業についてのおたただしであります。公営住宅とは健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、町民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると公営住宅法で規定されております。この法律の規定に基づき、災害公営住宅整備事業は、東日本大震災により住まいを失い、みずから住宅を再建することが困難な被災者の安定

した生活を確保することを目的としており、通常の公営住宅整備事業の場合、国庫補助率は3分の2ですが、災害公営住宅整備事業の場合には緊急に整備を行う必要があるため、町の費用負担の緩和措置がなされ、補助率が8分の7と非常に有利な条件での建設が可能となっております。なお、事業費につきましても、復興庁で認められた歩当たり単価の範囲内での建設を目標に事業を推進しており、町の費用負担を最小限に抑えながら事業を推進してまいりたいと考えております。

また家賃につきましては、公営住宅法の規定に基づき、立地条件や床面積、世帯の所得や人数により入居する世帯ごとに賃借料を決定することとなります。災害公営住宅への入居希望者は、住まいが失われるとともに自力で住宅を求めることが困難である方々でありますので、一日も早く災害公営住宅に入居し安全・安心な生活を営むことができるよう事業を推進してまいります。このように災害公営住宅は公営住宅法に基づき建設運営を行うため、採算という観点で事業を実施するものではないと認識しております。しかしながら、今後公営住宅として施設を管理運営をする中では、特に維持管理の面で適正かつ効果的なメンテナンスを行うことで、施設の長寿命化を図り、採算という表現ではなく効率的な施設管理運営を図っていくことが重要だと考えております。今後も避難されている方々ができるだけ早い時期に安定した生活を取り戻せるよう、早期の工事完成、入居開始に向け事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町の施設の維持管理費が増大していることに対してのおただしであります。本町の公共施設につきましては、昭和40年代の高度経済成長期と、その後の約10年間に人口の増加と町民からの要望に対応して学校などの教育施設、公営住宅、公民館等の多くの公共施設等を整備してまいりました。本町の厳しい財政状況の中、これら公共施設の老朽化による改修、維持管理費の増加に対処するためには、引き続き徹底した行財政改革を行うとともに、民間の持つ知恵や技術を活用することが重要であると考えております。

これまでも町では第5次矢吹町行財政改革大綱に基づき、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に指定管理者制度の積極的な導入や、内部管理経費の節減に取り組んできたところであり、施設の設置目的等の達成状況を把握するため、管理運営状況の検証作業を継続的に実施してまいりました。これらの取り組みや施設の管理運営において一定の成果を見せておりますが、今後はこれまでに整備してきた公共施設や道路、橋などのインフラ資産が一斉に改修更新時期を迎え、多額の更新費用が必要になると見込まれておりますので、固定費ともいえる公共施設の維持、更新費用をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっております。

以上のことを踏まえ、本町では公共施設等総合管理計画の策定について、昨年度より取り組んでいるところであり、基礎調査として公共施設を用いた行政サービスの提供に係る全てのコストを把握するとともに、保有する資産状況を把握した上で適正な維持管理を図っていく考えであります。計画策定の基本方針は、公共施設やインフラ、それぞれの管理ではなく全体を捉えて戦略的に管理していくものとして、最上位計画であるまちづくり総合計画や行財政改革大綱を含めた町の関連計画との整合性を図り、施設の分野を横断的に捉えながら基本的な取り組みの方向性を示すものであります。本年度中の計画策定を目指し、公共施設等の全体的な状況を総括的に整理分析し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化、さらには管理運営を含めて計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） それでは、まず1点目の農業振興地域についてでございますが、一部山林も入れていいというのも、私、農地法とか読みましてわかっておりますが、ただ入れられた所有者は入れられたことに気がついていないのですよね、意外と。公告縦覧というのはしているとは思いますが、その中でそういった場合に、やはり柔軟に対応して町のほうでそれを指定を解除するというようなことをやってもいいんじゃないかということで、そういうことはできないのかをお伺いします。

それと、農地法をざっと読んだところによると、やはり国、県から指導が来ているということでありますが、その具体的な数値というのはどういった形で通知されているのか。矢吹町は何平米確保しなさいとか、そういったものがあるのかなのか。あるのであれば開示していただきたいということでお願いをしたいと思います。

それと、防災無線に関してですが、過去においては60メガヘルツの親機を、いわゆる送信機が平成24年6月に、これも随意契約で約6,000万円で導入されています。26年10月には約7,800万円で280メガヘルツの送信機、これも随意契約で導入しております。これらから当然、予備装置ということでフェイルセーフの観点から併用で運用するものと私どもは思っていたのですが、今回屋内ラジオの導入に対して280メガヘルツが防災ラジオとして有効だという観点、または値段も安いということからの導入だったと思います。なぜ、この60メガヘルツを諦めて280メガヘルツ一本化に踏み切ったのか。

問題は、私も9月の資料をもう一度見させていただきましたけれども、280であろうが60であろうが、逆に280でやったほうが設置費用は安いのかなと思います。しかし、問題はこの高性能スピーカーです。この高性能スピーカー、通常スピーカーが250から300ということでありますから、この高性能スピーカーは約500メートルということでございます。ただ問題は、この値段の格差です。整備数でいうともらった整備では、通常スピーカーの場合は84局ということ。高性能スピーカーの場合は37子局ということ。半分以下なのですが、値段はもう20倍以上ということで、わずかに倍になるシステムに20倍のスピーカーをつける費用対効果、この辺にやはり疑問が生じますので、その辺を280メガヘルツ一本化する理由は多少わかるにしても、この高性能スピーカーというものに対してどのような考えを持っているのかをお伺いします。

さらに、高性能スピーカーといえばエルラドという商品があるのもご存じだと思うのですが、そちらのほうが性能的にはかなりすぐれているはずなんです、2キロとか3キロ飛びますので。そういった検討をして、そういった見積もりを我々に提示していただければ、ここらがいいだろうという判断もできるのですが、提示されている資料が少ないということで、そういったエルラドとかの商品に関しても調査はしたのか、その辺をお伺いします。

それと、これ280メガヘルツ一本化にしますと、60メガヘルツの親機と子機は2機あるのですか、支局は2機は、その後どうするのですか。その辺もあわせてお伺いします。

3番の議会報告会での町民の質問に対してということで、町の維持管理費です、増大になるという質問に対して、そのようなことがないようにと、いろいろやっていくということですが、実際今後、その維持管理費というのはどの程度かかっていくのか、そういうのは具体的にお示しいただけるのであればお示しいただきたい。

以上で、再質問とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の農振地域の件でございます。一定の理解を加藤議員のほうでされているということでございますので話はしやすいかと思えます。農振地を一度入れたものを都合によって外したい、そうしたものについては臨機応変に解除してはどうかというようなおただしでございますが、原則ルールの話は先ほど答弁をさせていただきました。こうした目標面積に応じて入れたもの、これについては特別な理由があれば外せないことはございませんが、そうした秩序を守るためにもそうしたルールが制定されているということについてご理解をいただきたいと思えます。守るべき農地、最も基礎的な資源である計画性のない開発を防ぐために、こうした農業振興地域法というものがあることについてご理解をいただきたいと思えます。

具体的な数字、目標数値があるのかというようなおただしでございますが、これについてはございます。ちょっとお待ちください。

私の手元にある資料で、なおこれ以上細かい数字が知りたければ後ほどまた提示をしたいと思えます。平成21年当時の目標面積については、国が407万ヘクタール、県が13万8,700ヘクタール、町が2,287ヘクタール。昭和32年の目標数値は、多少国は優良農地をさらに確保すべきだというそういう考え方があるようでございます。したがって、昭和32年の目標面積はふえていくというような傾向にございまして、国が412万ヘクタール、これだと約5万ヘクタールぐらいふえることとなります。県が14万1,700ヘクタール、約3,000ヘクタールふえることとなります。町は2,372ヘクタールでございますので、85ヘクタールぐらいふえる、そんな傾向にございます。

次に、2点目の280メガヘルツでございます。これについても、先ほどから答弁させていただいております。町のほうでは、新たに防災行政無線を整備するに当たって防災ラジオ、室内用の受信機である防災ラジオ、さらには屋外子局、そしてスピーカー等についての性能については、さきの議会全員協議会でも説明させていただきましたし、今も内容等については触れさせていただきました。60メガヘルツよりもすぐれていると、音達調査の結果に基づいて整備したことも証明されておりますし、そうしたことで性能のすぐれている280メガヘルツの整備を考えております。

費用の面を強調されておりますけれども、これらについて、整備をしたが結果的に再度また整備をしなくてはいけないというような、そんな手戻りがあってはこの整備については意味をなさないということがありますので、最も性能がすぐれているという結果に基づきまして、今回こうした280メガヘルツの整備をさせていただくということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

町の維持管理経費、非常に町は施設を抱え込んでおります。私も今回のこの計画を策定するに当たって知り得ていなかったこともあったのですが、今回この計画的な整備をするに当たって基礎調査をした結果、施設数が263施設、金額にして960億円、40年間の整備ということになりますと1年間に24億円程度の整備費用、更新、さらには改修費用がかかるであろうという整備がされております。したがって、当初から話をさせ

ていただいているように、町は費用対効果、優先順序、そういったものも考えながら、全ての考えている事業については当然でき得ないということも容易に想定されますので、この後の整備計画については議員の皆様十分に説明をしながら決めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、3番、加藤議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（加藤宏樹君） 農振地域に関してなのですが、要は、本来土地の所有者というのは自分の土地ですから自由に活用、運用していいはずなのですが、この農振地域というのに入れられてしまうと、なかなか自由に処分ができなくなってしまうと。それで、意外と入れられたことを知らない土地所有者が多い。これは公告縦覧という方法で見せたのだからと役場は言えるのでしょうけれども、そうじゃなくて、入れられたことさえわからない人もいますので、固定資産税の納付の通知と同じように、あなたの土地、農振地区に入れますけれどもいいですかという個別にちゃんと送付してやるということではできないのかどうか。そうしないと、勝手に制限したと言われてもしょうがないんじゃないかと思うのですけれども、そこまでやはり住民サービスをきめ細かにやるという姿勢があるかどうかをお伺いします。

最終的に、農業振興地域は矢吹町で決めていると、それを県に上げているということでもいいのか、それとも国・県からこうしろという指示書がきちんと来ているのかどうか、そこだけ明確にさせていただきたい。

それと防災無線、結局は私たちも60と280の違い、いろいろ調べましたけれども、今回やはりこのスピーカーです、高性能スピーカー。これに多額の費用が投じられているということに関して、もう少しこれでないといけないのだという納得できる説明がちょっと不足しているんじゃないかと思うのです。これを持ってやはり町民に我々も説明しなくちゃいけないのですから、やはりもう少しその辺は資料を提供していろんなこういう試算をした結果、これがベストだということをやはりお示ししていただきたい。

また、この随意契約ということでやるのですが、要は多種多様な方式をとれるのに対して、最低でもやはり見積書などの資料なしに、または公募なしに随意契約するのであれば、これは規定に抵触すると思われるのですが、その辺は町の考えはどうかをお伺いします。

あと一つ最後に、町長の気持ちを聞いておきたいのですけれども、総合運動公園の問題とは町の重大な、私に言わせれば失策の一つですよ。当然、これは町長の……

〔「発言を撤回してもらいます」と呼ぶ者あり〕

○3番（加藤宏樹君） そうですか。撤回のときは正式にあれしますので。町として……

○議長（諸根重男君） 加藤議員さん、そのことはちょっと訂正してほしいです。

○3番（加藤宏樹君） じゃ、塩漬けでもよろしいのですが、昔は凍結と、中止凍結ということで、やはり問題は町長の胸のうち、腹づもりの中にも必ず運動公園という問題はあったはずなのです。町民がやるとか、プロジェクトチームがつくるんじゃないかと、僕はどうしたいんだとそういう気持ちを、やはり一度や二度は言ってもらわないと我々もどうしていいんだかわからないのです。提案すれば却下、提案すれば却下。町のほうからは実際にこうしたい、ああしたいというのは上がってきていないわけですから、やはりこんなふうにしたいなという、そういう希望的観測でもいいので、その辺は少し胸のうちをお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、加藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど、再質問の際に、公告縦覧、十分な連絡がというところについて答弁が抜けてしまって申しわけございませんでした。

本来は、自由に利用できる農地でありながら、そういったことを農振地に入ったことさえも土地の所有者がわからない、そうしたことについては、多分にそうしたことが今までもあったろうというふうに思っております。しかしながら、これらについては非常に難しい面がございます。農地は一筆ごとに管理されておりますので、矢吹町の6,000ヘクタール、これを一筆ごとに何万筆あるのかということになってくると、一筆一筆を全て調べ上げて、それを各所有者に連絡するというところについては大変難しい面がある。ただし、やりようもあるというふうに思っております。したがって、今後どうしたことで土地の所有者に十分にそうした状況が理解していただけるかということについては検討していきたいと思っております。

なお、この目標面積の件でございますが、これらについては県と協議をしながら町が決定をしていくということでございますので、町の主体性がないわけではございません。したがって、先ほども答弁させていただきましたように、町としての計画、さらには住民みずからが計画があるということであれば、そうしたものについては優先的に農振地から外すことはやぶさかではございませんので、そうしたことについては議員の皆様にも十分土地の所有者、特にそうしたことで前回の農振地の区域指定で心配をされている方については説明をしていただきたいというふうに思っております。

次に、280メガヘルツのスピーカーの件でございますが、これらについては議員の皆様も十分にまだ理解していないところがあるということでございますので、これらについてはもう一度しかるべき機会に議員の皆様にも、そして町民の皆様にもいろんな手法を使ってお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私の胸のうちということで、総合運動公園でございますが、これはもうさっきから答弁をさせていただいております。この土地は非常に町にとっては有益な財産、20ヘクタールにも及ぶ土地が、矢吹町が所有している。しかも、利便性がすごくよくて、将来も非常に町の有益な土地となり得るというような意識がございます。

したがって、これは私一人の考え方ではなくて、今までも、そしてこれからもでございますが、十分に町民の意見を聞きながら、もちろん議員の皆様のご意見もいただきながら、選択肢としては3つほど先ほどから挙げておりますが、要するに総合運動公園構想であったり企業誘致であったり、さらには住宅開発であったりとかいろんな方法が提案されておりますので、これはアンケート結果に基づいた内容に基づいて何がいいのかということについては、最良の選択を今後していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、3番、加藤議員の再々質問、失礼いたしました、1つ抜けておりました。

随意契約の件が抜けておりましたので、追加的に答弁をさせていただきます。

随意契約の扱いについて、考え方については加藤議員も理解していることだというふうに思っております。随意契約については、地方自治法執行令により競争入札に適さないものはできる。適当な理由が、適当ですよ、適正な理由があれば金額の多寡にかかわらず随意契約はできるということでございます。ただ、さきの3月議会で加藤議員も含めていろいろな質問をされましたが、そのようなご指摘も含めて現在建設協議会との協議も含めて今後の防災行政無線工事については方法等についても検討をさせていただいているところでございますので、その点も町のほうの考え方を改めてご理解をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○町長（野崎吉郎君） 既に整備されている町並びに中学校の60メガヘルツのその後の方向性、考え方については、町民生活課長より答弁させますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町民生活課長、氏家康孝君。

〔町民生活課長 氏家康孝君登壇〕

○町民生活課長（氏家康孝君） 3番、加藤議員のご質問にお答えいたします。

60メガヘルツ防災行政無線システムの今後の運用についてでございますが、現在280メガヘルツの整備に向けて取り組んでいるところであります。平成24年に整備したものであります。国の補助等も活用して整備したものですから、今後は280メガヘルツの無線と併用するのか、あるいは中止あるいは停止するのか、あわせて検討をしまして、検討した結果がまとめ次第、皆様のほうにご説明をしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 以上で、3番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

◎会議時間の延長

○議長（諸根重男君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告6番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。また傍聴にお越しの傍聴席のお方におかれましては大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問に移らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目といたしまして、農業者の支援、新規就農者の育成についてであります。

今、防災無線等で、朝になりますと町民歌が流れておりますが、この町民歌、歌のほうもいろんな行事のたびに歌うということで、私も大変いい歌だなと思っております。その中にも、「田園のまちやぶき」と歌われているように、これは本当に矢吹の農業で支えている町、そして矢吹の田園風景、こういったものを十分反映しているすばらしい歌だなと思っております。そのようなことで、町の重要な基幹産業と農業は位置づけられているものと認識されている方、ほとんど、もちろんほとんど方だと思えます。そのような中でありますけれども、耕作放棄地や後継者不足の問題が農家の方から深刻な声として聞こえてまいります。このことは農業者の高齢化ということもありますけれども、これに昨年の米価の下落問題、こういったものも追い打ちをかけて農業を離れる、こういった決断をされる方もふえているのではないかと思います。

そこで、当町の耕作放棄地の現状はどうなっているのか、また新規就農者、こういった方々はこの間、どういう推移になっているのか、こういったものをお示しいただくとともに、単に農業問題だけではなく、若者の雇用の確保や納税人口、こういったものをふやす、そのためにまちづくりに生かしていく、こういった観点からも新規就農者を移住等で受け入れられるようなことも考えられると思いますが、こういったまちづくりとの関連、またこの豊かな田園風景、この矢吹の町、私も越してまいりましてもう8年たちますけれども、本当にほっとする風景になっております。

先日も、田んぼの学校で東京農業大学の長島教授ともお話を少しさせていただきましたが、やはりこういう風景というのは矢吹のほかにもたくさんあるでしょうから、いろいろ教えてください、そういったものもまちづくりの中、今後活用していきたいなどという声もいただきました。このような観点、田園景観の保護や観光資源としての活用なども含めながら、農業者の支援について町長のご見解をお伺いいたします。

続きまして2点目、甲状腺がん検診等の受診機会についてであります。

国は、甲状腺がんについては原発事故との因果関係はいまだに認めておりません。正確に言いますと、県の調査委員会でこの甲状腺がんの発生についてこの因果関係はないと言っているものであります。国や東電については、この間行われているさまざまな裁判の中で因果関係はないというようなことを言っているわけですが、この点についてここで私的な見解とかそういうことは述べることは控えますけれども、実際に甲状腺がんがふえていることは事実であって、親御さんからもこういったことを心配する声、特に親御さんではなくお子さん自身です、大人になったときにこれ大丈夫か私たちはというような、そういった声も聞かれているわけです。

そのような中では、やはりこれの早期発見をしていくこと、そして早期治療をしていくことが重要ではないかと私は考えます。チェルノブイリの事故でも多くの子供たちが甲状腺がんにかかりまして、当時は医療技術が未発達だったこともあって、チェルノブイリの首飾りと言われるような、ここにもう本当に甲状腺を切り取るために傷跡が残っている。こういったものもありましたけれども、現在の甲状腺がん手術というものはそのようなものではなくて、医療技術が大変進歩しておりますから傷跡もほとんどわからないようにできる、早期に治療すればほかへの影響もないということで、やはり早期発見、治療することが重要であると思えます。

ホールボディカウンターの検診などについては町、町長のご尽力もありまして、ひらた病院での受診機会をふやすなど、こういったことも町民の間からは大変ありがたいという声も聞かれています。ただ、いろんな受診機会ですけれども、どうも全員がやはり受けていないのです。その受けていない状況がどういうことかと

いいますと、大学進学ですとかでこの町を離れている方で住所を移されていない方、大学生ですからやはりおられます。それから、会津のほうの大学に通っている方などもおります。通学の関係でなかなかこの受診をする時間に受けることができない、交通費もかかるので、遠くに進学されている方は戻ってくるのも大変だということで、ここはこういった未受診者の状況が実際どうなのかどうか、どのくらいの方が受けられていないのか、受けたくても受けられない状況もあるのではないかとということ把握されているのかどうかということをお示しいただくとともに、どこに住んでおられます、この矢吹の子供であれば、今甲状腺がんの検査自体は事故後のように混み合っている状況でもありませんし、検査の機械も、機器類も十分間に合っていると思いますので、どこでも受けられるような体制をとっていただく、こういったお考えはないか、お尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、3点目といたしまして公共施設等の維持、老朽化対策等についてであります。

東洋大学の根本祐二教授、こちらは経済学部の総合政策科の教授になります。もともとは金融の専門家、銀行などにも勤めていたという方で、この方、政府のさまざまな審議会の委員や東京都の委員なども歴任されている方ですが、この方が書いている著書で「朽ちるインフラ」という本があります。これは2011年に、震災の直前に執筆されたということですが、くしくもその震災後にこれが発売されたということで、この中でも指摘されていたのが、日本の公共施設の老朽化問題なんです。

これはどういうことかといいますと、日本の公共施設というのは主に、前の東京オリンピックのときに、1964年に行われたのですけれども、このときにさまざまな高速道路ですとかビルですとか、そういった建設が始まって、そういったものが間もなく50年を迎えていく。50年を迎えるというのは、これはアメリカでも既にこのことが起こっておりまして、橋の崩落が起こったり、高速道路が落ちたりとかということがちょうどそのときにあったということで、50年後くらいに。この日本でもこれは例外ではないということで、公共施設、きちんと維持管理、更新をしていかなきゃいけないということを指摘した本でありまして、こういったことも契機になって国のほうで今回も、先ほどの同僚議員の中でも話題になったと思いますけれども、公共施設等総合利用計画や立地適正化計画、公共施設白書などを自治体に対して国は策定するよということを求めてきました。

先ほど、具体的な数値等も示されたわけでありまして、当町においては263施設、960億円の費用がかかる、40年間ですと毎年24億円かかるということですが、大きなものでありますとやはり学校ですとか公民館など、それから文化センターなどがこういったものに当たると思いますので、全部この263を示していただくと大変なことになってしまいますので、大体で構いませんので、そういった維持管理費はそれぞれの施設、どれくらいかかるのかお示しいただくとともに、今後の更新計画、もちろん今回策定中ということもあるとは思いますが、どのように考えておられるのか、町長のご見解をお伺いいたします。

最後に4点目といたしまして、交通安全対策についてであります。

東日本大震災により、いまだに避難をされている方や住宅等の再建が困難な方がいらっしゃる一方で、当町の中、町の中を歩いておられますと新たな住宅地なども建設が進んでおります。道路も整備されて、震災直後のような荒れた路面もなくなってきて走りやすくなってきているという状況で、このことは本当に町の努力もあってやっていただいていることと思って大変うれしくは思います。町民の方からも感謝はされていることであ

りますけれども、実際問題、この新たな建物が建ったということで見通しの悪い交差点も相当ふえています。また大型車が、インターもこの矢吹町にありますので、そういったところをおりた大きなトラックなどが、大変高速で走っているので通学路などもかかっているのです、それが大変危険だという指摘も住民の間から聞かれます。実際、こういう規制をきちんとしていくことが大事なことでありますけれども、やはりカーブミラーを設置したり、交差点のカラー舗装などで注意喚起をするなど、こういった危険回避することも早急に求められるのではないかと思いますので、現状こういったところをどう把握されていらっしゃるか、それから今後の対策をどう考えておられるか、お考えをお伺いいたします。

以上4点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業者の支援、新規就農者の育成についてのおただしであります。議員おただしのとおり農業は本町の重要な基幹産業に位置づけられており、水稲や野菜については県内でも指折りの産地となっております。しかし、近年では原発事故による農産物等の風評被害や米価の著しい下落など農業者の生産意欲の低下を招くような事態が続いております。町としても米価下落の緊急措置として、平成27年産米の種子の半額助成を行っているところですが、以前として農業者の不安が解消できていないところであります。米価の下落等を受け、借り受けていた農地を地権者へ返還せざるを得ない事例もあり、耕作放棄地のさらなる増加が危惧されます。

新規就農者の推移につきましては、平成22年度5名、平成23年度6名、平成24年度から26年度はゼロであったものの、平成27年度には3名の新規就農者が予定されております。今後はさらに、町内の新規就農者の掘り起こしにとどまらず関係各所と連携し、農業をやりたいと考えるやる気のある移住者等を積極的に受け入れ、担い手を中心とした農業者の仲介や農地のあっせん、各種補助金等の紹介を行うほか、農業者団体、やぶきぐるぐるノーカーズと連携し、若者の就農や若手農業者のネットワークづくりを推進し、若者の農業就業者の確保に努めてまいります。

また新規就農者の移住受け入れについては、現在NPO法人が福島県の委託を受けて運営するラクラスしらかわにおいて、移住あるいは二地域居住の総合相談窓口を担っていただいておりますが、今後は町も当該機関と連携をとり、新規就農のための移住に適する町内の空き家情報等を積極的に発信してまいります。そのほかにも、現在の厳しい農業を取り巻く環境に打ちかつために、農業の体力、持続力を醸成するため、多面的機能支払制度や農地中間管理機構制度の活用を強く推し進め、農業の集団化や集約化、農地の有効利用を奨励するとともに、水田活用の直接支払交付金や産地交付金等による農産物の多様化を図ってまいります。こうした取り組みを通し、農業を魅力ある産業と評価させ、就業人口の減少に歯どめをかけることにより美しい農村環境を保全し、さわやかな田園のまちにふさわしい農村農業づくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、甲状腺がん検診等の受診機会についてのおただしであります。福島県では東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染状況を踏まえ、将来にわたる健康管理を行い、県民の

安全・安心の確保を図ることを目的として、平成23年10月から全県民を対象とする県民健康調査を行っております。この調査は、線量を把握する基本調査、ガラスバッジを用いた放射線外部被曝線量の測定、ホールボディカウンターによる内部被曝検査、健康状態を把握する甲状腺超音波検査など、子供たちの健康を長期的に見守ることとして実施しております。

また県は、平成23年10月から甲状腺の状態を把握するために事故当時、0歳から18歳だった県外への避難者を含む全県民に対し、1回目の先行検査を計画的避難区域から随時実施してきました。先行検査は平成26年3月で終了しましたが、甲状腺の状態を継続して確認するために、平成26年4月から2回目以降の本格検査が始まりました。この本格検査は、対象者を拡大し、平成23年3月11日から平成23年7月1日までの間に、本町に居住していた母親から出生した子供たちも対象として実施しております。20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して検査を実施することとしております。

本町では、1回目の検査を平成25年10月から11月にかけて実施し、平成26年6月30日現在で対象者3,277名のうち2,450名が受診し、その後、未受診者につきましては県より受診勧奨通知が送付され、平成27年3月末現在で2,567名が受診し、78.3%の受診率となっております。この検査により、20名が2次検査の対象となり、うち14名が受診しましたが全て異常なしとなっております。2次検査未受診者6名については、県から受診勧奨をしているところであります。

なお、現在2回目以降の本格検査を9月中旬ごろから実施する方向で検討協議しております。1回目と同様に小・中学生や高校生、さらには町内の幼稚園、保育園児等は、受診の際の利便性を考慮して各学校等で検査を実施し、それ以外の学生、社会人及び未就学児童等は町の保健福祉センターにて実施する予定となっております。

議員おただしの、進学等で矢吹町を離れている学生や、遠方へ通学していて受診ができる時間に指定の病院で検査を受けることが困難な方に対する対応であります。指定の検査に受診できない場合は、福島県立医科大学福島国際医療科学センター放射線医学県民健康管理センターにて、県内の一般会場や近隣の検査実施機関が確認でき受診が可能となります。さらに、県外での検査を希望する場合も協定を締結している全国98カ所の検査実施機関で受診することが可能となっております。そのほか、ひらた中央病院に併設されております震災復興支援放射線対策研究所におきましても、平成4年4月1日から平成24年1月31日までに生まれた方には引き続き無料で甲状腺検査を実施していただいております。今後も町民の生涯にわたる健康を見守り、安全で安心した生活が送れるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町での学校や庁舎、公民館などの維持管理費について、また今後の更新計画等についてのおただしであります。町内の公共施設に係る維持管理費につきましては、公共施設に係る物件費及び指定管理を含めた一般会計の総額として、平成25年度は3億7,755万1,000円、平成26年度は3億9,294万5,000円となっております。このうち役場庁舎施設、各小・中学校、公民館に係る人件費及び建設工事関係費等を除いた一般的な維持管理費については、庁舎建設は平成25年度3,735万3,000円、平成26年度3,683万5,000円。学校施設は平成25年度7,297万2,000円、平成26年度7,220万5,000円。公民館施設は、平成25年度1,279万2,000円、平成26年度1,277万8,000円という状況であります。

維持管理費については、光熱水費、燃料費、通信費、管理委託費等がありますが、いずれの施設においても

修繕料が年々増加傾向にあります。近年、国全体として公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本町においてもインフラを含む公共施設の老朽化が進んでいることから、適切なタイミングで改修、建てかえを行うことは、町民に最良なサービスを提供する上で最優先とする課題であると考えております。

議員おただしとおり、国では平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、地方公共団体に対してその行動計画となる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請をしております。新しくつくることから賢く使うことにシフトし、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化に向けた公共施設等の最適な配置を実現するものであります。

このように、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域の実情に合った将来のまちづくりを進める上で大変重要な計画であると認識しております。総務省が公表する調査結果によりますと、計画策定の取り組みの状況は、平成27年4月1日現在、全国で75の自治体が作成済みであり、本年度中に策定予定は約470の自治体、平成28年度には約1,200の自治体で策定予定であり、平成28年度末までに98.4%の自治体が計画策定を完了する見込みであります。本町におきましては、この計画策定に積極的に取り組むべく、平成26年度には全ての公共施設等において現況を把握、実態分析、評価、将来推計等の基礎調査を行い、将来更新費用の試算についても、総務省の公共施設と更新費用資産ソフトに基づき算定を行いました。その結果、今後このまま公共施設等を全て運用し続けた場合、今後40年間で約960億円、年平均約24億円の更新費用が見込まれるという大変厳しい試算結果となっております。

本年度においてはこの基礎調査分析試算結果をもとに、今後の公共施設等のあり方の検討、方向性を示した矢吹町公共施設等総合管理計画を策定する予定であり、全ての公共施設等を対象に維持管理、更新等に係る中長期的な経費、人口推移を踏まえた方向性を示したいと考えております。また施設の改修、建てかえの経費は莫大な財政負担となり、今後の行財政運営に極めて大きな影響を及ぼすことから、全庁的な資産経営の取り組み体制の構築及び横断的な情報管理、情報共有の方策も講じていきたいと考えております。計画策定に当たっては、現在策定作業を進めている第6次矢吹町まちづくり総合計画や、第6次矢吹町行財政改革大綱との整合性を図ることはもちろんのこと、都市計画の方針に定まる都市計画マスタープランや施設ごとの長寿命化計画等の関連計画とも整合性を図りながら、議会や町民の皆様への十分な情報提供等を行うとともに、最適な配置と持続可能な維持管理について検討を進めてまいります。

いずれにしても、町民の財産である公共施設の持続可能なあり方を示し、安心・安全な施設利用の確保、町民の求める機能を兼ね備えた施設の確保を目指し、財政負担の低減、平準化を踏まえた計画策定を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、交通安全対策についてのおただしですが、カラー舗装につきましては、矢吹町が管理する町道では、大池地内の田町・大池線と、北町・善郷内線が交差する妙見食堂前交差点、曙町地内の曙町・長峰線と一本木29号線の交差する白河信用金庫矢吹東支店交差点、さらに、ことし3月に供用を開始しました新町地内の新町・弥栄線と、新町8号線の交差点の3カ所にて、通行者の安全対策を目的として実施しております。

新町・弥栄線のような新規路線の場合、交差点を右折する際には警察署との交差点協議が義務づけられており、白河警察署道路交差課との交差点協議によりカラー舗装を実施しております。白河信用金庫矢吹東支店交差点につきましては、カラー化だけではなく地域の要望によりスリップ防止機能を合わせたカラー舗装化を実

施し、冬期の道路凍結を防ぐための安全対策を図っております。またカーブミラーの設置につきましては、町がカーブミラーを購入し、各地区との要望により地元の交通安全協会分会が設置を行うなど、協働による交通安全対策を行っております。

危険箇所の安全対策に向けた現状の把握状況についてであります。町では年に1回教育委員会が各小学校の通学路安全点検の結果をもとに、各道路管理者である国土交通省、国道工事事務所、福島県南建設事務所、白河警察署、矢吹交番、交通教育専門員、町民生活課、都市建設課による通学路合同点検を実施しております。カーブミラーの点検につきましても、交通安全協会各分会において交通安全週間を中心に、危険箇所の把握等の活動に取り組んでいただいております。これらの点検結果により安全対策が必要な箇所については、施設整備の面のハード対策だけでなく、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討し、より一層の交通安全対策に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1番目の農業者の支援についてでありますけれども、町のほうでも十分これは問題であるということを確認していただいていることが確認できました。

それで、実際にこの矢吹町で、新規就農者を受け入れるということが果たして周知されているのかどうかということなのですが、例えば、長野県箕輪町というところなのですけれども、ここでは町独自だけではないのですけれども、長野県と一緒に新規就農者受け入れ用のサイトというのがありまして、どの町に行くとどのような農業、例えば果樹農家になれるとか、あとどういう支援体制が整っているとか、住宅の補助がどうなっているとか、そういったことも一覧でわかるようになっているということなのです。

私の、実は友人もこの箕輪町というところに震災の前に移住をしました。東京で生まれて、東京の大きな会社にずっと勤めていたのですけれども、設計をしていたのですが、やはり子供のためということで豊かな環境で子供を育てたいということと、農業というものが人が生きていく上での基本だということで、こういったサイトを参考にして移住をして、今ではリンゴ農家をやっています。ことしで3年目になるのですけれども、インターネットなんか活用して、十分にそういった生計も立っているということです。この生計を十分立てられるようになるまでというのは、やはり5年ぐらいかかるわけですけれども、その間の計画策定なんかきちんと町の援助もあつてする、それに生活がきちんと成り立つまでは、個人の場合は1年につき150万円、夫婦の場合には1年につき125万円という生活の援助金などもこの金額以内で援助するなどということもあるということです。

当町もそういった、いろんなものがあるとは思いますが、やはりこういった町のホームページなんかを探しますと、細かく一覧ではいろんな施策名は出ているのですけれども、実際に就農したいという方が探しているときに、これに引っかけるとちょっと難しいかなと思いますので、例えばサイトの充実ですとか、あとは例えばもう大学を卒業されて、東京のほうの大学の学生さんにもそういう方もいらっしゃるんじ

やないかなと思いますけれども、そういった就職課などとの連携もあわせて新規就農を援助する。そして、ちゃんと生活が成り立っていくまではある程度のバックアップをしていく、将来的に町の農地もよみがえるわけですし、納税人口もふえる、また人口もふえることにもつながっていくと思いますので、そういったことを具体的にやるお考えはないかをお尋ねしたいと思います。

続きまして、甲状腺がんの検診についてですけれども、98カ所全国の病院ですとか、そういったところも提携していて受けられるということですが、この点がやはりよく知られていないということもあると思います。もちろん、自分の健康の問題なので、受診者本人の方もそういう努力をすることも必要かと思いますが、ただやはり学生さんであったりしていろいろと勉強ですとか、そういったものも忙しいという状況もありますので、ぜひ個別の方にそういった状況もあるんじゃないかというような調査も行っていただいて、再度お知らせいただくとともに、ぜひこのことについても町の受診機関で受けられない場合には、そういったいろんな場所で受けられる機会があるということを、やはり広くホームページ等で公表していただくということが必要かと思いますが、そういったことをやられるお考えはないかをあわせて再質問をしたいと思います。

それから続きまして、先ほど、「朽ちるインフラ」というお話をさせてもらいました。こういう本が出ておまして、これは2011年に出されている本で、行政マンですとか私たち議員もこういったものは本当に必読かなと思っております。これの中身を見ますと、決して単に恐怖感を植えつけるとかそういったものではなくて、実際にどう解決していくかというような手法も書かれております。この根本祐二先生が中心になって、公民連携講座というのがここにありますよということも、前の一般質問でご紹介させていただいたと思いますけれども、この間、2011年よりもずっと前から、もう10年以上も前からこの公民連携の手法とかというもので、全国でも例えば、さいたま市ですとか、川越市などで公共施設の再編、学校の再編とかに取り組んでいる事例がありまして、そういった数々の事例をもとにしまして、東洋大学標準方式というものを策定されて、ことしの1月にそれができております。同じ名前で検索していただければ、ダウンロードすることもできますので、これに当てはめていけば、実際に町の職員の方も本当に今は震災の復興ですとか、これから総合計画策定で大変な時期にあると思いますけれども、その労力を軽減することもできますので、これをぜひ当てはめてみたらどうかということでご検討されるかお考えはないかということをお尋ねいたします。

また、先ほどの農業の話になりますけれども、住宅の助成という話も今させていただきましたけれども、これについては前の議会でも、私、一般質問で取り上げさせていただいた町の空き家の問題、これは税金が払うので解消するというようなこともあると思いますけれども、そういったことだけではなくて、簡単なリノベーションでお金をかけないで改築してあげれば、低家賃で貸し出すこともできますし、重い税金もかからないで家主の方にとってもこれが家賃収入にもなるということもありますので、そういったことも検討されてはいかがかということをお尋ねいたします。

また交通安全の問題ですけれども、カーブミラーの設置等はこういうのは把握されているということ、計画を持ってやっているということは担当課長からも伺いはしております。ただ今回、本当に震災後で新たな住宅の件数が本当にたくさん進んでいるということで、従来の予算の中で間に合うかどうかということもありますので、その辺の増設とかそういったことは検討されているのかどうか。また具体的に、どこが危ないよというのはマップで示してもらって、カラー舗装ですとかカーブミラーの設置が間に合わない場合には看板を立て

て、特に子供たちの注意喚起というのもありますけれども、ドライバーの方への注意喚起をするようなことを行ったらどうかと思いますので、そういったことをご検討されるお考えはないか、再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の農業者への支援でございますが、新規就農者、町は積極的な周知を図っているのかと、さらには積極的な支援というものをされているのかというようなおたがいでございますが、直接的に新規就農者、町が積極的に矢吹町に足を運んでいただく、さらに二地域居住、さらには移住ということについての取り組みについてはされておられません。ただ、矢吹町の新規就農者については、先ほども答弁しましたように25、26年ゼロであったということがございますが、しかしそれ以前、そしてまた今年度も複数の方が新規就農をされる予定で、新規就農されました。または予定であります。非常に農業をする上で絶好の条件を備えた場所、そういうところで新規就農者は全国、そして福島県の平均に比べると多い地域、したがって、それだけの潜在力があるということでございますので、今、安井議員がお話しされましたように、全国的な取り組み例も参考にしながら、今後町のほうで対外的に積極的にそうした情報発信をし、矢吹町に多くの方が移住を含めてIターン、Uターン、Jターン、そういうことも含めてさまざまな手段を講じていきたいというふうを考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

甲状腺がん、町を離れている方への受診勧奨、実際これについても県が主体的に今現在取り組みをされております。したがって、町のほうで積極的にかかわっている受診勧奨については、積極的にかかわっているということではない。これらについては、現在町も積極的に取り組むべきだというような、そうした考え方に基づいて、県のほうにデータを取り寄せている最中でございます。これらのデータが県から矢吹町のほうにいただけるかどうかについても、今現在もまだ返事がないのではっきりとは申し上げることができないのですが、いずれにしても、今までのような消極的な取り組みではなくて、積極的な取り組みをしていきたい、町独自の勧奨、そして安全・安心の確保というものを図っていきたいという考え方でおりますので、そうしたこともご理解をいただきたいと思っております。

また公共施設の維持管理費の増大、今後の改修、さらには更新計画に莫大な費用がかかると、先進地の事例というものがあって、特に東洋大学の標準モデルを使えば、もう少し職員の負担、町の負担が少なくて最良の維持管理計画並びに改修更新計画がつかれるのではないかというような内容でございますので、そうしたこともぜひ矢吹町としても研究材料として取り入れさせていただきたいというふうに思っておりますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。

空き家対策についても重要な課題だというふうに思っております。今後、空き家についても、前から答弁させていただいているとおり、町のほうでどうすべきか、どうあるべきかというところについても方針をしっかりと打ち出しながら対策に万全を期していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

カーブミラーとカラー舗装についても計画的な整備というものを今後図ってきたいという話を先ほど答弁

させていただきました。緊急避難的な対応としては、そうしたものの整備が間に合わないのであれば、看板を設置するなど、そうした危険箇所についての啓蒙をすべきだと、そのことについてはごもっともでございます。第一義的には計画的な整備を図っていくこと、それが早急にできないのであれば、そうした手法も踏まえて、今後町民の安全確保に努力していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます、1番、安井議員への再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） 再度のご答弁、ありがとうございます。

農業者の移住という件で言いますと、本当に矢吹町、発信をしてこの町の魅力というのを伝えていくことをやっていけば、本当にいい町だと、原発事故等でやはり福島県を敬遠する方もおられる一方で、この間いろいろ被災地見学ということで案内させてもらっている中では、矢吹町に住みたいなんて言っている方もおられますので、ぜひこれは、先ほどの再質問の中でちょっとお答えなかったのですが、インターネットのサイトなんかを構築したらどうかと思うのです。こういったことはすぐにできるのではないかなと思いますので。あとは、写真などもきちんと載せていくこと、あとは特に空き家の問題と絡めまして、これからいろいろと空き家を把握していくということですが、そういった空き家の情報なんかもあわせて、要はここに移住をしてきて本当に生活ができるのか、本当に生活の基盤があるのかどうかというところが、移住の場所を決めるに当たっては、景観のいい場所とか、あとは環境のよい場所、それから就農ということでも考えると、そういった生活の基盤というものも提供されるのかどうかということが重要だと思いますので、ぜひその辺をやられるお考えはないかということをご質問をしたいと思います。

あと、先ほどのインフラの問題ですけれども、ちょっと言い忘れましたけれども、この根本祐二さんというのは日本政策投資銀行に最初に入りまして、経済企画庁を経て、米国のブルッキングス研究所、それから地域の企画部長などいろんなものを歴任して、本当に金融のプロでありますので、金融のプロであると同時にその地域をどうつくっていくかという公民連携講座の中の教授もされているということで、本当にもう金融面、そういったバランスシートですとか、あとは経営は成り立っていくのかどうか、もちろん公共事業ですから必ずしも黒字にしなくてはいけないということではないと思いますけれども、それでもやはりそれは赤字をずっと続けていくということは、これからの町政、いろんなこと、やりたいことができなくなるということもありますので、そういったことも解決する手法もこの先生は推進されておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思いました。改めて、そういったこともお考えをお伺いしたいと思います。

以上で、再々質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

非常に矢吹町は恵まれた場所、営々と農業を基幹産業として発展してきた町だということについての認識は、私も、そして多くの町民の方も等しく認識を共有しているわけでございます。そうした中で、農業の町という

ことも含めて、非常に住みやすい町、そうした情報発信については今後ご提案のあったインターネットのホームページに掲載する等、インターネットの活用を含めて、さらには今現在、先ほども答弁をさせていただきましたように、白河に立ち上がったラクラス、さらには町独自の対策、そうしたものの何ができるかということについて、ありとあらゆる方策についても検討していきたいと。そして、安井議員がおただしのように、真に矢吹町の魅力を感じていただける、そんな方をふやしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

公共施設の維持管理等々についての安井議員の持論、しっかりと聞かせていただきました。東洋大学の標準モデル、根本さんに大分心酔されているようでございますので、先ほども答弁させていただきましたように、どういう方なのか、どういうことをしているのかということ勉強をまずさせていただいて、その後矢吹町に取り入れるべきかどうかも含めて協議を深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。1番、安井議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

貴重なご提案、ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時56分)

平成 2 7 年 6 月 1 6 日 (火曜日)

(第 3 号)

平成27年第388回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年6月16日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第45号・第46号・第47号

請願第2号

陳情第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
8番	大木義正君	9番	熊田宏君
10番	栗崎千代松君	11番	角田秀明君
12番	吉田伸君	13番	柏村栄君
14番	藤井精七君	15番	鈴木一夫君
16番	諸根重男君		

欠席議員(1名)

7番 竹元孝夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 長野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 阿部正人君

総務課長 藤田忠晴君 税務課長 三瓶貴雄君

町民生活課長 氏 家 康 孝 君 保健福祉課長 泉 川 稔 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長 佐 久 間 一 幸 君 都市建設課長 福 田 和 也 君

上下水道課長 小 針 良 光 君 教育次長兼
学校教育課長 佐 藤 豊 君

会計管理者
兼出納室長 白 坂 恵 悟 君 生涯学習課長
兼中央公民館
長 梅 原 喜 美 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水 戸 邦 夫 主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（諸根重男君） 通告7番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場にご参集の皆様、おはようございます。

また、ご多忙中にもかかわらず傍聴にお越しく下さいました皆様におかれましては、心より敬意を表しますとともに、ありがたく感謝を申し述べます。ありがとうございます。

早速ですが、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1点目となりますが、交付税措置についてお尋ねいたします。

厳しい財政事情にありましては、事業を遂行するために借金をやむなくされることはしばしばございます。しかしながら、この借金をする際に、後々の後年度において交付税措置されるとの注釈がよく聞かれます。一般町民にとっては、借金しても、その借金と元金と利息分は、後で国からの交付税で穴埋めされるから借金は帳消しになるといった皮算用を印象づける説明と聞こえるときがあります。果たしてその実態はどうか。また、この交付税措置は、借金する際の処方箋として良薬としてなり得ているのか。良薬口に苦しともいいますが、責任ある町政執行者の判断を仰ぎたく、お尋ねするものであります。

さらに、交付税措置については、次のような指摘もされています。借金の元金と利息を含めた返済金、償還金について交付税措置がなされていると、町として租税負担をほとんど負わないで借金できるために、財政力の弱い税収の少ない町でも、借金の許可が出れば借金をして公共事業を行ってしまう。こうして財政においては規律が働かなくなり、借金の元金と利息の負担を、必要以上に将来あるいはほかの地域に移転するという形になってしまう。このような指摘をどう捉えられているのか、所感をお聞かせ願います。

交付税措置について最後の質問をします。

1年間で当町でいただいている国からの交付税額に対して、交付税措置額の割合並びに年間での借金返済額公債費に占める交付税措置額の割合を、経年的にお示しいただきたく存じます。

2点目に入らせていただきます。

町の収入に対して借金の返済はどれくらいの割合であるかを示す実質公債費比率についてお尋ねします。

議会ではかんかんがくがくと意見を闘わせておるところであります。議会は言論の府であり、議会みずから積極的に活性化を図っております。今回の一般質問も、トップバッターの質問者による実質公債費比率16%の肯定論に始まりまして、最後は真逆となりますが私の16%否定論で幕を閉じるという、非常に議論の発達したストーリーとなっています。言論の府としてさらなる活性化に努め、忌憚のない意見を求め、何ら制限することなく議論を深めようとする議長の心配りのなせるわざであります。

さて、きのうの同僚議員の一般質問においても、財政が厳しいという町長の答弁がたくさん聞かれました。町として、この実質公債費比率16%は、新たな借金をするとき国や県の許可が必要となる危険水域18%の基準値以下だから健全であり、不安にならなくてもよいとの認識かどうかお答えいただきたく、お願いいたします。

3点目に移ります。

国では、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を、今月末をめどに作成する予定であります。2016年度から新型交付金の検討を行い、基本方針に盛り込むといひます。ここで重要なのは、この基本方針が、日本版C C R Cなどの個別施策のフォローアップを行って、今後の進め方を示すところにあります。町の地方創生に関する施策において、日本版C C R Cとの関連を検討されているのか、まちづくりとの整合性も踏まえてお伺いいたします。

最後の質問となりますが、過去の当町のスローガンに、がん撲滅の町というキャッチコピーがありました。町民の多くの方々からは、まちづくりには、箱物ばかりでなくソフト面での取り組みも大切ではないかとの意見が聞かれます。ある町民の方からは、協会健保の広報で、福島県が高血圧の患者数で全国1位となってびっくりしたという話を伺いました。一方、殊さら子供への手当は過保護とも映るぐらいに大事にしており、戦後70年、戦火で荒れた日本の国土を立て直して、また、高度成長下には、寝る暇も惜しんで額に汗して今の豊かな日本を築いた高齢者の方々には何ら報いるものがないのではないかと不満を漏らす高齢者もおられます。高齢社会の今、これからのキーワードは健康と医療と訴える方は少なくありません。ターゲットをボリュームゾーンである高齢者に移し、日本版C C R Cを踏まえ、がん撲滅、高血圧をなくす減塩の町を旗印に掲げて、腫瘍マーカーなどを町の健康診断に取り入れるなどの施策を断行することを検討してもよろしいのかと思ひますが、所感をお聞かせ願ひます。こんな町があったのかと、ひょっとすると当町に移住する高齢者もあらわれるかもしれません。

以上、ご答弁のほどよろしく願ひ申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、交付税は借金をする際の処方箋となり得ているのかとのおただしであります。地方交付税は、所得割、酒税、消費税の一定割合及び法人税の全額を財源として、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源であ

ります。

普通交付税の算定に当たっては、地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するために必要な一般財源額である基準財源需用額から、各地方公共団体が標準的に収入し得る一般財源額の基準財政収入額を差し引いたものが交付額となります。地方債の元利償還金に対する交付税措置については、国により示される地方財政計画に基づき、地方債発行の対象事業に応じた元利償還金の一定割合を基準財源需用額に算入するもので、毎年、算出資料により試算、計算し、交付の基準となる額を確定しております。

このような算出方式により、地方交付税には、地方公共団体における財源の不均衡を是正するため十分反映されていると認識しており、地方交付税制度の目的である財源保障機能により、将来における負担を軽減するものとなっております。

次に、起債許可さえ得られれば地方債を発行して公共事業を実施し、地方債の元利償還負担を、必要以上に将来あるいは他地域に移転することになってしまう交付税措置をどう捉えているのかのおたただしであります。地方債制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、平成18年度より許可制度から協議制度へ移行し、本町においては、平成22年度以降は実質公債費比率が17.6%となり18%を下回ったため、平成23年度の地方債借り入れからは、起債協議に基づき地方債の借り入れを行っております。

協議制度への移行については、地方公共団体の自主性、自立性を高める観点で見直しがなされてきましたが、一方では、地方財政計画等により、資金の配分調整及び地方交付税措置との調整等を主たる目的として、国等の関与は継続しております。また、協議により同意を得た起債については、公的資金の借り入れや交付税による財源保障の対象となり、資金調達の見直しも増加することとなります。これからの協議制度に基づく国等の関与により、各地方自治体の信用力の補完や、将来負担への適正限度の確保がなされ、本町においても円滑な地方債の活用が図られております。

交付税措置については、基準財政需用額に算入される主な方式として、公債費による算入と事業費補正による算入があります。事業費補正については、地方公共団体の自主的、主体的な財政運営を図る観点から、平成14年度以降に段階的に見直しがなされ、交付税措置の対象となる起債額が縮減されておりますが、公債費として算入される、財源対策債や臨時財政対策債等の交付税制度との関係上必要な地方債、あるいは災害復旧事業債等の国民の生命・安全に係るものについては、現行制度を継続して基準財政需用額に算入されております。当町においても、自主的、主体的な財政運営のもとに、町民のニーズに応じていくため必要な事業として、地方債の協議制度に基づき地方債を活用しております。

臨時財政対策債については、平成13年度の制度改正以降、毎年地方債を発行し、年間総発行額の多くを占めておりますが、現状では臨時財政対策債相当額を賄う大きな増収が見込める状況ではなく、住民サービスを安定的に提供するためには、財源不足に対応する国の責任が明確化されていることから、臨時財政対策債は必要かつ有効であると考え、例年、発行可能限度額を活用しております。

次に、交付税額における交付税措置額の割合、並びに公債費における交付税措置額の割合についてのおたただしであります。普通交付税額における臨時財政対策債を含む交付税措置額の割合は、平成23年度15%、平成24年度16%、平成25年度16%、公債費における交付税措置額の割合は、平成23年度30%、平成24年度28%、平成25年度31%となります。算出に当たっては、基準財政需用額に算入される公債費と事業費補正により算出し

ております。いずれも数値が上昇傾向にあるのは、公債費として償還金の100%が基準財政需用額の測定単位に算入される臨時財政対策債が大きな要因となっており、当町の地方債現在高及び年間償還額の多くを占める状況となっております。

臨時財政対策債については、現行では平成28年までとされておりますが、国税の法定率の見直し等がなされた本年度においても、地方財政計画による地方財政の財源不足は多額となっております。

今後は、地方自治体の自主的な一般財源が確保されるよう、国と地方の税源配分の見直しを含め、地方交付税の増額のための要望を引き続き実施していきたいと考えております。

また、雇用の確保や定住促進により自主財源の確保に努めるとともに、将来への過度な財政負担を残さないよう、地方債の現在高抑制を図り財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町としての実質公債費比率の考え方についてのおただしであります。大木議員への答弁と重複いたしますが、議員ご承知のとおり、実質公債費比率については、ピークであった平成18年度25.1%から比較しますと、平成25年度16.0%と9.1%減少しており、大幅な改善により一步一步着実に健全財政へと向かっております。平成26年度決算の比率については、現在、決算時期を迎え集計中の状況ではありますが、ほぼ横ばいで推移し、急激な比率の上昇はないものと見込んでおります。しかしながら、早期健全化基準を下回っていると、他自治体においても同様の再建努力をされており、実質公債費比率を順位で見た場合に高い位置にあることは、私としましても細心の注意を払うべきと認識しております。とはいえ、矢吹町復興計画の復興期2年目として、東日本大震災から復興をなし遂げるとともに矢吹町にとって大きな課題であり、そのためには必要な事業は実施する必要があります。

このようなことから、次世代に高負担を強いることのない持続可能な財政基盤の確立を目指し、今後も引き続き長期的な視点に立ち、徹底した事業の選別及び政策的判断により、地方債借入額の抑制を図りながら計画的な財政運営に取り組み、実質公債費比率を初め、将来負担比率を含めた健全化判断比率の改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町の地方創生の施策についてのおただしであります。地方創生につきましては、国では東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育て希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を目指して取り組んでおり、本町においてもこれらの目的を踏まえ、今年度中には、具体策を示した矢吹町人口ビジョン及び矢吹町総合戦略を策定する予定であります。

既に地方創生の先行型の事業として進出企業意向調査やガイドブック作成、矢吹駅を中心とした地域観光再発見の事業等に取り組んでおり、来月には、地域内の消費喚起を目的にプレミアム率を2割とした、1万円で1万2,000円分の買い物ができる矢吹町プレミアム商品券を発売する予定であります。

また今回、国では、地方創生先行型の上乗せ交付金として総額300億円の追加配分を予定しております。採択に際しては、他の自治体の参考になるような先駆的な取り組みや施策のパッケージ化・ノンストップ化、広域連携、民間の参画の観点が重視されることから、本町においては、これらの要件を満たすべく地域資源の掘り起こしを行いながら、8月末までの上乗せ交付金に係る実施計画の提出を目指し、積極的に提案してまいりたいと考えております。

また、国においては、今月末をめどに、今後の地方創生の基本方針となる、まち・ひと・しごと創生基本方針2015が公表される予定であります。その中には、施策のさらなる推進として観光や金融、産業などの政策分野の課題や、地方版総合戦略の財源措置となる新型交付金、あるいは個別施策のフォローアップとして日本版CCRCやプロフェッショナル人材などが示される予定であります。現時点では詳細は未定であります。

日本版CCRCにつきましては、政府の中に日本版CCRC構想有識者会議が立ち上がったことにより、東京圏を初めとする高齢者が、みずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療・介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりとして注目され始めました。町といたしましては、今後示されるまち・ひと・しごと創生基本方針2015の基本方針を踏まえ、地方創生の目的である若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、また、地域の特性に即した地域課題の解決を目指して、さまざま角度から必要な施策を検討し、矢吹町総合戦略の中に位置づけてまいりたいと考えております。

特に、施策を進める上では財源の確保や国の財政支援が必要になりますので、これらの動向にも注視しながら、より効果的に地方創生の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町民健診の新たな取り組みとして、腫瘍マーカーなどを健診に取り入れるなどの施策も必要ではないかとおただしであります。本町は昭和48年3月に、全国に先駆けてがん追放宣言の町を掲げ、誰もが受診できるよう健診の無料化を図り、がんの早期発見、早期治療に現在も継続して取り組んでおります。特に40歳から70歳までの5歳刻みの国民健康保険の被保険者を対象とした国保人間ドックや、50歳から70歳までの5歳刻みの方を対象としたPETがん検診受診希望者への助成等を他市町村に先駆けて行い、多くの町民ががん検診を受けられる機会を設ける取り組みや、がん検診の重要性について啓蒙活動もあわせて行い、町民の健康づくりを積極的に推進しております。

議員おただしの、腫瘍マーカーを健診に取り入れる施策についてであります。腫瘍マーカーはがんの目印となる特定の物質のことを指し、血液を採取して検査を行います。しかし、腫瘍マーカーの検査を実施しても、陽性や異常値が出たからといって必ずがんがあるわけではなく、仮に陰性だからといって完全にがんが否定できるわけではありません。がんの早期発見のためにというよりも、主としてがんを診断する上での補助的な検査、あるいは治療していく上での経過観察の検査としての意味合いが強いものであります。

なお、現在町が行っております国保人間ドックの検査項目には、一部の腫瘍マーカー検査が取り入れられております。健診に腫瘍マーカーを取り入れている市町村は県内にいまだなく、今後健診で実施するには、その効果について十分な検討が必要と考えております。

また、高齢者対策の一環として平成20年4月からスタートした特定健診、高齢者健診では、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群の発見を目的とした健診を行っております。平成26年度は、町独自で心電図検査、眼底検査、貧血検査の3項目の検査を追加し、さらには、平成27年度は尿酸検査を追加し健診内容の充実を図り、病気の早期発見に取り組んでおります。矢吹町において死因別死亡数の割合で多いものは心疾患であり、これら心電図検査及び眼底検査は、循環器系、つまり血管の状態を診る検査でもあるため、心臓病や高血圧対策等と深くかかわっております。

本年度においても、以前にも増して矢吹町の健診データや医療費レセプトデータからの町の健康課題を明らかにし、国保ヘルスアップ事業であるデータヘルス計画を策定し、必要な保健事業を実施してまいります。

今後も、特定健診、高齢者健診を受診した方を対象に健診結果説明会等を開催することで、健診結果が十分理解でき、生活習慣の見直しや早期受診、早期治療に結びつく保健指導の実施に努め、町民一人一人が健康で生き生きとした生活が送れるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

まず、交付税措置に関してなんですが、臨時財政対策債は借りていかざるを得ないような状況というようなお話がございましたが、確かに交付税措置は、費目に公債費として算入する方法と、あとは補正係数の変更という形がございます。補正係数のほうの変更に関しては、机上の総務省のほうの作業でありまして、なかなか理解しづらいところがありますが、臨時財政対策債に関しましては、どのような実態になっているかということとをちょっと説明していきますと、結果として交付税でもらえる金額のうちの、いわゆる交付税措置、つまり借金返済に充てる部分がふえてきていると。

今回、町のほうからいただいた数字で、先ほども町長さんおっしゃいましたが、交付税における交付税措置額が平成23年度で15.34%、平成24年度15.76%、平成25年度16%ということで20%っていないんですが、これ、基準財政需用額が臨時財政対策債を除いていないんですね。それを除いてやりますと分母が小さくなりまして、数字が2%、3%上がるんです。実際に交付税をもらっているときは、この臨時財政対策債を除いて基準財政需用額に入ってくるものですから、これは抜いて考えていくのが当然で、比率的にはやっぱり18%前後ぐらいが、今の段階では、もらっている交付税のうちの借金返済に回る分がそれぐらいであろうというふうに数値は出てきます。

ただしこれが、今回町からもらった数字を見ても、平成22年度から平成26年度で計算したんですけども、これは大体どういう数値になっているかというと、金額でいきますと6億円から6億7,000万円、つまり7,000万円ぐらい交付税措置額がふえていると。それでいながら、もらう交付税はかなり減っているんですね。交付税自体、いただける交付税自体が減ってしまっていて、例えば基準財政需用額、算入する基準財政需用額で言ってもいいですが、臨時財政対策債を引くと36億円で、ほとんどこの基準財政需用額に関しては変わっていないんです。この平成22年度から26年度ぐらいまで36億円ぐらいで変わらない、算入している数字が変わらない。それなのにいただける交付税措置額はふえている。ということは、使う部分は減ってきているということなんです。自由に使える部分は、交付税で返す部分がふえていますから、自由に使える部分は減ってきているんですよ。そういう実情にあるんですね。

これをもう少し数字的に追っかけていきますと、私のほうでもって算出した数値をいろいろお出ししましたが、交付税が幾らもらえるかというのは、基準財政需用額から基準財政収入額を引きます。当然、基準財政需用額が大きければ多くもらえるんですよ。ところがその多くもらえる、ふえる部分の基準財政需用額が今の段階では変わっていない。そして交付税措置額、いわゆる、これだけは借金返済額として返しますよと言われた

部分はふえてきている。そうすると、もらううちの金額が変わらなくて、借金返済に充てる部分だけがふえてきていますから、結局自由に使える部分は減ってきているということなんです。

それが具体的にどういうふうになっているかといいますと、基準財政需用額の中身を見ましても、個別算定経費ですね、公債費を除いた部分が17%、平成12年度から増加しています。公債費に関しては、交付税措置される公債費に関しては300%ふえているんですよ。そして、いわゆる新型交付税といわれる人口と面積でもって割り当てる部分に関しては、これは相対的にはやっぱり7,000万円ぐらい減ってきて、そのうちの人口での案分に関しては、これが86.2%、14%ぐらい減ってきているんです。そういうふうに、結局、交付税をなるべく与えないような政策でもって国は動いているんですよ。それがもう数字にとってみて矢吹町においても目にとってわかるということなんです。

結局、基準財政需用額ですね、今言いましたように交付税をもらう場合の基礎となる、一番大きくもらえれば多くもらえるんですが、それが平成12年度に関しては41億5,000万円ありましたが、現在では36億5,000万円ということで5億円も減っていると。交付税をもらうという金額が、小泉改革以降5億円減っているんです。そんなに減りながら、これだけは返さないよと、臨時財政対策債で借金したからその分を国で面倒見ますというふうに、これだけはあなた方が立てかえて借金したんだからそのお金はやりますよという金がふえてきている。当然それは借金で払って消えているんだから、結局、使う金は少なくなっちゃうじゃないですか、手取り分が。それが今後も続いていくんですね。

平成27年度地方債計画という総務省のものを見ても、これが臨時財政対策債の発行に関しては去年とかに比べて19.1%減少していると。こういうふうに、どんどん借金を地方に地方に肩がわりさせていくのが国の施策なんですよ。それはもう重々ご承知のはずです。それなのに交付税措置、交付税措置と言って、今後も一種の処方箋のように使っていくのが正しいのかどうかというのは、ちょっと私は疑問に思いますが、そこはいかがに思うのか、お尋ねいたします。

そして大事なのは、この交付税措置の費用単位ですね。1,000円当たり借金したものに対して幾ら返してくれるかというのは、これが平成19年、そのあたりは1,000円に対して70二、三円だったのが、今67円、68円、67円と減ってきているんです。これが25年、26年と来ると、また66円、65円と減ってきているんですよ。つまり、借金して立てかえてもらって、それを埋めますよと言ったものに対して、なるべく穴埋めを減らしてきているわけなんですよ。単位費用を見ればわかりますよね。

結局、永久に、延々と交付税措置は続いていくわけでありまして、30年償還期間もまだ過ぎていませんので、臨時財政対策債に関しては、一体本当に払った分をもらったのかというのは検証のしようがない。これはまた延々と続いてきて、年間に臨時財政対策債だと1億4,000万円ぐらいの今だと措置をもらっているんですけども、そのわずかな金額だけもらっても追いつかないんですね。延々と続いていくんです。そのような状況の中であって、交付税措置というのは本当に正しい選択なのかどうかなんです。臨時財政対策債を借りなければ、その臨時財政対策債の分は、これは基準財政需用額にそのまま残るはずなんです。そういうふうに資料を見ると出てくるわけなんですよ。

そしてもう一つは、公債費に占める交付税措置割合も、30%とか数値が出てきました。これは私のほうでまだ詳しくやっておりませんが、国のほうの指針を見ていきますと、大体交付税のうちの地40%ぐらいが公債費

の中で占めていくんじゃないかと。これはまた比重が上がっていく、国はそういうふうに言っているんです。これは困ったぞというふうな考えになるんですが、総務省に聞けば、だったらば借りなきやいいじゃないか、臨時財政対策債、起債しなくちやいいじゃないかという、そういう無責任な姿勢なんです。

とにかく国で負った借金も地方に転嫁して行って、しかもそれが延々と続くということは、将来に負担を委ねている。子供たちの将来の、今いる子供たちの将来においてそれを何とか賢人の知恵で解決しろというようなそんな話なのかもしれませんが、そういうような先送りになっているのが実情なんです。ですから、今は、今さえよければいいという考えではなくて、交付税措置に関しては、そのような観点から再度、町長としてはこれを万全の万能薬というような感覚でもって続けていくのか、ちょっとお尋ねいたします。

それから、実質公債費比率に関しまして、16%ということによって非常によくなりました。本当はかなり改善されてきておりますが、全国の平均でいきますと10%前後ぐらいになってきております。それでもまだ、矢吹町の場合は6%ぐらいはやっぱり高い状況です。平成24年の4月から、確か実質公債費比率に関する考え方も届け出制度になってきたかと思えます。先ほど町長さんもおっしゃいましたが、18%という水域から、その前にワンプointにおいて16%、16%未満の場合には協議不要対象団体ということで、16%から18%に関しては知事との協議が必要な、たしかそういうような制度に平成24年度からなってきたかと思えます。18%を切ったからとはいいながらも、16%という一つの垣根がそこにできていると。

それから、確かに健全化指数では、この4つあるうち、実質公債費比率も非常に重要な財政に関する判断指標なんです、そのほかにも公債費負担比率とか、あるいは起債制限比率というのがありまして、起債制限比率だと平成18年に一度廃止されて、実質公債費比率ができたから廃止されたんですが、20年度に復活しているかと思うんですよ。こちらのほうだと、14%は国の指導が入るようになっておりました。平成18年度の段階では矢吹町は14.5%ですから、そこに該当してしまうと。

それから公債費負担比率も、10%以下が望ましいということに対して、これは25年度12.5%、24年度13.3%、23年度10.0%、22年度14.7%というような数値であって、要注意あるいは危険の15%、20%という数値はいかないまでも、やはり一つの警戒する要素としての10%は切っていないということでございます。

まして、この財政的なものと考えていきますと、この矢吹町、扶助費なんかを見ますと、平成12年度からの14年間で大体3倍ぐらい、2億円だったのが6億円ぐらいにふえているんですね、扶助費が。高齢者とか子供とかにかかる福祉関係の費用、民生費なんかもそうですけども、非常にかかっている。また、義務的経費は、人件費が、これは25年度あたりでは人件費11億円、物件費の中の賃金がおおよそ1億円で、大体12億円が人にかかる。あとは、義務的経費を見ていきますと、扶助費がやっぱり6億4,000万円、それから借金返済が7億8,000万円、大体26億2,000万円ぐらいかかっているんですね。これに公共施設等の維持管理費24億が入れば50億になっちゃうんです、50億。じゃ、収入はどうなんだという、一般経常的に臨時的なものを抜いていくと税収が20億、交付税、4大財源でいきますと交付税17億5,000万円ぐらい、あと国庫金、あとは地方債を入れても40億ちょっとぐらいなんですかね。そこでもう10億ぐらいアップアップしているんですね、足りないんですね。

だから、果たしてこの16%という実質公債費比率が、不安にならなくていい、安全でいいというのか、それに対しては明確な答えをもらえませんでした。実情としてはこのような状況であり、つい最近も新町の公園

の問題でお話がありましたが、木が育っちゃって日が入ってこない、木を切ってくれと町に言いましたらば、お金がないんだという返答だったと。やっぱり生活面では、そこなんですね。数字も大事なんでしょうけれども。そういうような財政運営の中での、先ほども言った交付税措置とか実質公債費比率の認識の仕方、こういうものに対しての町長のお考えをお聞かせいただければ、お願いいたします。

それと、あとはもう一点は、町としてのまちづくりに関して、CCRCでございますが、余り時間がないので今回余りそこはちょっと触れたくないんですけども、とかく東京のほうでは、国で算定していますように、東京在住者の約4割が地方への移住を検討していると。10代、20代でも男女47%、半分ぐらい。50代男性だと半分、51%、60代は退職を機として二地域居住を考える人が3割強あると。そういうようなところから、高齢者が安心して健康で元気に暮らし続けられる、そういうコミュニティを目指した地方創生をしませんかという案なんですね。特に、農業に対して東京在住の高齢者などが希望を持っていると。この矢吹町は農業短大もあり、農業、いわゆる「さわやかな田園のまち」というキャッチフレーズもあり、非常に、病院もあり条件的にいいのではないかと。そのような観点から、早急ではありますが、この日本版CCRCに沿った、国の施策に沿った企画立案を早急にできないかということをお尋ねしたいと思います。

以上、再質問に関しまして、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、臨時財政対策債の交付税措置についてでございますが、青山議員のおっしゃる部分についても理解するところはございます。

矢吹町、思い出したくないんですが、平成18年、実質公債費比率ワースト3というような話がございました。ただ、当時を振り返ってみると、役場内で、町の財政がこれほど厳しいというような意識はございませんでした。当然その当時は、公債費比率ということで健全化の判断基準を示す比率があつて、その範囲内にあるものだとということで、大変厳しい財政状況にある中にあつても一定の基準はクリアしていると、そういう考え方で日々財政運営をしてきたわけでございますが、ただ、その当時、国が自分たちの赤字、それを地方に振り向ける、要するに地方に責任を転嫁するような、言葉は悪いですけども、そういう状況にあつた。それが、新しい判断化基準比率ということで4つの指標が出て、その実質公債費比率が矢吹町は25.1%ということでワースト、しかし不断の努力、それとさらにですね、町民の皆さんにご理解をいただき、議会の皆さんにご支援をいただき、財政再建3カ年計画を含めて努力した結果、今現在16%というような状況になっていることについてはご案内のとおりでございます。

青山議員が言うように、この臨時財政対策債に係る元金の償還額相当について、全額後年度に措置されるといっても、そうした実態があるのかどうかということで、具体的な数字をお示しいただきながら説明をいただきましたが、町としては、その考えに基づいて臨時財政対策債を使わせていただいているということについて、まずご理解をいただきたいというふうに思っております。

具体的な例としてお示しいただきましたが、町のほうでも若干調べさせていただきました。具体的には、平

成13年度から平成25年度の発行可能累計額37億7,096万6,000円、種別補正係数を各年度に乗じて、補正後の数値が30億8,316万円、その後、補正後の数値に、青山議員からご指摘がありましたように単位費用である65円を乗じて、基準財政需用額の算入額が2億40万5,000円ということになっております。算定過程において、発行可能累計額に対して補正後の数値が減額となる要因としましては、国の定める種別補正係数の算定基準となる償還年数、据え置き期間、こうした償還条件と当町の各年度において借り入れする償還条件が一致していない。平成26年度の借り入れ条件ということで見てみますと、当町が20年償還、そのうち1年据え置き、年賦払い。対して国の算定基準条件が20年償還、うち3年据え置き、半年賦払いということになっております。

なお、平成26年度の臨時財政対策債に係る元利償還額が2億724万8,000円に対して、基準財政需用額算入額が2億40万5,000円と、基準財政需用額算入額の占める割合、これだけ見ると96.7%ということになっております。原因としては、先ほど申し上げた種別補正係数によるものというふうに考えておりますが、平成26年度の借り入れにおいては、民間等資金により、政府資金よりも低利にして、また、据え置き期間を短く元金均等償還にすることで、利息分を総額にて抑制しているということにもなります。民間資金による借り入れにおいても、政府資金による借り入れと同様に元利償還金相当額の残額が後年度、普通交付税の基準財政需用額に算入されるということには変わりはありません。

また、償還条件による種別補正係数についても、20年間の償還期間での合計が100%の措置となるよう算入方法がなされております。これらについては私も調べましたんですが、いろんな専門的なそういう話も見させていただきましたが、全ての本において、基準財政需用額に臨時財政対策債については全額措置されるというようなことが書いてありますし、今話したように、さまざまな条件があって数字が若干変わっている部分もありますが、そういうことで、全額補正されるということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、公債費、さらには私の中で説明が足りない公債費等々の詳しい話については、企画経営課長より説明をさせますので、よろしくお願いします。

次に、2点目の、実質公債費比率16%といえども、国が示している今現在の安定した財政運営をする際の目安は10%ではないかというようなお示しでございますが、これらについては、あくまでも国の示す基準でありまして、矢吹町の状況を考えると、そういうわけにはいかないということ、まずご理解いただきたい。その前提となるものが復旧・復興でございます。また、多くの事業を抱えております。これらについては町民の意見を吸い上げた中で、まちづくり総合計画という事業手引書の中にさまざまな事業が掲載されております。これは、町民に約束をしたこと。数字を下げることについては、青山議員もご存じのとおり事業をやらなければいい、そういうことでございます。ただ、そうであっていいのかという問題がございます。住民の福祉の向上、住民のニーズに応えるためには、さまざまな事業は当然しなければいけない。さらには、復旧・復興から新生矢吹町ということで、さまざまな、今、具体的な事業に取り組んで実施している最中でございます。

したがって、今までも話してきたとおり、基準であります18%未満というものを常に意識しながら、さらに、将来の子供たちに負担をさせない、高負担にならないようなそうした数値を見守りながら、今後も財政運営を続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

収入が限られているのに扶助費が上がっている、義務的経費含めて上がっている、このほか施設費の維持負担費を含めると相当な額になる、これではこの後、当然財政運営を維持できるのかというようなおたしでご

ざいますが、これらについても、実質公債費比率と絡めて、その危険水域を超えないような形で実施してまいりたいというふうに考えております。

国のほうの協議ということは、国・県との協議ということでございますが、国の指導は受けておりません。県との協議はもちろん実施しております。県との協議が是か非かという問題もございますが、これについては、一定の歯どめもかかる、町のほうでやりたいと言っても、県との協議ですから、矢吹町さんにそれだけの財政的な余裕がありますかということで歯どめにもなる、そういう意味では、一概にそれを非というものではなくて、そうした制度をうまく利用しながら、行政運営、財政運営を続けていくということは非常に大切なことであり、有意義なことだというふうに私自身は考えております。なお、今後は16%以下にすべく努力を続けてまいりたいと思います。

私の手元に、細かい今後の現在、費用の借入額の償還明細表がございます。平成25、26年度、相当数の償還の満了を迎えます。27年度以降も、16件ぐらいつの毎年の償還満了を迎えます。ですから、今現在行っている事業、皆さんのお耳に達している、町が今計画をしている事業を実施した以後については、起債の額も相当減るだろうし、また、償還額も減ってくるというような、そんな見込みも立てております。

ただ、これらについても、きょうの青山議員からのおただしのとおり、想定できないものがかかりまた出てくとも考えられます。交付税額が縮み込んでいく、そういったことも十分に検討していきたいと思っておりますし、また多くの町民から新たな要望が出てくるかと思っております。そういったものも、選択、費用対効果、優先順序、そうしたものを選択をしながらも、ただ、やらなくちゃならないものはやるということでございますので、多少のこひこは出るかと思っておりますが、いずれにしても、冒頭で話をさせていただきましたように18%の危険水域を基準値等を上回ることはないよう、今後も万全の注意を払っていきたいと思っております。

CCRCについては先ほども答弁させていただきました。町も、CCRCについては十分内容等を精査しながら、前向きに取り組んでいきたいという答弁をさせていただいたわけでございます。矢吹町の持てるポテンシャル、そうしたことを考えていくと、当然こうした取り組みについては、地方創生の中で取り込まなくちゃいけない、そういう考え方だというふうに思っておりますので、矢吹町の魅力を生かした高齢者の取り組み、二地域居住、さらには、Iターン、Uターン、Jターンという話もさせていただきましたが、そうした取り組みを積極的に実施していくことで、地方創生、CCRC、これらについての矢吹町の取り組みも具体的に見えてくるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、質問に対する答弁漏れが多少あるかと思っておりますが、その点については後ほど、また、指摘を受けた中で答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、6番、青山議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁をとめます。

企画経営課長、阿部正人君。

○企画経営課長（阿部正人） 6番、青山議員の再質問に答弁させていただきます。

私のほうからは、財政面2点についてお話しさせていただきます。

まず1点目は、地方交付税における臨時財政対策債の関係でありますけれども、先ほど青山議員から数字的なものを説明いただきましたが、交付税の算定上の数字でありまして、私のほうからは、実際の交付税算入額

に対する償還額、平成26年度予算の中で拾ってまいりました。

それで、臨時財政対策債は平成13年度から借り入れしておりますが、13年度借り入れから22年度借り入れまでは、償還額よりも実際算入される額が多くなっております。先ほど3年据え置きという話がありましたので、3年間は補正係数0.1、0.098とかになっておりますので、23年度以降はマイナスになっておりますけれども、実際は借り入れの工夫によりまして、やはり利息分を努力して減らしている、それで、実際の算入額のほうが償還額よりも多いという状況があります。結果的には96.7%という額になりますけれども、最終的に、終わったときには100%以上になるというふうに私どものほうでは考えております。

臨時財政対策債を使わないで、その分をためることもできるのではないかというお話もありました。それにつきましては、そのようにしたいところではあります、今年度の当初予算の編成の中でも、やはり財政調整基金まで取り崩さなくてはならないという状況でありますので、努力は継続いたしますが、現状ではなかなか難しいものだというふうに思っております。

2点目が実質公債費比率についてであります、届け出制のラインが16%ということで、これについては、次年度策定開始されますまちづくり総合計画の中で16%以下を目指すということで、位置づけすることで検討を進めております。

あと、起債制限比率についてのお話がありましたけれども、起債制限比率は10%未満となっております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） ここで、再質問の時間はありますけれども、答弁の時間はもう終了ですが。

6番。

○6番（青山英樹君） 今回、初めての予鈴が鳴りまして、私、7分ぐらいあるんですか。

○議長（諸根重男君） 8分くらい。

○6番（青山英樹君） そんなに話しませんが、答弁もらえないので、とりあえず。

今回一般質問で、同僚議員から、温泉の宿泊所をつくったらいかがですかとか、あるいは学校給食に関してのセンター方式か自校方式かとか、あるいは就農、農業に就農するUターン、Jターン、いろいろありますけれども、そういうものに対しての一般質問ございました。これは、まさしく今回の日本版CCRCに当てはまることであって、これを縦割りで、例えば道路だったら道路だけをつくるとか道路だけを整備するじゃなくて、そこに何を付随させるかという包括的に捉えていけば、同様に考えていけば、日本版CCRCに沿った、国の施策に沿った地方創生のプランができるんじゃないかと思うんです。当然そこにおいては国のほうでも、特別にそれが前衛的な方策であれば300億円ぐらいの予算を別途取ってあるわけですから、すぐにでも取りかかれるものがあるんじゃないかと思うんです。

一つの考え方として、縦割りでなくて、町長もきのう言いましたよね、横断的にというその考えに立って早急に、今皆さんから、議員から出てきた意見を包括的にまとめると非常にすばらしいものが出てくるんじゃないかと思うんです。ぜひともそういった検討を加えて、まちづくりをしていってほしいというふうに考えます。

そしてまた、交付税措置に関しましては、今、阿部課長のほうからも話ありましたが、結果的に、臨時財政対策債を起債すれば、基準財政需要額からその分を引いて、引いた振りかえ相当額をもって基準財政需用額に

算入されてしまうので、でき上がってしまうので、結果としてはプラスマイナスゼロになってしまうのかなという気もするんです。であれば、長野県の阿智村なんかは、逆に臨時財政対策債を借りないんですね。ほかに交付税措置されたものを、交付税措置の起債をして、それを繰上償還しちゃうと。そうすると、もう返しちゃうわけなので、その後来る交付税措置は自分の利益になっちゃうんですね、利息でも。そんなようなことをしているのが長野県の阿智村でありまして、やはり今ある現状を冷静に判断して分析して、そしてやはり将来的な展望に立ち、借りなくちゃいけないものは借りなくちゃいけない。おっしゃるとおり必要なものはあります。その取捨選択をしながら財政を健全化していくことを、やはりプランとして明確に打ち出していただけのようにお願いしたい。

どうも、交付税措置に関しても利便性だけを追求しちゃって、結局先送りしながら、今だけを、場当たりに今だけを何とかしのいでいるような、そういう印象がちょっとありますので、その辺に関しては今後の財政再建のプラン等に関しましても、現状は現状として、いい悪いを明確に打ち出して、そこをどういうふうに解決していくかということをお示しいただきたいことを、私からの質問ではないんですがお願いとして、それに対して回答がいただけるものと信じて、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で、6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

(午前10時57分)

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午前11時08分)

◎総括質疑

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案、請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第47号については、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思

ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第45号及び第46号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、6月5日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

(午前11時12分)

平成27年6月22日（月曜日）

（第 4 号）

平成27年第388回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年6月22日(月曜日)午後1時開議

日程第1 議案第45号

審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第46号

請願第2号

審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決

日程第3 陳情第3号

審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第47号

審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程の追加

日程第5 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第6 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 発議第5号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
(案)

日程第9 発議第6号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則(案)

日程第10 発議第7号 矢吹町議会傍聴規則の一部を改正する規則(案)

日程第11 発議第8号 「国際平和支援法」案及び「平和安全法整備法」案の廃案を求める意見書(案)

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
8番	大木義正君	9番	熊田宏君

10番	栗崎千代松君	11番	角田秀明君
12番	吉田伸君	13番	柏村栄君
14番	藤井精七君	15番	鈴木一夫君
16番	諸根重男君		

欠席議員（1名）

7番	竹元孝夫君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課主幹兼 課長補佐兼 固定資産税 係長	神山義久君
町民生活課長	氏家康孝君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君
上下水道課長	小針良光君	教育次長兼 学校教育課長	佐藤豊君
会計管理者 兼出納室長	白坂恵悟君	生涯学習課 主任主査兼 生涯学習振興 係長	青木紀男君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水戸邦夫	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○議長（諸根重男君） なお、日程に先立ち、病気等の事情により、説明員として、税務課長、三瓶貴雄君にかわり税務課主幹兼課長補佐兼固定資産税係長、神山義久君が、そして、生涯学習課長、梅原喜美君にかわり生涯学習課主任主査兼生涯学習振興係長、青木紀男君が、それぞれ代理として出席しておりますのでご報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（諸根重男君） それでは、去る6月16日の本会議において各常任委員会、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第1、これより議案第45号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務常任委員会審査結果報告書。

第388回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第45号の審査結果は次のとおりであります。

議案第45号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災の発生時に旧緊急時避難準備区域等に移住していた世帯に対する国民健康保険税の減免について、諸要件に応じ半年分または全額を平成27年度分においても引き続き行うため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第45号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第46号、請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより議案第46号及び請願第2号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは報告させていただきます。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第388回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第46号及び請願第2号の審査結果は次のとおりであります。

議案第46号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例。

本案は、公民館の料理実習室に新設した空調設備の冷暖房使用料を徴収するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書。

本件は、国の関係機関に、これまでも継続して行われてきた被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学等の支援事業を平成28年度以降も継続して実施できるように、その交付金制度の継続と必要な財源措置について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第46号 矢吹町公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第2号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採決することに決しました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより陳情第3号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

産業常任委員会より報告をさせていただきます。

産業常任委員会審査結果報告書。

第388回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第3号の審査結果は次のとおりであります。

陳情第3号 町道東堤2号線の舗装に関する陳情。

本件は、中野目西地区の町道東堤2号線の早急な現道舗装による整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択するものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 議案に対して反対とかそういうものではありませんので、確認のために1つ聞いておきたいと思います。

この線については、集落のほうに神社がありまして、進入路の件が堤寄りのほうは大分広いんですけども、そこら辺が消防自動車とか何か入るときに困らないのかというふうな、私もあそこは何回も通っているものですから今ちょっと気になって同僚議員に確認の上で聞いたんですけども、そこら辺を産建の委員会としてはどのように考えているか、委員長の考え方を伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） お答えいたします。

現地調査の結果、そういった審議、意見は出ませんでした。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第3号 町道東堤2号線の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第47号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第388回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につき、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から6までは記載のとおりでございますので、後ほどごらんのほどよろしく申し上げます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第47号の審査結果は次のとおりです。

議案第47号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億800万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億500万4,000円とするもので、あわせて、地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、県支出金1億2,598万8,000円、繰入金1,079万4,000円を増額し、国庫支出金966万9,000円、町債2,090万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、農林水産業費がふくしま森林再生事業等により1億2,198万6,000円、土木費が都市再生整備計画事業等により1,869万円、教育費が総合型地域スポーツクラブ設立準備事業等により562万円をそれぞれ増額し、商工費は中心市街地復興・街づくり推進事業等により4,270万円を減額するものであります。

地方債の補正では、都市再生整備計画事業債の限度額を減額するものであります。

討論に入り、青山委員から、防災行政無線関係整備委託に当たり、随意契約か競争入札区分の予定が明らかでないこと、また、随意契約方法による場合の理由も明確でないため本案に反対する旨の意見があり、一方で栗崎委員から、ルールに基づき適正に積算された補正予算であること、さらに、薄葉委員からは、ふるさと森林再生事業、行政区活動支援事業や多面的機能支援事業など町民に寄り添った補正予算であるため、それぞれ本案に賛成する旨の意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） お尋ねいたします。

本議案に関しては、消防費におきまして、デジタル防災行政無線システム設置工事が工事管理委託料、それから実施設計委託料ということで組み替えをされておりますけれども、このデジタル防災無線の整備に当たっては、以前60メガヘルツでの現行のシステムの整備が行われておりますが、こちらのシステムに対して280メガヘルツの整備が行われた場合、この存続がどうなるのか。それから廃止された場合の、これもたしか補助金及び起債による交付税措置がされていたと思われませんが、この点について討論がされたのかどうか、明らかにお示しをいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

第2予算特別委員会委員長、14番、藤井精七君。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 第2予算委員会の中でいろいろの質疑はありましたが、討論の中ではそういう安井議員の指摘事項の点はございませんでした。お答えいたします。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、青山英樹君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議案第47号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に関しまして、反対の立場で討論をいたします。

一般会計補正予算ということで、さまざまな事案が盛り込まれている補正予算であります。その中の1点におきまして、消防費、災害対策費の工事管理委託料及び実施設計委託料700万円に関しまして、この委託契約がどのように行われるのかに関しましては、明確な文言をいただくことができなかった経緯があります。

ただ、私どもの聞き取りによりますと随意契約で行うとの旨の発言があったことを、私どもは聞き取りとして記憶しております。その件に関しまして、随意契約はやはり基本的に地方自治法第234条第2項において「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」というふうに定められており、また会計法にあっては第29条の3、第1項におきまして「契約担当官及び支出負担行為担当官は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない」というふうにあります。

このような規定のもとに、地方自治法施行令第167条の2、第1項におきましては、1から9までの条件を出しつつ随意契約を認める旨の理由が掲載されておりますけれども、このどれに当てはまるかという点に関しましても、後で説明をするということをお返答として得ましたけれども、採決をするこの場にあっても、いまだその判定、理由というものは示されておられません。

会計法並びに地方自治法には、国及び地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり、随意契約に

よろうとする場合は2以上のものから見積書を徴することと、予算決算及び会計令により規定されているところであります。

随意契約は、競争入札と比べて予算の効率化、公平性、透明性の点でデメリットがある。競争性がないため落札率が高どまりして予算の無駄遣いとなりやすく、また、予定価格の根拠となる価格値資料を契約予定者から聴取せざるを得ない場合が多く、契約予定者による価格操作が容易で予定価格制度が形骸化しやすいとの指摘もあります。

このような非常に大事な案件にもかかわらず、競争入札に付するのか、あるいは随意契約に付するのか。また、その根拠が示されないままでは、1つにはめくら判を押すというようなことになりかねない事態でありまして、みずからの議員としてのその職責を全うするに当たりまして、私は反対をいたす次第でございます。

多くはほかの事業もございしますが、やはり森を見て木を見ずというようなことに関しましても、議員の職責上、目を光らせていく必要があると思い、あわせて、この議案に関しましては反対をする所存でございます。皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、私は、議案第47号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算については、東日本大震災から4年3カ月が経過し、復興を進める中において防災無線の難聴対策やふくしま森林再生事業などの放射性物質対策等を行うものであり、町民に寄り添った予算といえます。

防災行政無線の難聴対策については、280メガヘルツ帯の送信局の整備と防災ラジオを配布することにより、屋内外における難聴問題を解消することが可能であり、災害時におけるバックアップの確保や利便性の向上、管理運営上の効果も期待されます。

契約の方法として、随意契約の方法がありますが、随意契約については地方自治法第234条及び同施行令第167条の2に規定されており、同上の要件に該当する場合は随意契約ができるとされております。同施行令第167条の2では、同上第1項において規定する額を超えない場合や高度な専門知識を要し、その契約内容の性質等が入札に適していない場合、競争入札にすることが不利な場合等、随意契約ができるものとされておりますので、契約に際しては随意契約を含めた検討も可能ではないかと考えております。

また、ふくしま森林再生事業については、生活に身近な森林において、いち早く放射性物質対策を行うため除染事業の代替策として行われる事業であり、森林が持つ機能回復として、間伐等による森林整備と放射性物質の流出防止を一体に行うものであります。

さらに、多面的機能支払交付金事業や行政区支援事業については主に行政区が主体となる事業であり、農地の保全はもちろん農道の管理、用排水路の管理、放射性物質対策、地域内の環境保全のほか、協働のまちづくりの担い手として行政区の活動も支援するものであります。

このように、今回の補正額は町政各般にわたる課題に取り組んでいくための予算であると考え、本案に賛成いたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

1 番、安井敬博君。

〔1 番 安井敬博君登壇〕

○1 番（安井敬博君） 議案第47号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に関して、反対の立場で討論させていただきます。

先ほども質疑をさせていただいたとおり、現行の60メガヘルツ防災行政無線システムに関して、これを廃した場合の補助金の返還、それから将来の交付税措置、これについて明確にされていないということでありました。それについて、将来町民負担があるかどうか。この点が明確ではないという点において、懸念の意を表するものであります。

そして、デジタル防災行政無線に関しては、この震災を受けてこれを復興するという立場で、決してその整備自体に反対するものではありませんが、この将来負担等に関する検討がされていないというその点に関しまして、議案第47号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に反対の立場を表明させていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第47号 平成27年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了しましたが、ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時33分）

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

（午後 2時05分）

◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席にお越しの皆さん、ありがとうございます。

それでは報告させていただきます。

会期中に町長から提出となりました同意3件及び議員から発議4件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会及び文教厚生常任委員会の各委員長から提出のあった閉会中の継続調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案については、除斥の対象ではございませんが、出席されておる教育長の人事案件でありますので、教育長、栗林正樹君には一時退席をしていただきます。

〔教育長 栗林正樹君退場〕

○議長（諸根重男君） 事務局長に同意第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明いたします。

同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、平成27年7月14日をもって教育委員会委員の任期が満了となります。矢吹町一本木45番地3、栗林正樹氏を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく新教育委員会制度における新たな教育長に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

新教育委員会制度における新教育長は、これまでの教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した任期3年の新たな職であります。現教育委員長については、現教育長の任期が満了した時点で教育委員長としては失職することになりますが、引き続き、教育委員として在職することとなります。

また、今回の改正に伴い、新教育長の職務代理者は、新教育長があらかじめ指名する教育委員がその職務を行うこととなります。

本提案の栗林氏は、長年の教職経験を踏まえ、平成19年7月から現在まで2期8年間教育委員会教育長を務められており、この間、学校における体験活動の充実、教員の資質能力の向上に取り組むとともに、学校施設の安全・安心な環境整備はもとより生涯学習、文化、スポーツ、さらに子ども・子育ての支援においても数々の指導力を発揮され、教育行政の振興発展にご活躍をいただいております。

このような経験を生かし、引き続き、豊富な識見と卓越した手腕を町教育行政の進展に寄与していただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

それでは、栗林正樹君の入場を許します。

〔教育長 栗林正樹君入場〕

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、監査委員として2期8年間にわたり町の財務行政運営全般に対する審査、指導に尽力され、この6月30日をもって任期が満了とな

ります矢吹町本町95番地、佐藤昇一氏を再度同委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

佐藤氏は、金融、検査などの業務に精通しておられることから、平成19年7月より、監査委員として豊富な識見と卓越した手腕をもって本町の適正な財政運営の遂行にご尽力いただいております。

今回引き続き、同委員として就任していただきたく、ここに提案をします。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、平成24年7月から町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町中畑297番地、岡崎邦夫氏を再度同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。

岡崎氏には、任期中、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、平成26年7月からは町固定資産評価審査委員会の委員長を務めていただいております。今後も引き続き同委員会の職務にご尽力いただきたく、ここに提案をします。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで同意されました各委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時19分）

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時20分）

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより発議第5号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第5号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）。

東日本大震災から4年が経過しました。

平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は平成27年度から「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり、被災した子供たちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費、スクールバスの諸経費を含む等の補助が行われ、極めて有効な支援事業として機能しています。

現在も多くの子供たちが福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。いまだにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子供が多くいます。

特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子供たちは大変厳しい環境の中で生活し、学んでおります。スクールバスで通学していたり保護者の送迎により通学したりしている子供も多くいます。

また、福島県だけでなく宮城県、岩手県など、広範囲の被災地でも被災した多くの子供の就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成28年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財源措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

よって、本町議会は下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、引き続き平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

平成27年6月22日。

復興大臣殿、文部科学大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第9、これより発議第6号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。

事務局長に発議第6号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）。

矢吹町議会会議規則（平成3年矢吹町議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1行を加える。

2、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則。

この規則は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第10、これより発議第7号 矢吹町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。

事務局長に発議第7号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 何度も出てきてすみません。

矢吹町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）。

矢吹町議会傍聴規則（平成3年矢吹町議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1項、第1号中「、杖」を削除する。

附則。

この規則は公布の日から施行する。

なお、傍聴席の方がいらっしゃいますので、何のことが意味がわからないでしょうけれども、議場に持ち込みを禁止する物を創設するためのものであります。以前はつえはだめでしたが、今後はつえを持ち込んでも大丈夫だという意味でございます。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第7号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号 矢吹町議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第11、これより発議第8号 「国際平和支援法」案及び「平和安全法整備法」案の廃案を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第8号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 「国際平和支援法」案及び「平和安全法整備法」案の廃案を求める意見書（案）。

内閣が閣議決定をした「国際平和支援法」案及び「平和安全法整備法」案（以下、あわせて本法案と言う）が今国会において審議入りしておりますが、去る6月4日の衆議院憲法審査会における参考人質疑では、憲法解釈変更による集団的自衛権行使を含む本法案について、与党が推薦した参考人を初め3人の憲法学者全員が憲法違反であるとの判断を示しました。

時事通信が実施した6月の世論調査でも、本法案の今国会での成立に対し反対あるいは否定的な声が8割超に上り、元閣僚経験者らからも憲法解釈を一内閣の恣意によって変更することは認めがたいなどの意見が表明されております。

法の制定に当たっては、憲法を遵守し、国民の十分な理解を得たものでなくてはなりません。

よって、本町議会は、今国会においては本法案について廃案にされるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成27年6月22日。

内閣総理大臣殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長（諸根重男君） これより発議第8号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 「国際平和支援法」案及び「平和安全法整備法」案の廃案を求める意見書ということで、提案者にお尋ねいたします。

現在、この法案は国会で審議中であります。国の最高決議機関が国会ならば、その審議中の法案に対して廃案というのは、私はどのような感覚でこれを提出したのかお尋ねしたいと思います。民主主義の最もなることは、町ではこの議会であります。議会中に廃案にしてくださいという案は3月にもありましたけれども、こういう提案というのはないと私は思うんです。民主主義を冒瀆するものだと私は思います。

よって、提案者の説明をお願いしたいと思います。

2点目。この意見書の提案については、3月議会においても議運の委員長より慎重にするようにということで、こういうこと、今回のことですけれども、3月にもありました。きちんと内容を我々各議員に説明してもらって、もちろん矢吹町議会議長、諸根重男で出ていくわけですから、なぜ本会議で急にこういうことができるのか、そのことについても説明していただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） それでは、12番、吉田伸議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目としましては、国会で審議中の案件に対して、これに対して地方議会のほうで廃案を求めるということは、民主主義の根幹にかかわるというご趣旨だと思います。

本法案につきましては、民主主義の根幹という意味で申しますと、まず憲法に違反しているという学者がおられるということ。この点について、今私は懸念を申しておるのであります。と言いますのも、この地方議会、これ自体も憲法において、地方自治について憲法の中で保障されているものであります。これも一内閣が恣意的に判断をすれば、それが何とでも内閣の判断によって決まってしまう。この矢吹町の議会も、憲法において規定されたものにおいて会議規則なども決まっておりますが、それすらも危うくされかねない懸念があるということ。そしてまた、憲法に規定されております基本的人権の尊重や幸福の追求権など、そういったものも一内閣の判断によって決まってしまう。これについては看過できないと考えまして、本案について一旦廃案を求めるということを趣旨として提案したものであります。

よって、民主主義の根幹からいっても、本議会において提案することは妥当であると考えます。

続きまして2番目のものでありますが、意見書の提出に関しては慎重に審議をしなくてはならない。まさにそのとおりであります。今回におきましては、会議規則第14条第1項及び第2項の規定によりますと、何ら問題でないことであると思われまます。

また、この発議を行うに当たっては、事前に定められた期日までに提出をするということ。これについても申し合わせとしてあるということも承知はしておりますが、今国会の議論、それから憲法審査会、そして国民の世論など、こういったものがこの提出期限の後にもまた変化をしている、こういったこともあわせて提出をさせていただきました。この点につきましては、大変申しわけなく思いますが、議員の皆様のご了解を得たいと思います。

以上、答弁申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

12番、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 長らく安井君と意見の交換をやるつもりはありません。

ですから私は、国会で安井君の立場の人たちの意見も、また別の人たちの意見も、是は是、非は非であるはずで。それを審議しているのではないかということを行っているはずで。安井君の意見は安井君の意見として、それは聞いておきますけれども、それを国会で国民の代表として審議しているのではないですか。だから、審議を見守るべきだと私は言いたいんです。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 12番、吉田伸議員のご質問にお答えいたします。

国会で審議しているものに対して、是である非であるということ論議すべきである。その国会における審議中のものに関して提案するものではないというご質問のご趣旨だと思います。

国会で審議中ではありますけれども、今国会でのこの法案の成立が決まってしまうと、私たち市民の生命そういったものに対して安全を脅かされる、そういうおそれがあるということで提出させていただきました。

また、その提出につきましても地方自治法の第99条の規定に基づき提案をするものでありますので、何ら問題ないと考えます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番(熊田 宏君) 本当に何度もすみません。

私は、発議第8号「国際平和支援法」案及び「平和安全法整備法」案の廃案を求める意見書(案)について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど発議者からもありましたが、今国会審議中で変化しているということで、今まさに議案を廃案にしていきたいという意見書でやめてしまっているのかと、日々変わっているのと思います。

また、3人の法律学者について述べられていますが、その違憲だと指摘したことについて、自民党の高村副総裁は、学者の言うとおりにしたら日本の平和が保たれたか、極めて疑わしいと反論しました。それは60余年前に自衛隊ができたときに、ほとんどの憲法学者が自衛隊は憲法違反だと言っていました。憲法学者の言うとおりにしていたら、自衛隊は今もない。日米安保条約もない。日本の平和と安全が保たれていたか極めて疑わしいと。続けて、私が批判しているのは憲法学者ではなくて、憲法学者の言うことを無批判にうのみにする政治家だと述べています。

また、谷垣幹事長は、安全保障環境の変遷に伴って考え方に変化があるのは自然なことだとした上で、安保関連法案は最高裁の憲法判断に沿い、違憲ではないという考え方を改めて示しております。

この法案審議に際して、民主党の岡田代表は、想定されるケースを細かく明確に説明しろというふうに質問しました。それに対し安倍首相は、想定される国家の危機的状況下でそんな細かい状況を一々手のうちを明かすようなことをしたら、国民の生命を危機にさらすことになるということをおっしゃっています。世界的に見てもそんなことを答弁するトップはいないということもおっしゃっておられました。

まさに国民の命を守るため、国会で真剣に協議している状況下にあります。野党からは、審議時間の延長の要望がなされました。きょうの衆議院であさって23日までの期間が9月下旬、一方では9月27日までというふうに言われておりますが、大幅な会期延長が決定されます。このような大幅な延長は異例なことでもあります。いかに本法案が大切かということの意味しているんじゃないでしょうか。

また、維新の党では6月23日に安全保障関連法案について対案を決定する予定でありましたが、大幅な会期延長を受けて、対案決定を焦る必要はないということでじっくり対案作成の姿勢です。

国会で、与野党を挙げて本腰入れて取り組もうとする法案を廃案にしろという本発議は、国会議員に対してだけでなく、日本国民に対しても無責任極まりないと思います。行政国家の使命の第一義は、国民の生命を守ることです。国会において、町民・国民を守る、どう守るのかという審議を継続すべきであるというふうに思います。

よって、発議第8号に反対させていただきます。

以上で、討論とさせていただきます。皆様のご賛同方よろしく申し上げます。

以上です。

〔「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

○9番(熊田 宏君) ありがとうございます。

○議長(諸根重男君) ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり提出することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（諸根重男君） 起立少数であります。

よって、発議第8号の意見書は否決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第12、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長からの継続調査の会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第13、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会及び議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第388回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 2時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 27 年 9 月 3 日

議 長 諸根 重男

署 名 議 員 加藤 宏樹

署 名 議 員 佐藤 幸市